

第3期下妻市

きらきら子ども・子育て応援プラン

【令和 7(2025) 年度～令和 11(2029) 年度】



下妻市

令和7年3月

ご あ い さ つ

わが国の少子化は予想を上回るペースで進行しており、共働き世帯の増加、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、家族の在り方や子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。このような状況において、子育て家庭の負担や不安、孤立感が高まっており、安心して子どもを産み育てるためには、妊娠、出産、子育ての各段階に応じたきめ細やかな支援を充実させ、福祉、保健、医療などを統括した支援ができる仕組みを構築することが重要です。



本市では、令和2年3月に「第2期下妻市きらきら子ども・子育て応援プラン」を策定し、様々な事業を実施してきましたが、そのなかでも子育て世代の経済的負担の軽減策として、令和3年度から出産祝金の支給を開始し、令和6年度にはより多くの家庭が安心して子どもを預けられるように保育料を大幅に減額しました。この他、公立保育園の民営化では、民間保育園の持つ柔軟性や効率性を生かし、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズへの効果的な対応、並びに民間のノウハウの活用による保育園の施設整備により、保育環境の整備を進めてきました。また、「子育て総合支援拠点」や「子育て世代包括支援センター」の設置により相談体制を構築し、子どもを産み育てやすい環境づくりと、安心して子どもを預けられる体制の整備を通じて、子育て世帯の多様なニーズに応えるための支援施策を推進してまいりました。

このたび、「第2期下妻市きらきら子ども・子育て応援プラン」の最終年度を迎えるにあたり、第2期計画の取り組みの成果や現状を踏まえ、社会情勢の変化や新たな課題に対応した「第3期下妻市きらきら子ども・子育て応援プラン」を策定いたしました。本計画の基本理念である「みんなで育む子どもの未来 笑顔あふれる子育てのまち しもつま」の実現に向け、令和7年4月にはこども家庭センターを設置するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、全ての子育て家庭が必要なときに必要な支援を受けられ、子育てに喜びを感じられる環境を整えることで、本市での子育てが充実したものとなるよう、さらなる施策の推進に努めてまいります。

また、本市の子どもたちが安心・安全なまちで幸せに、心豊かに成長するためには、地域や社会が子どもや子育て家庭を優しく見守り、温かい手を差し伸べることが重要です。今後とも、皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました下妻市子ども・子育て会議の委員の皆様や、アンケート調査および貴重なご意見をいただいた多くの皆様に心よりお礼を申し上げます。

令和7年3月

下妻市長 菊池 博

目 次

第1章 計画の基本的な考え方.....	3
第1節 計画策定の趣旨.....	3
第2節 計画の根拠・位置づけ.....	4
第3節 計画の期間.....	6
第4節 計画策定の経緯.....	6
第2章 子どもをとりまく現状.....	9
第1節 下妻市の現状.....	9
第2節 ニーズ調査結果の概要.....	26
第3節 前計画の事業実績と評価.....	47
第4節 統計等から見る現状と課題.....	57
第3章 計画の理念・基本目標.....	63
第1節 基本理念.....	63
第2節 基本目標.....	64
第3節 施策体系図.....	65
第4章 分野別施策.....	71
基本目標1 子ども・子育て支援事業の充実.....	71
施策1 子ども・子育て支援事業の充実.....	72
施策2 親子の健康づくり.....	76
基本目標2 健やかな育成・教育環境の整備.....	80
施策1 教育・生涯学習と地域連携.....	81
施策2 相談・情報提供の充実.....	84
施策3 仕事と子育てが両立できる環境整備.....	87
施策4 教育・保育の一体的整備.....	89
基本目標3 多様な家庭環境に対する支援.....	91
施策1 児童虐待防止対策.....	92
施策2 ひとり親家庭への支援.....	94
施策3 障害のある子どもへの支援の充実.....	96
施策4 外国人世帯への支援.....	100
施策5 貧困等、困難な状況にある子どもの支援.....	101
施策6 子どもの権利を守るための活動.....	104

基本目標4 安心安全な住みよい地域づくり	106
施策1 交通事故や犯罪のないまちづくり	107
施策2 子どもの遊び場・公園等の充実	109
第5章 重点事業の見込量と確保方策	113
第1節 子ども・子育て支援制度の改正内容について	113
第2節 教育・保育の提供区域の設定	115
第3節 教育・保育の見込量と確保方策	116
第4節 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策	118
第6章 計画の推進	131
第1節 計画の進捗管理	131
資料編	132
第1節 下妻市子ども・子育て会議条例	132
第2節 下妻市子ども・子育て会議委員名簿	134
第3節 諮問	135
第4節 答申	136

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の根拠・位置づけ

第3節 計画の期間

第4節 計画策定の経緯





第 1 章 計画の基本的な考え方

第 1 節 計画策定の趣旨

わが国における 1 人の女性が産む子どもの数の指標となる合計特殊出生率は、2023 年で 1.20 となり、統計を取り始めて以降最も低く、8 年連続で前の年を下回りました。少子化の進行は危機的な状況にあるとされ、様々な影響が懸念されています。

このような中、国は令和 5 年 3 月に「次元の異なる少子化対策」を公表し、経済的支援の強化や社会構造・意識の改革等を基本的理念として、少子化傾向を反転するための政策を打ち出しました。令和 5 年 4 月には、子どもが自立した個人として、等しく健やかに成長することができる社会の実現に向け、子どもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援を行い、子どもの権利利益の擁護を行うための組織「こども家庭庁」が発足、また、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、子ども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。さらに、12 月には、子どもの施策を総合的に推進するために、基本的な方針や重要事項を定める「こども大綱」が閣議決定され、日本国憲法やこども基本法、児童の権利に関する条約の精神に則り、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすこととしています。

本市においては、「次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）」に基づき「下妻市次世代育成支援対策行動計画（以下、「次世代計画」という。）」を策定し、前期計画（平成 17 年度～21 年度）、後期計画（平成 22 年度～26 年度）を通じて、次代を担う子ども及び子育て家庭の支援を計画的、総合的に取り組むための施策を展開してまいりました。続いて、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とした「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成対策支援行動計画」を一体的に進める「下妻市きらきら子ども・子育て応援プラン」を策定、さらに令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とした第 2 期計画の策定と、2 期にわたって、本市の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な取り組みを進めてきました。

しかしながら、子ども・子育てを取り巻く環境は、目まぐるしく変化してきており、出生数の減少や核家族化の進行を背景に、子どもたちの育成環境等への影響も懸念されていることから、子どもと子育てを社会全体で支援することが必要であり、行政の役割を果たしつつ、さらにつながりのある社会の構築に向けて取り組んでいくことが大切です。本市ではこの度、「第 2 期下妻市きらきら子ども・子育て応援プラン」が令和 6 年度末に終了することから、社会環境の変化や子ども・子育てを取り巻く現状、本市の実情を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「第 3 期下妻市きらきら子ども・子育て応援プラン」を策定し、きめ細かい・切れ目のない子ども・子育て支援環境の充実に取り組みます。



第2節 計画の根拠・位置づけ

1. 計画の根拠

この計画は、下妻市において、子ども・子育て支援法第61条を根拠とする「下妻市子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項を根拠とする「下妻市次世代育成支援対策行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」を一体のものとして策定したものです。また、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下、「成育基本法」という）に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」を包含した計画とします。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画」という）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抜粋）】

（市町村計画）

第10条 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

【母子保健を含む成育医療等に関する計画】

（成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針）

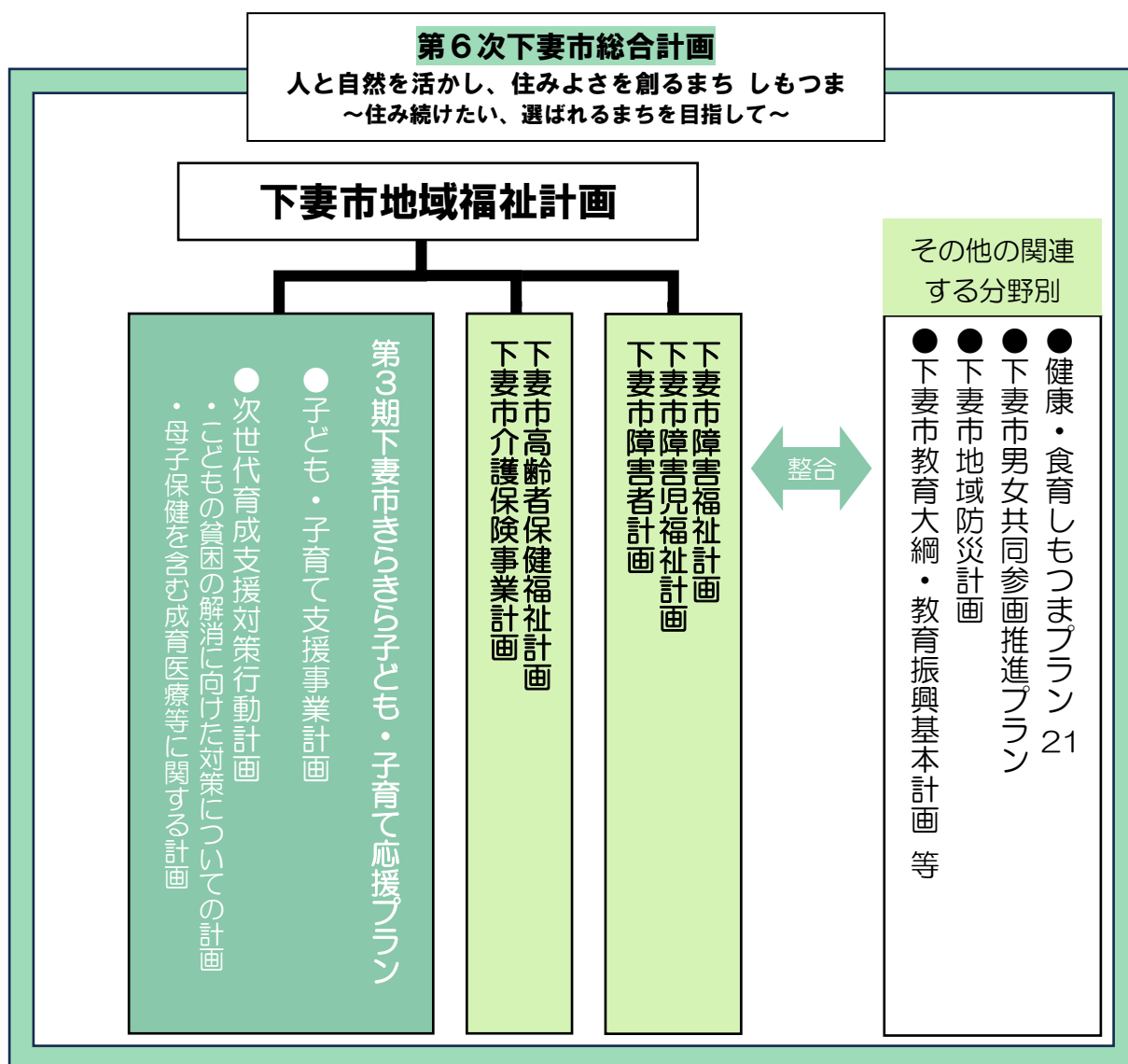
「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」（令和5年3月31日付け子発 0331 第18号厚生労働省子ども家庭局長通知）により、従来の「健やか親子」に関する通知は廃止され、新たに「母子保健計画」を含む「母子保健を含む成育医療等に関する計画の策定」に取り組むよう示されました。

母子健康計画と母子保健の普及啓発で関連する「健やか親子 21」は、「成育医療等基本方針に基づく国民運動」として位置づけられ、引き続き重要な取り組みとして認識されています。また、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るため、効果的な母子保健対策の推進施策を定めるとともに、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針を踏まえて、成育医療等に関する評価指標を参照して計画を策定することが求められます。



2. 計画の位置づけ

下妻市きらきら子ども・子育て応援プランは、本市の総合的な行政運営の方針を示した「下妻市総合計画」を最上位計画とし、社会福祉法に基づき上位計画となった「下妻市地域福祉計画」や高齢者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画等の福祉計画関連やその他の関連する主な分野別の計画と調和を保って策定しています。



第3節 計画の期間

下妻市第3期子ども・子育て支援事業計画及び下妻市次世代育成支援対策行動計画は、それぞれ5年を1期とすることが法定されているため、第3期下妻市きらきら子ども・子育て応援プランの計画期間は令和7年度から令和11年度までとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
下妻市第2期子ども・子育て支援事業計画及び下妻市次世代育成支援対策行動計画（5年間）					下妻市第3期子ども・子育て支援事業計画及び下妻市次世代育成支援対策行動計画（5年間）				
				見直し	必要により適宜見直し				見直し

※計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを検討します。

第4節 計画策定の経緯

第3期下妻市きらきら子ども・子育て応援プランは、本市の子ども・子育てに関連する市民代表と共に、事業者、団体・関係機関及び有識者によって構成されている下妻市子ども・子育て会議が審議しました。

また、子育て家庭をはじめ、広く市民の意見を反映させるため、就学前・就学児童の子育て家庭への「下妻市子ども・子育てアンケート」「パブリックコメント」を実施して策定しました。



第2章 子どもをとりまく現状

第1節 下妻市の現状

第2節 ニーズ調査結果の概要

第3節 前計画の事業実績と評価

第4節 統計等から見る現状と課題





第2章 子どもをとりまく現状

第1節 下妻市の現状

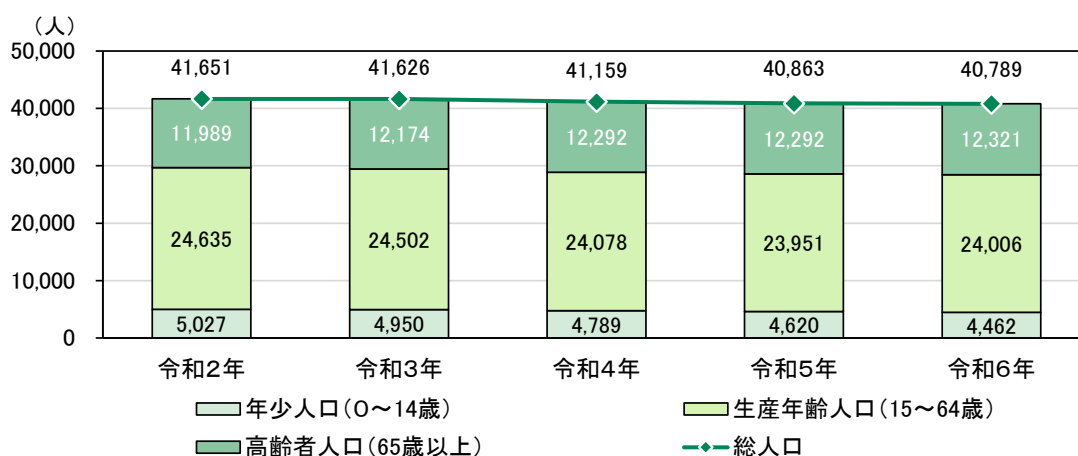
1. 下妻市の人口

(1) 年齢3区分別人口の推移

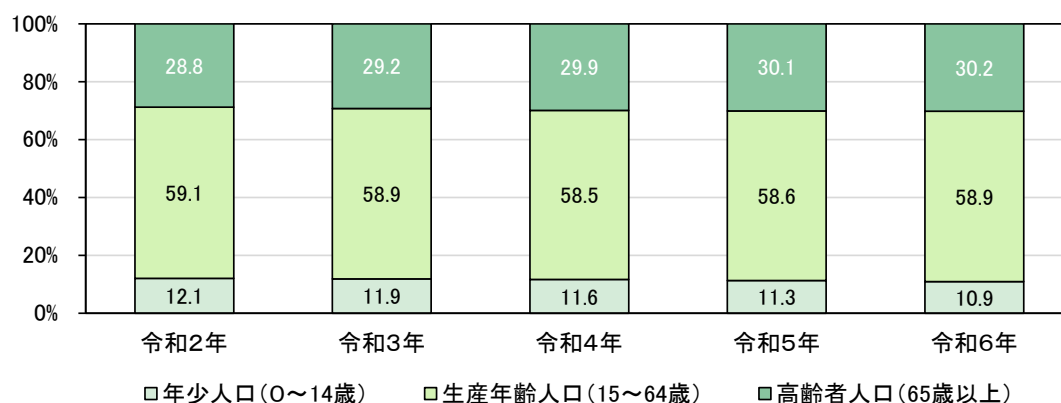
本市の総人口は、減少傾向で推移し、令和6年で40,789人と、令和2年の41,651人と比べて862人の減少となっています。

年齢3区分別人口の割合の推移をみると、高齢者人口は増加傾向で推移している一方、年少人口は、減少傾向で推移しています。また、生産年齢人口は令和4年まで減少傾向で推移していましたが、令和5年以降は増加傾向で推移しています。

【年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口の割合の推移】



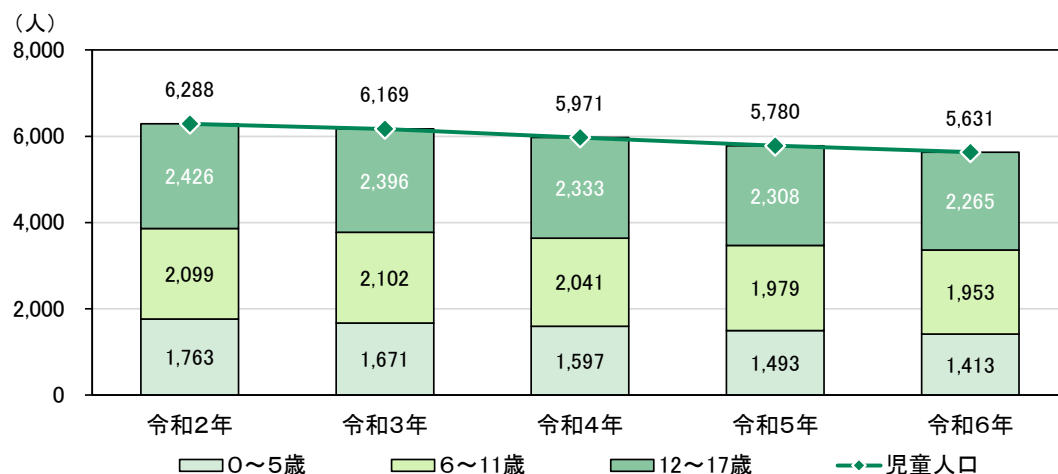
資料：茨城県常住人口調査（各年4月1日現在）

(2) 児童人口の推移

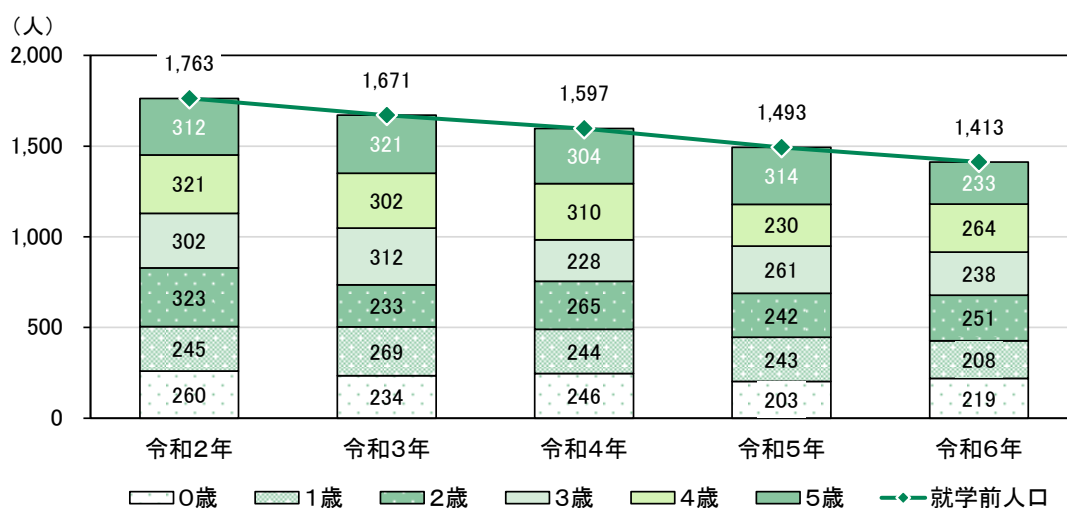
本市の児童人口は、令和6年で5,631人と、令和2年の6,288人と比べて657人の減少となっています。

就学前人口は、減少傾向で推移し、令和6年で1,413人と、令和2年の1,763人と比べて350人の減少となっています。

【児童人口の推移】



【就学前人口の推移】



資料：茨城県常住人口調査（各年4月1日現在）

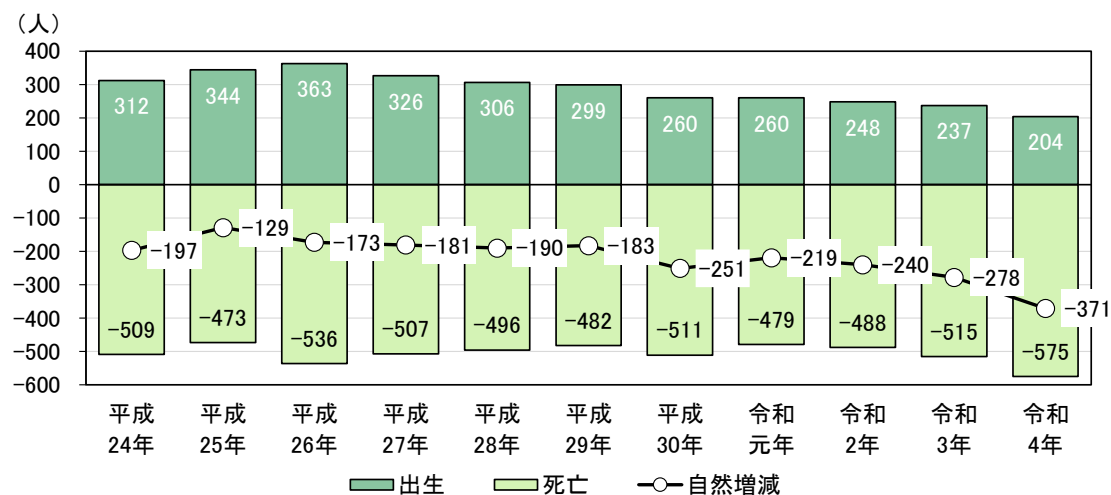


(3) 自然動態・社会動態の推移

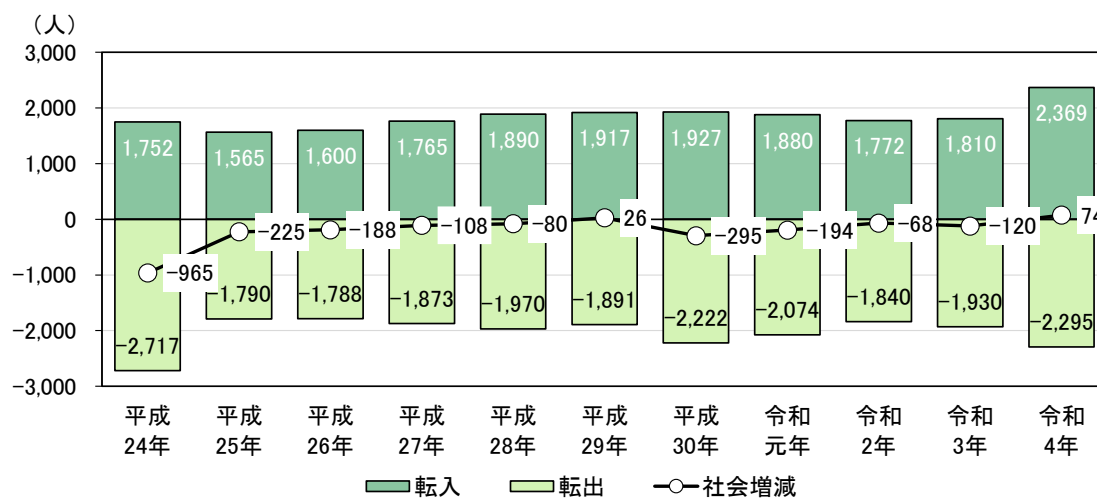
本市の自然動態（出生・死亡による人口動態）は、マイナスで推移しており、令和4年は371人のマイナスとなっています。

社会動態（転入・転出による人口動態）は、平成30年から令和3年まではマイナスで推移していたものの、令和4年はプラスで推移し、74人のプラスとなっています。

【自然動態の推移】



【社会動態の推移】



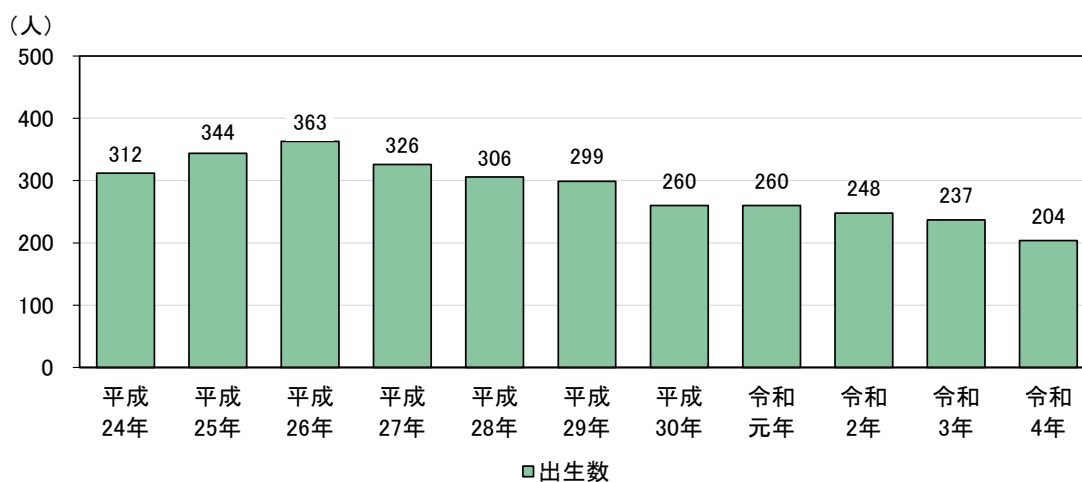
資料：茨城県人口動態統計

(4) 出生数の推移

本市の出生数は、減少傾向で推移し、令和4年には204人となっています。

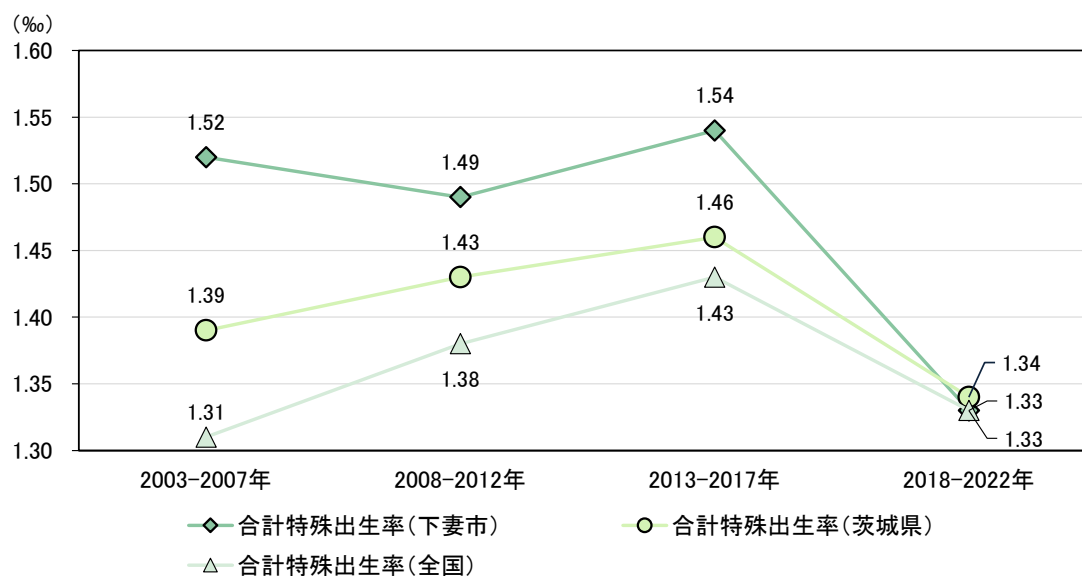
また、本市の合計特殊出生率の推移をみると、県や国より高い割合で推移していましたが、2018-2022年に関しては、県や国と同様に大きく減少しています。

【出生数の推移】



資料：茨城県人口動態統計

【合計特殊出生率の推移】



資料：厚生労働省「人口動態保健所・市町村別統計」
※合計特殊出生率はベイズ推定法を用いて算出

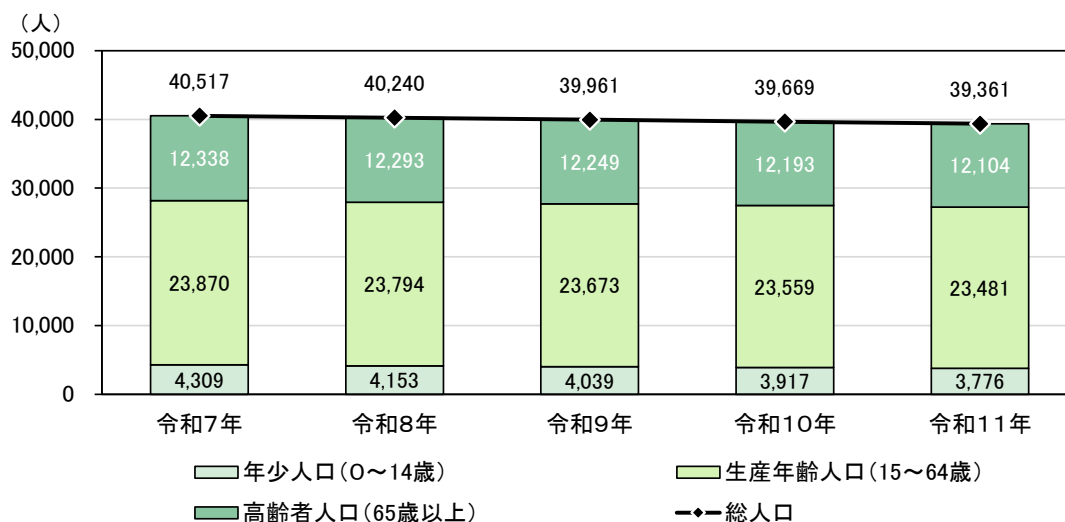


(5) 人口推計

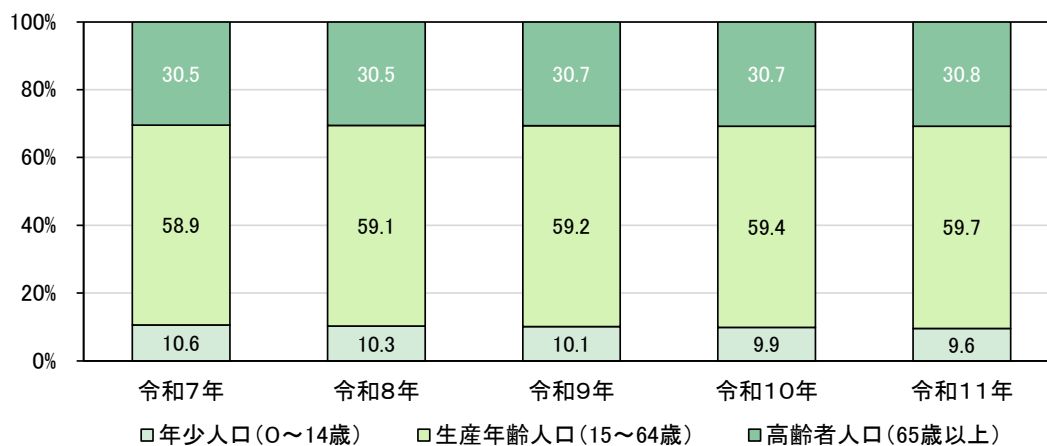
本市の人口推計をみると、令和11年には、総人口が39,361人で、年少人口が3,776人となることが予測されます。

年齢3区分別人口の割合の推計をみると、年少人口は減少する一方、生産年齢人口は微増で推移することが予測されます。

【年齢3区分別人口の推計】



【年齢3区分別人口の割合の推計】



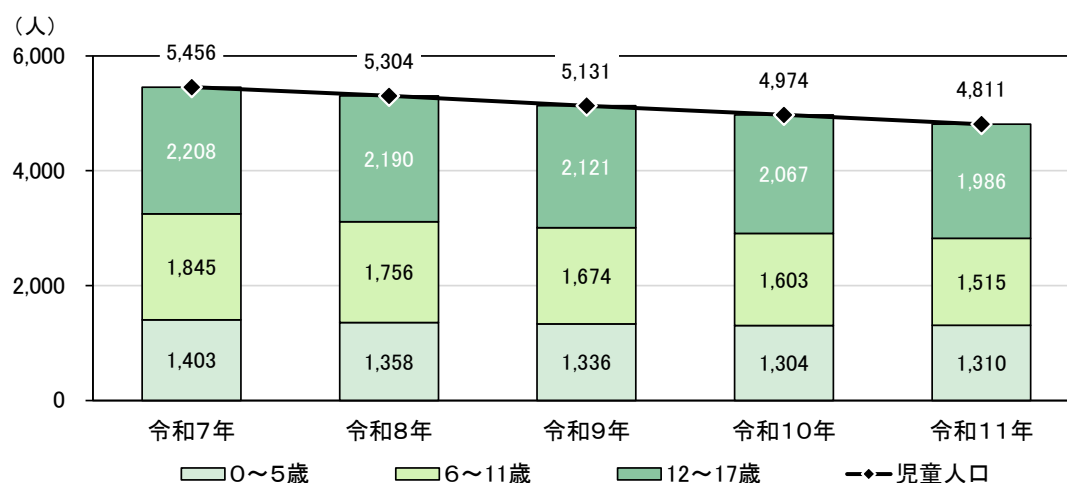
資料：コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日現在）

(6) 児童人口の年齢別推計

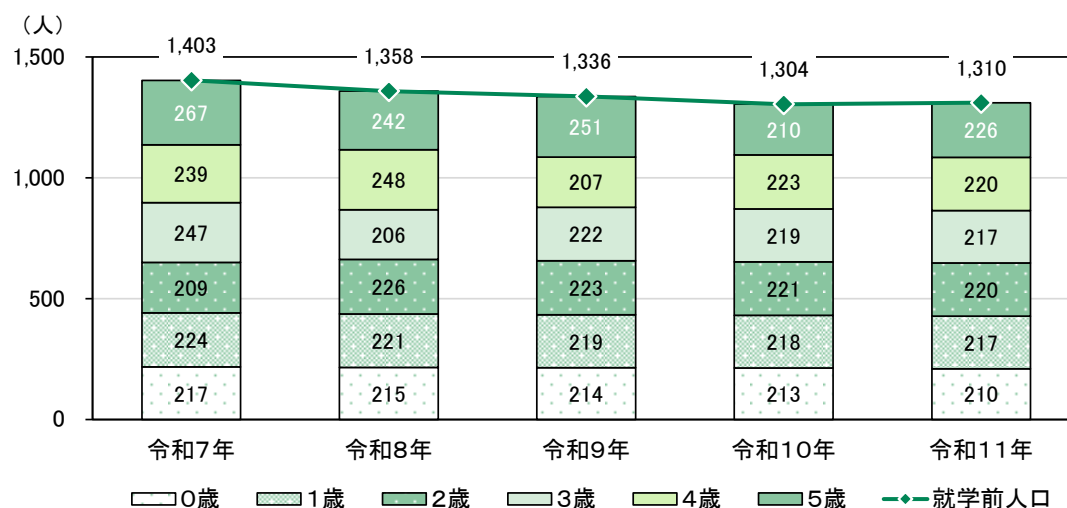
本市の児童人口推計をみると、令和11年には、0～17歳の人口が4,811人で、各年齢で減少傾向となることが予測されます。

就学前人口の推計をみると、各年齢で減少傾向となることが予測され、令和7年と令和11年の人口を比べると、5歳児人口の減少幅が特に大きくなっています。

【児童人口の推計】



【就学前人口の推計】



資料：コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日現在）

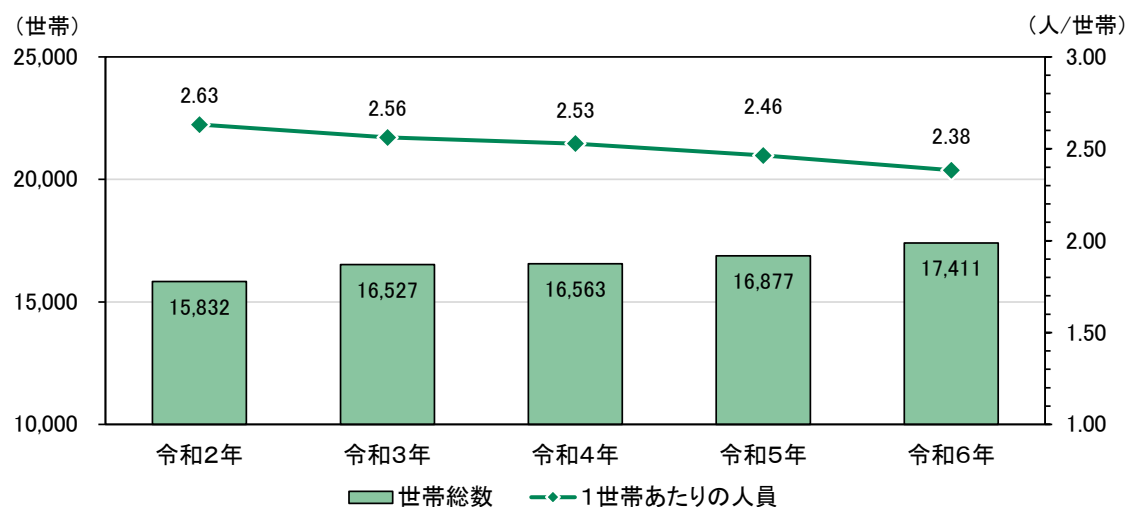
2. 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

本市の世帯数は、増加傾向で推移し、令和6年で 17,411 世帯と、令和2年の 15,832 世帯と比べて 1,579 世帯の増加となっています。

1 世帯あたりの人員は、世帯数の増加に伴い減少で推移し、令和6年は 2.38 人／世帯となっています。

【世帯数の推移及び1世帯あたりの人員の推移】



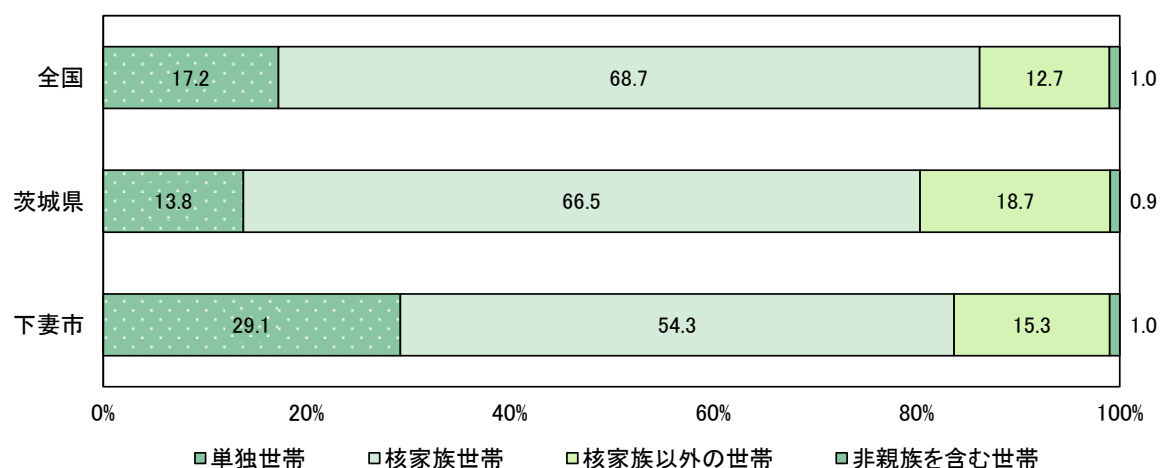
資料：茨城県常住人口調査（各年4月1日現在）

(2) 世帯の構成

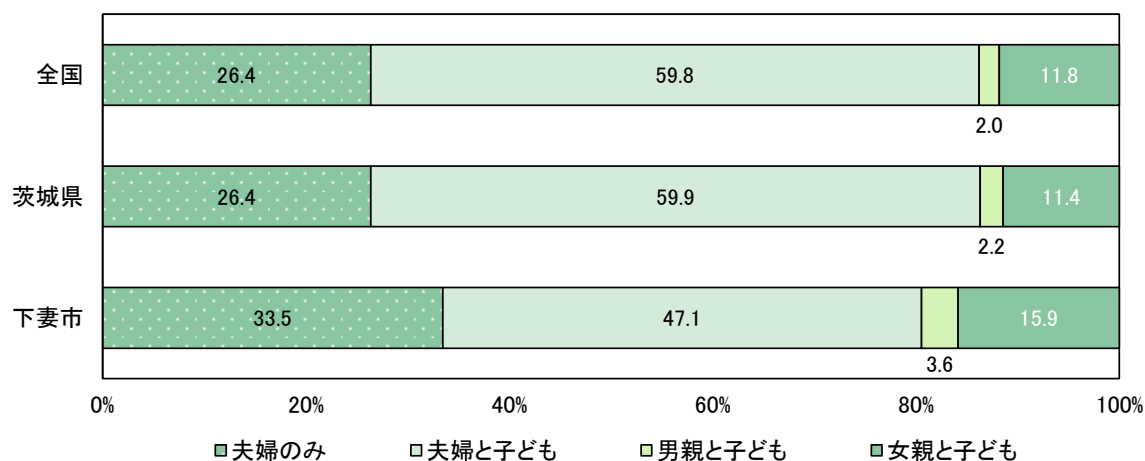
令和2年の本市の世帯構成は、核家族世帯が54.3%で最も高く、次いで単独世帯が29.1%となっており、国や県と比べると単独世帯の割合が高くなっています。

また、核家族世帯の内訳として、夫婦と子どもの世帯が47.1%で最も高く、次いで夫婦のみの世帯が33.5%となっており、国や県と比べると、夫婦のみの世帯と、女親と子どもの世帯の割合が高くなっています。

【一般世帯の構成比】



【核家族世帯の内訳構成比】



資料：国勢調査（令和2年10月1日）

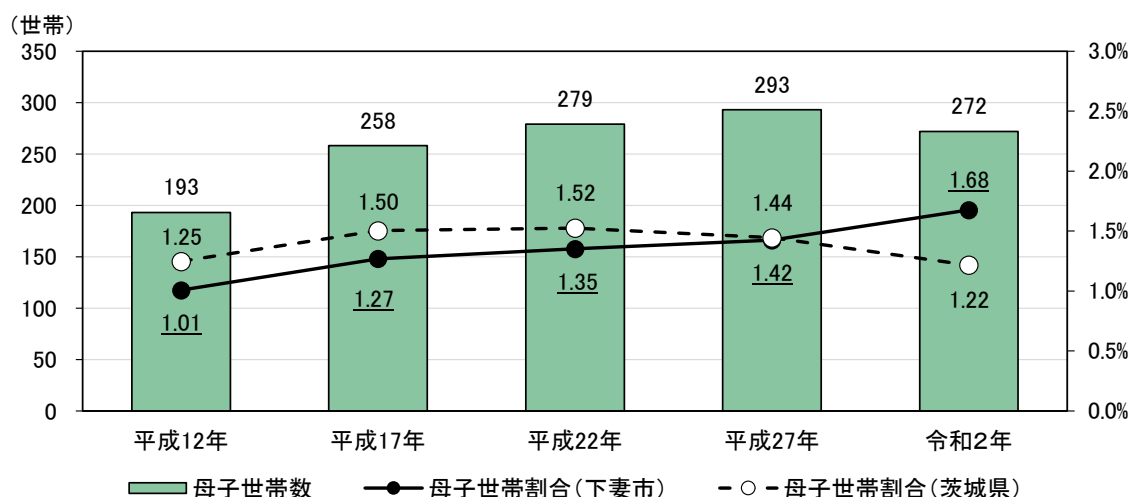


（３）母子世帯数・父子世帯数の推移

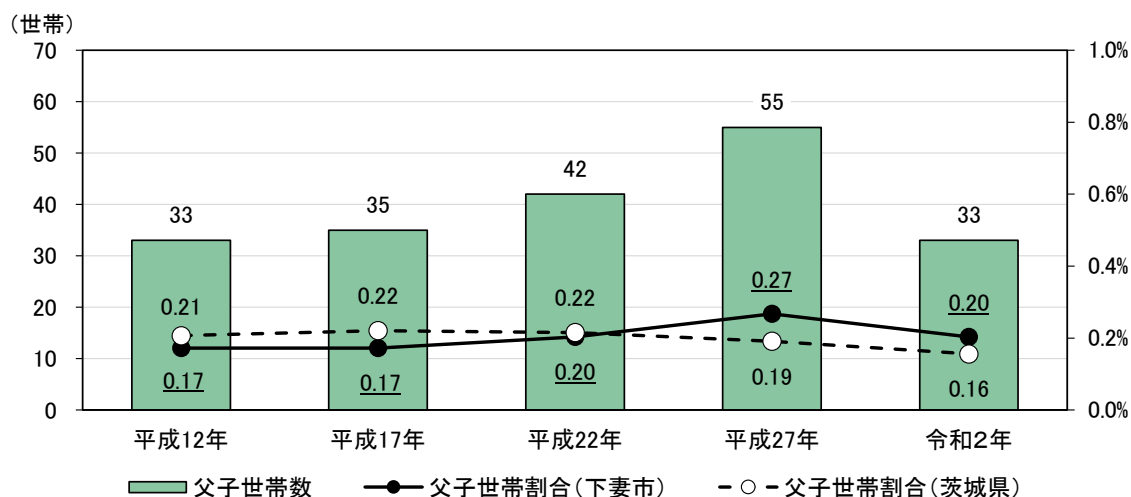
本市の母子世帯数は、令和２年で 272 世帯となっています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、令和２年で 1.68% となっており、茨城県を上回る割合となっています。

本市の父子世帯数は、令和２年で 33 世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は令和２年で 0.20% となっており、茨城県を上回る割合となっています。

【母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合】



【父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合】



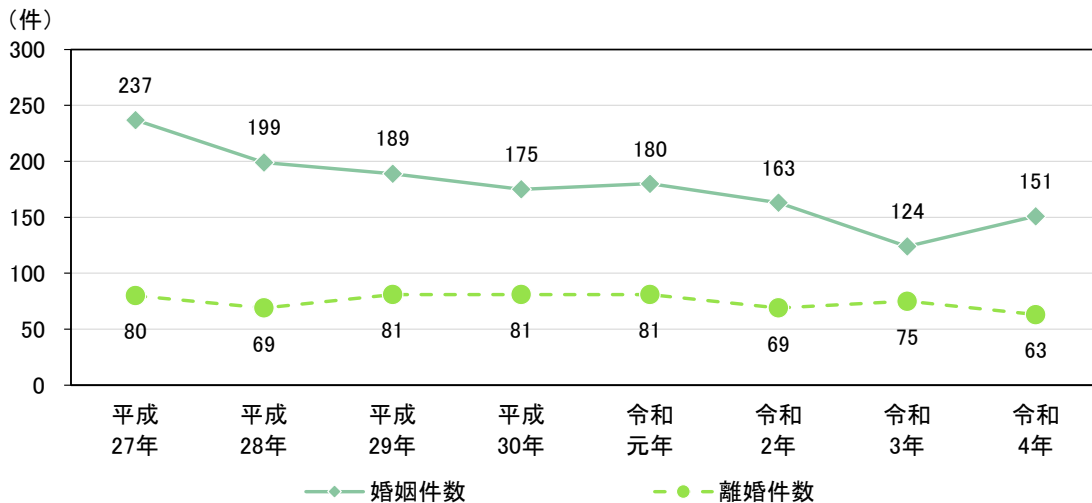
資料：国勢調査（不詳世帯を含む）

3. 婚姻の現状

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、令和元年から令和3年までは減少傾向でしたが、令和4年は増加に転じており、令和3年より27件の増加となっています。離婚件数は、増減を繰り返し横ばいで推移し、令和4年は令和3年より、12件の減少となっています。

【婚姻件数・離婚件数の推移】

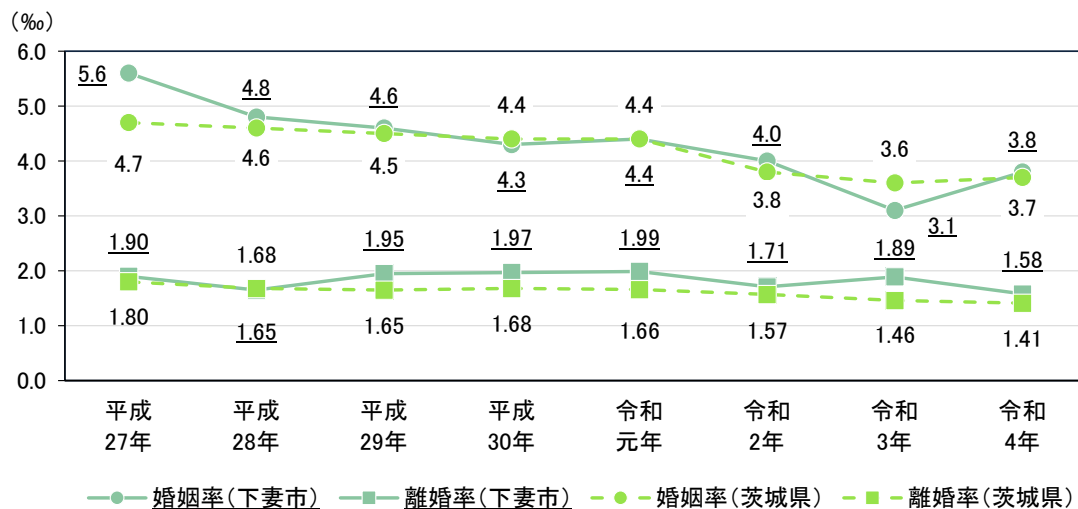


資料：茨城県人口動態統計

(2) 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、おおむね各年で茨城県と同様の数値で推移し、令和4年は3.8となっています。離婚率は、平成28年を除き茨城県を上回る数値で推移し、令和4年は1.58となっています。

【人口千人当たりの婚姻率・離婚率の推移】



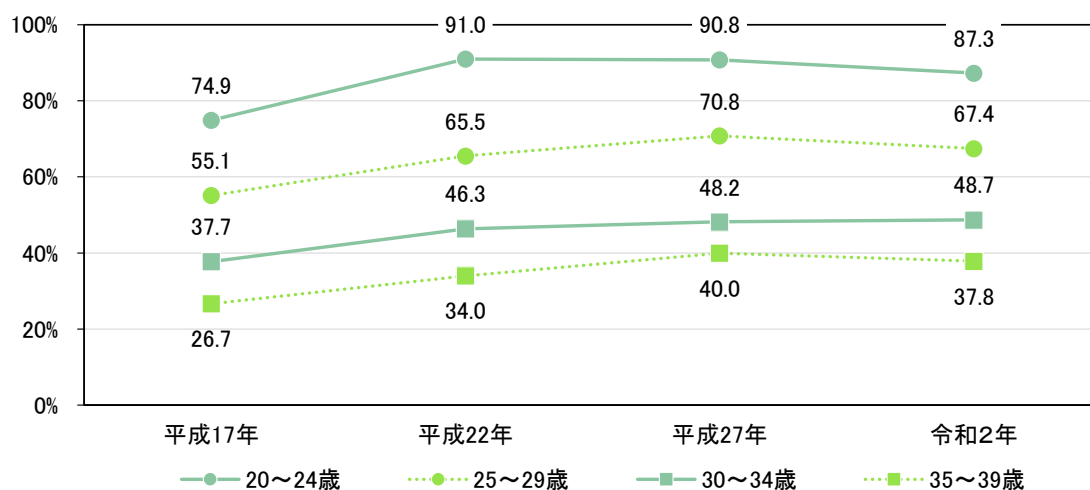
資料：茨城県人口動態統計

（３）未婚率の推移

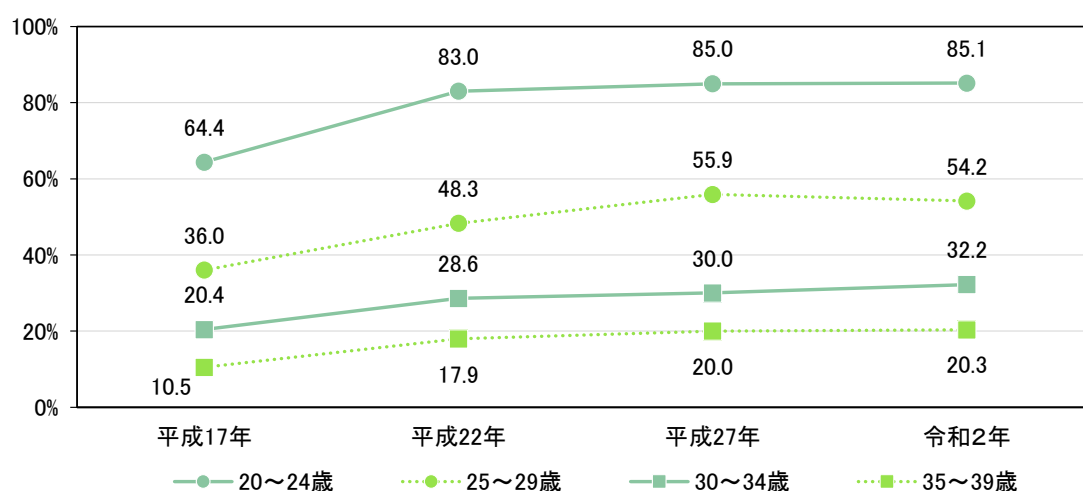
本市の男性の未婚率は、平成17年と令和2年を比較すると、すべての年齢階級で増加しており、令和2年をみると20～24歳で12.4ポイント、25～29歳で12.3ポイント、30～34歳で11.0ポイント、35～39歳で11.1ポイントの増加となっています。

本市の女性の未婚率は、平成17年と令和2年を比較すると、男性の未婚率と同様にすべての年齢階級で増加しており、令和2年をみると20～24歳で20.7ポイント、25～29歳で18.2ポイント、30～34歳で11.8ポイント、35～39歳で9.8ポイントの増加となっています。

【5歳階級別の未婚率の推移（男性）】



【5歳階級別の未婚率の推移（女性）】



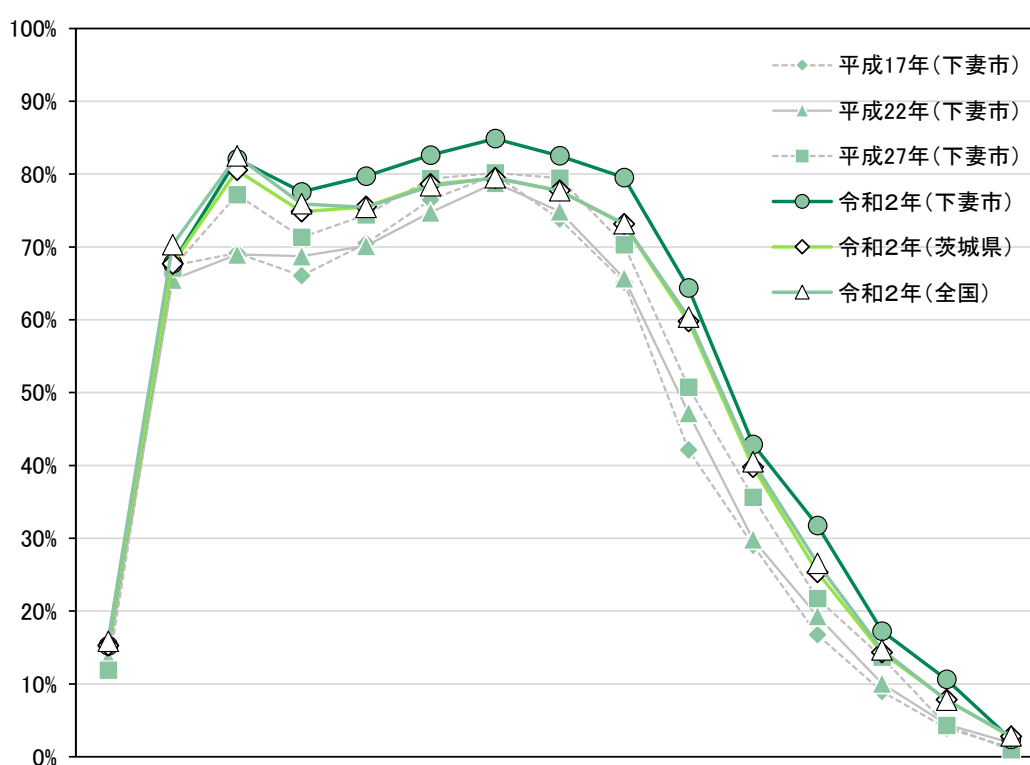
資料：国勢調査

4. 就労の状況

(1) 女性就業率

本市の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」をみると、平成17年以降、M字カーブの底は上昇し、改善の傾向がみられるものの、依然として30歳代では出産・子育てにより就労を中断している状況がみられます。令和2年の30歳代以降の女性就業率は、茨城県、全国を若干上回る割合となっています。

【女性就業率の推移】



	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85歳 以上
平成17年(下妻市)	14.6	67.4	69.1	66.0	70.5	76.4	79.9	73.8	65.2	42.1	29.1	16.7	9.0	3.9	1.3
平成22年(下妻市)	13.5	65.5	68.9	68.7	70.1	74.7	78.8	74.9	65.7	47.2	29.9	19.3	10.1	4.5	1.9
平成27年(下妻市)	11.9	67.1	77.2	71.3	74.4	79.4	80.2	79.4	70.3	50.7	35.6	21.7	13.7	4.3	1.0
令和2年(下妻市)	15.2	67.7	82.1	77.6	79.7	82.6	84.9	82.5	79.5	64.4	42.9	31.7	17.2	10.6	2.4
令和2年(茨城県)	15.3	67.7	80.5	74.8	75.5	78.6	79.4	77.7	73.1	59.8	39.8	25.3	14.3	7.8	2.8
令和2年(全国)	15.8	70.3	82.5	75.9	75.4	78.4	79.5	77.7	73.2	60.4	40.5	26.5	14.7	7.8	2.8

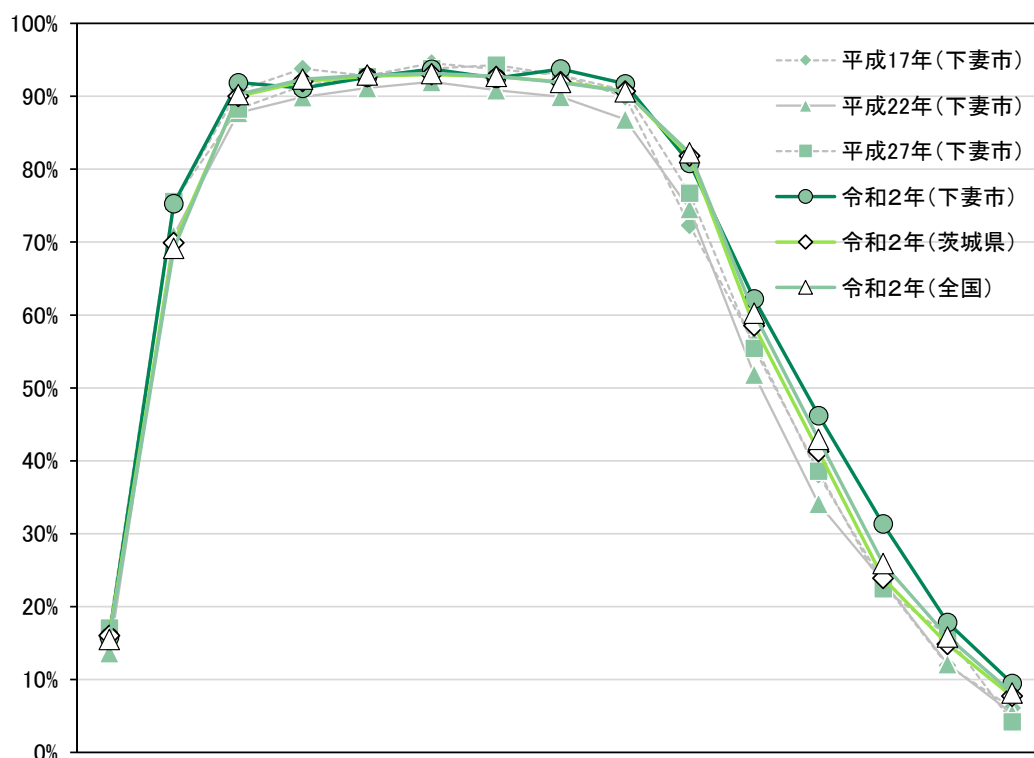
資料：国勢調査



(2) 男性就業率

本市の男性就業率は、平成17年と令和2年を比較すると、「25～29歳」及び50歳代以降については、増加している傾向にあり、令和2年の就業率は、多くの階層で茨城県、全国を上回る割合となっています。

【男性就業率の推移】



	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85歳 以上
平成17年(下妻市)	14.9	75.3	90.8	93.8	92.8	94.5	93.7	92.9	90.0	72.3	56.1	38.1	23.3	11.9	6.1
平成22年(下妻市)	13.6	70.9	87.7	89.9	91.2	92.0	90.8	89.9	86.8	74.6	51.8	34.1	23.5	12.1	5.3
平成27年(下妻市)	17.1	75.6	88.3	91.5	92.7	93.8	94.3	92.9	90.8	76.7	55.4	38.6	22.5	16.1	4.2
令和2年(下妻市)	15.8	75.3	91.9	91.1	92.6	93.7	92.5	93.8	91.7	80.8	62.2	46.2	31.3	17.8	9.5
令和2年(茨城県)	16.0	69.9	90.0	92.0	92.8	93.0	92.7	92.0	90.7	81.8	58.5	41.3	23.9	14.8	7.7
令和2年(全国)	15.5	69.1	90.3	92.4	92.9	93.1	92.7	91.9	90.6	82.2	60.2	42.9	25.9	15.8	8.1

資料：国勢調査

5. その他の状況

(1) 幼稚園・保育園等の状況

幼児教育・保育施設の直近6年間の入園状況は次のとおりになっています。
令和2年以降減少傾向となっており、令和6年は1,055人となっています。

(人)

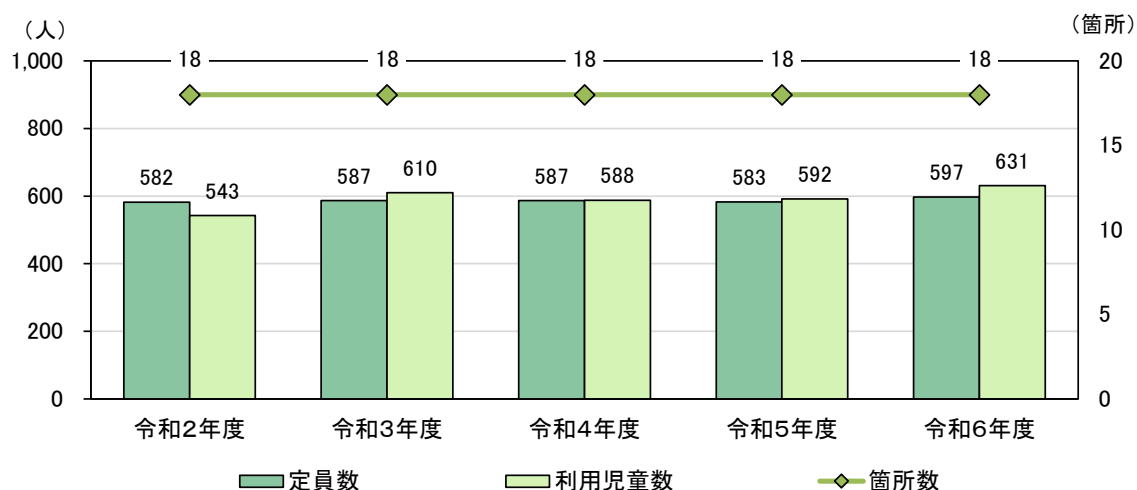
区分		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	公立	0	0	2	5	4	3
	私立	31	41	32	48	29	28
	0歳合計	31	41	34	53	33	31
1歳	公立	30	17	26	19	23	20
	私立	122	110	107	106	117	102
	1歳合計	152	127	133	125	140	122
2歳	公立	32	29	25	30	30	16
	私立	117	149	127	133	125	157
	2歳合計	149	178	152	163	155	173
3歳	公立	45	64	58	37	45	26
	私立	213	199	229	183	201	203
	3歳合計	258	263	287	220	246	229
4歳	公立	93	88	84	68	44	33
	私立	203	232	208	245	191	225
	4歳合計	296	320	292	313	235	258
5歳	公立	132	92	91	85	72	30
	私立	202	221	238	213	250	212
	5歳合計	334	313	329	298	322	242
公立計		332	290	286	244	218	128
私立計		888	952	941	928	913	927
合計		1,220	1,242	1,227	1,172	1,131	1,055

※各年度4月1日の入園状況



（２）放課後児童クラブの状況

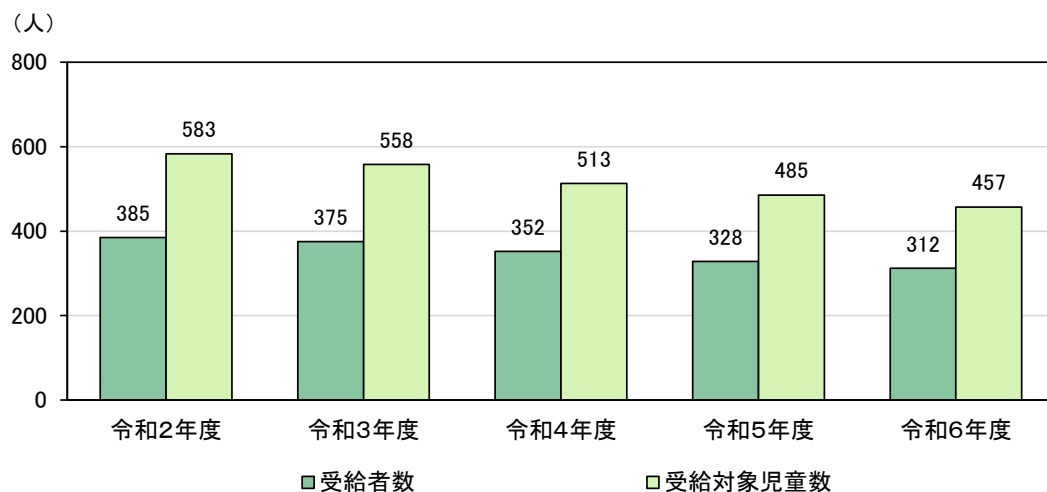
本市の放課後児童クラブは、令和２年度から令和６年度にかけて定員数、利用児童数ともに微増しており、令和６年度で定員数が５９７人、利用児童数が６３１人となっています。



資料：生涯学習課

（３）児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は、令和２年度から令和６年度にかけてともに減少しており、令和６年度で受給者数が３１２人、受給対象児童数が４５７人となっています。

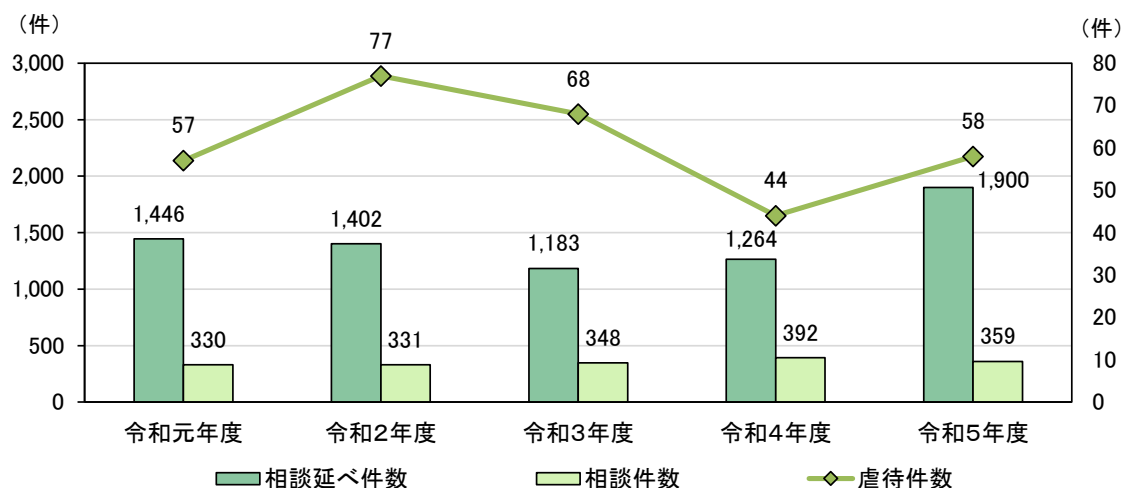


資料：子育て支援課

(4) 児童相談件数の推移

本市の児童相談延べ件数は、令和3年度以降増加しており、令和5年度時点で1,900件となっています。また、児童相談件数は、令和元年度から令和4年度にかけて増加した後に減少し、令和5年度では、359件となっています。

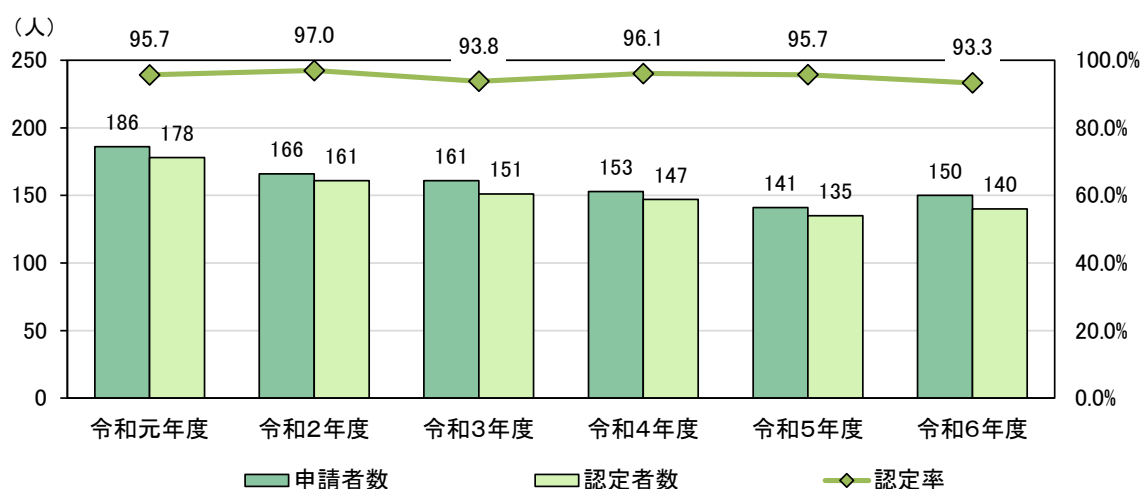
児童虐待件数については、令和2年度から令和4年度にかけて減少し、令和5年度時点では、58件となっています。



資料：子育て支援課

(5) 就学援助申請者数・認定者数（小学生）の推移

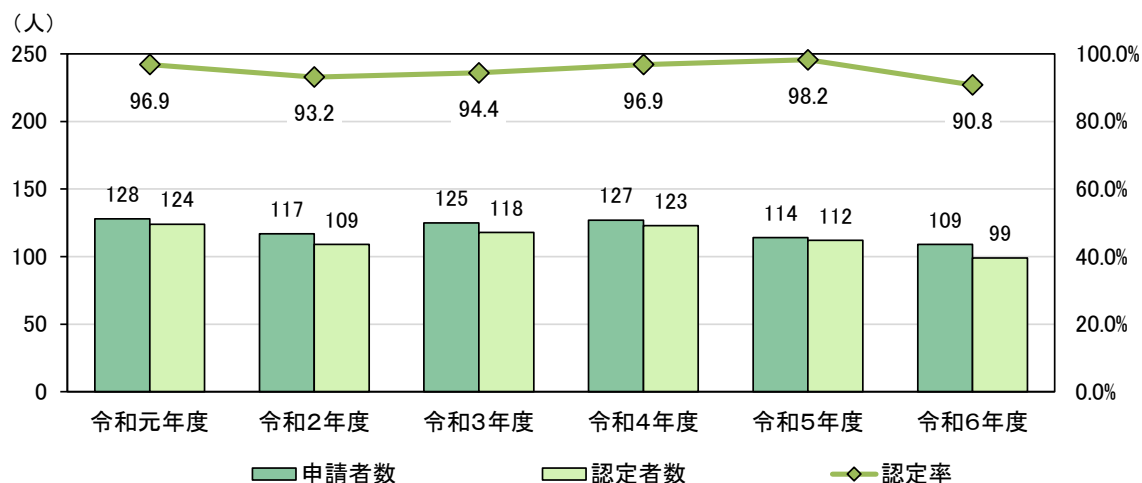
本市の小学生における就学援助申請者数・認定者数の推移は、令和元年度から令和5年度にかけて減少し、令和6年度は、申請者数が150人、認定者数が140人となっています。認定率は、各年度で高い水準で推移しており、令和6年度が93.3%となっています。



資料：学校教育課

（6）就学援助申請者数・認定者数（中学生）の推移

本市の中学生における就学援助申請者数・認定者数の推移は、増減を繰り返し、令和6年度は、申請者数が109人、認定者数が99人となっています。認定率は、各年度で高い水準で推移しており、令和6年度が90.8%となっています。



資料：学校教育課



第2節 ニーズ調査結果の概要

令和6年2月に実施した下妻市子ども・子育てアンケート結果にみられる子ども・子育ての現状は次の通りです。

【アンケートのあらまし】

	調査対象	実施方法	実施期間
1. 就学前児童	令和6年1月1日現在の0歳～6歳児の保護者	・ 保育園及び幼稚園在園児は施設による調査票の配布、施設又は郵送回収 ・ 在宅児は郵送配布、郵送回収	令和6年2月～3月
2. 就学児童	令和6年1月1日現在の小学1年生～6年生の保護者	・ 郵送配布、郵送回収	

【回収結果】

	発送数	回収数			回収率
		合計	調査用紙	WEB	
1. 就学前児童	1,200件	738件	467件	271件	61.5%
2. 就学児童	1,000件	457件	239件	218件	45.7%
合 計	2,200件	1,195件	706件	489件	54.3%

○以下、グラフを見る上での注意点

- ・ 本文、表、グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数です。
- ・ 百分率(%)の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しました。したがって、単数回答(1つだけ選ぶ問)においても、四捨五入の影響で、%を足し合わせて100%にならない場合があります。
- ・ 複数回答(2つ以上選んでよい問)においては、%の合計が100%を超える場合があります。



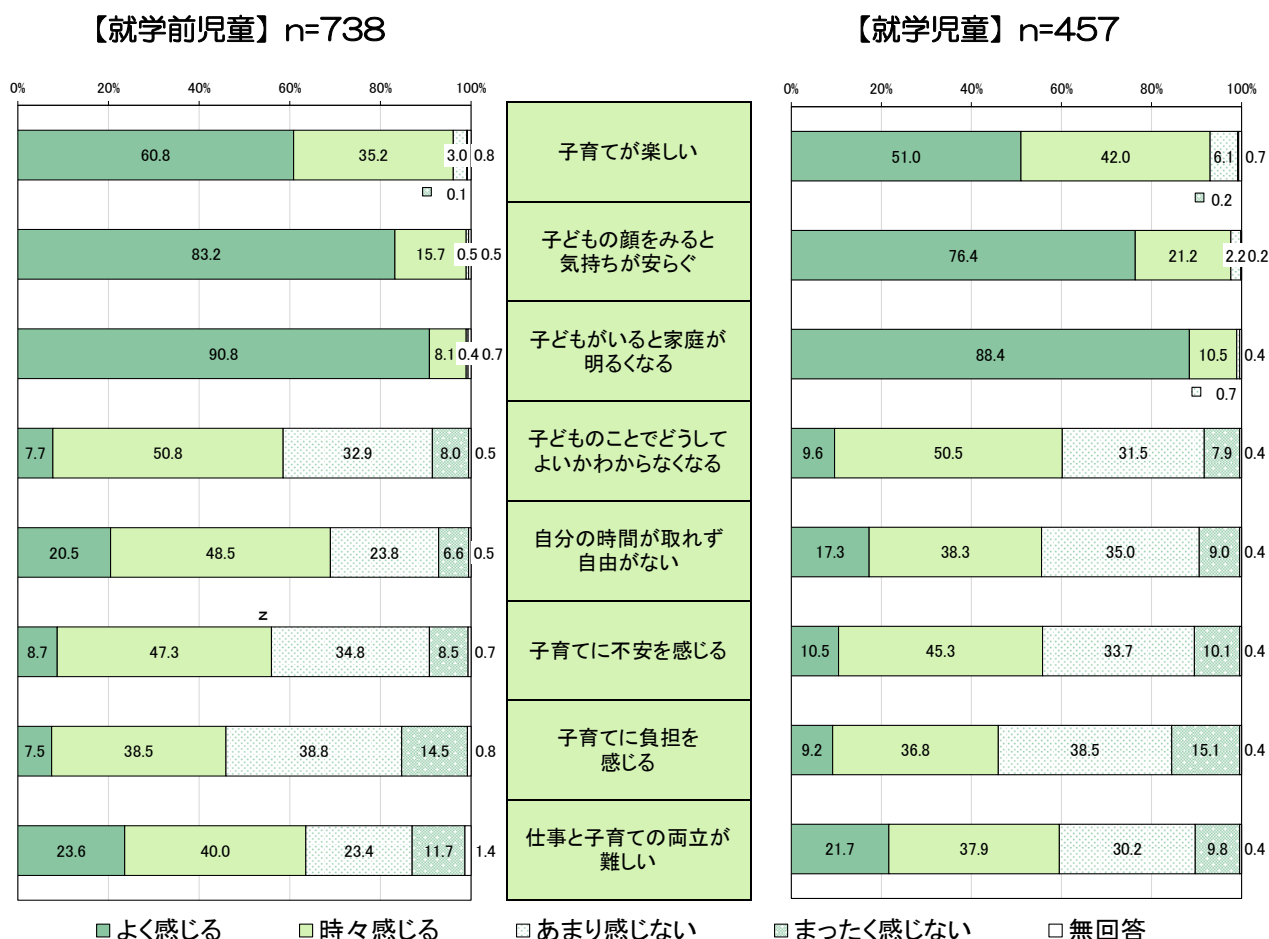
①子育てに関する感情【就学前児童・就学児童】

子育てに関する不安について、就学前児童の保護者は「よく感じる」と「時々感じる」を合わせた【不安を感じる】は56.0%、就学児童の保護者は55.8%になっています。

一方、「あまり感じない」と「まったく感じない」を合わせた【不安を感じない】は、就学前児童の保護者が43.3%、就学児童の保護者は43.8%となっていることから、子どもの成長段階にかかわらず、保護者が子育てに対して一定の不安を抱える傾向が見られます。

また、子育てに関する負担について、就学前児童の保護者、就学児童の保護者ともに「よく感じる」と「時々感じる」を合わせた【負担を感じる】は46.0%となっています。

それぞれの結果を比較すると、子どもの成長段階に応じた大きな違いは見られず、不安や負担を感じる割合と感じない割合が概ね均衡していることが特徴となっています。これらの結果から、子育て支援策の必要性は、子どもの年齢に限らず継続して求められていることが読み取れます。



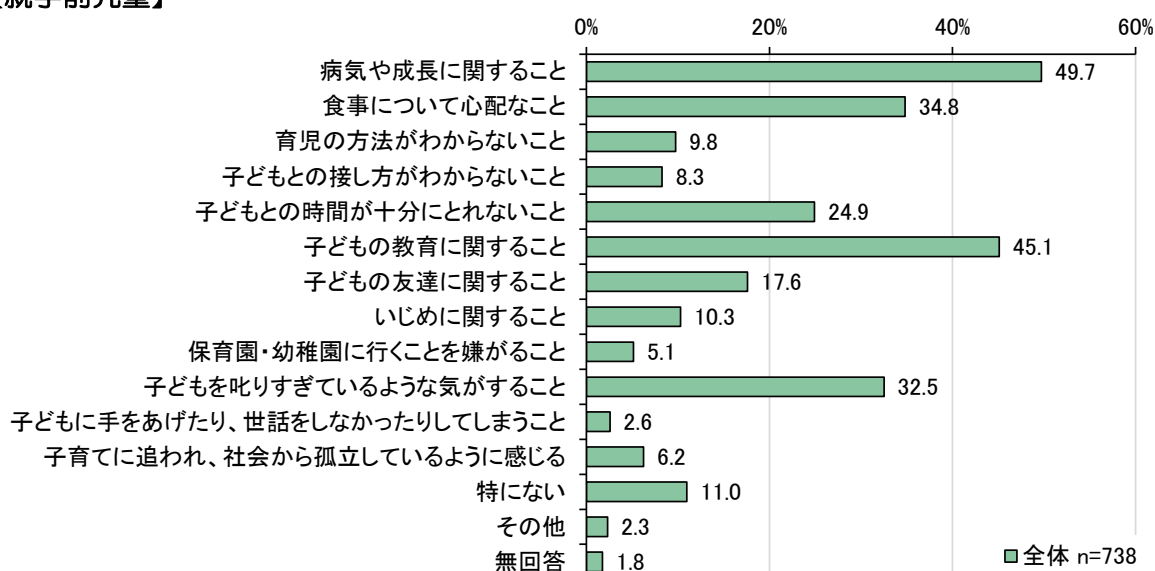
②子育てや教育に関して悩んでいること、気になること【就学前児童・就学児童】

子育てや教育に関して悩んでいること、気になることについて、就学前児童の保護者では「病気や成長に関すること」が49.7%で最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」（45.1%）、「食事について心配なこと」（34.8%）、「子どもを叱りすぎているような気がする」（32.5%）が続いています。これらの結果は、就学前という時期に特有の身体的な健康や発達に関する心配が中心であることを示しています。また、食事や叱り方など、日々の具体的な養育に関する悩みも高くなっています。

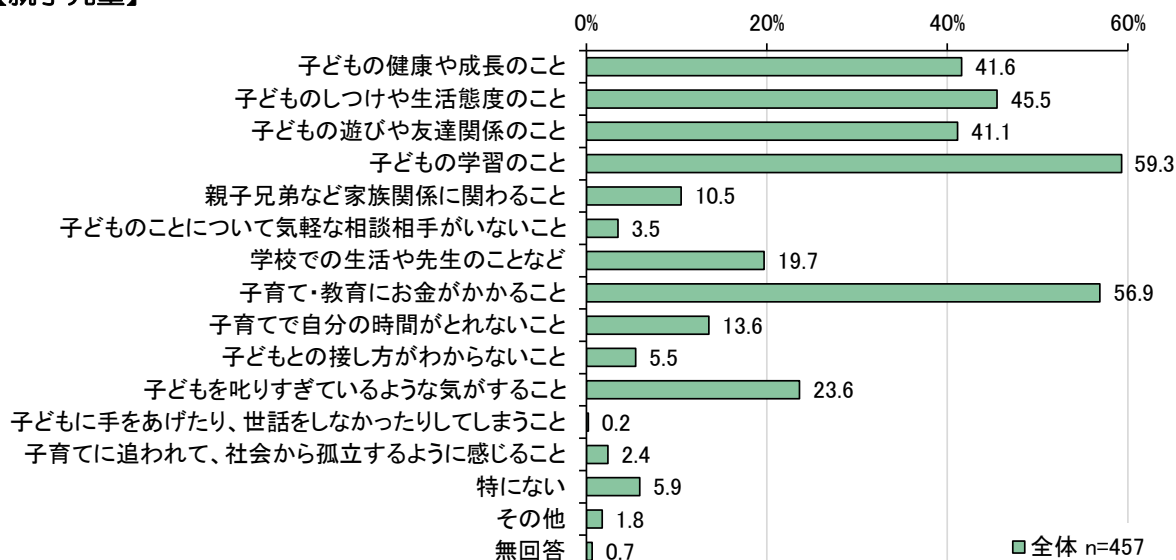
就学児童の保護者では、「子どもの学習のこと」が59.3%で最も高く、次いで「子育て・教育にお金がかかること」（56.9%）、「子どものしつけや生活態度のこと」（45.5%）と続いています。この結果は、就学後における教育への関心が高まると同時に、経済的な負担や生活態度といった成長後の課題が主要な関心事項となることが読み取れます。

それぞれの結果を比較すると、就学前児童の保護者では健康や基礎的な育児の悩みが多い一方、就学児童の保護者では教育や経済的負担に関する悩みが中心であることが分かります。子どもの成長段階に伴い、保護者が抱える悩みを軽減し、より安心して子育てができる環境を整えることが必要となります。

【就学前児童】



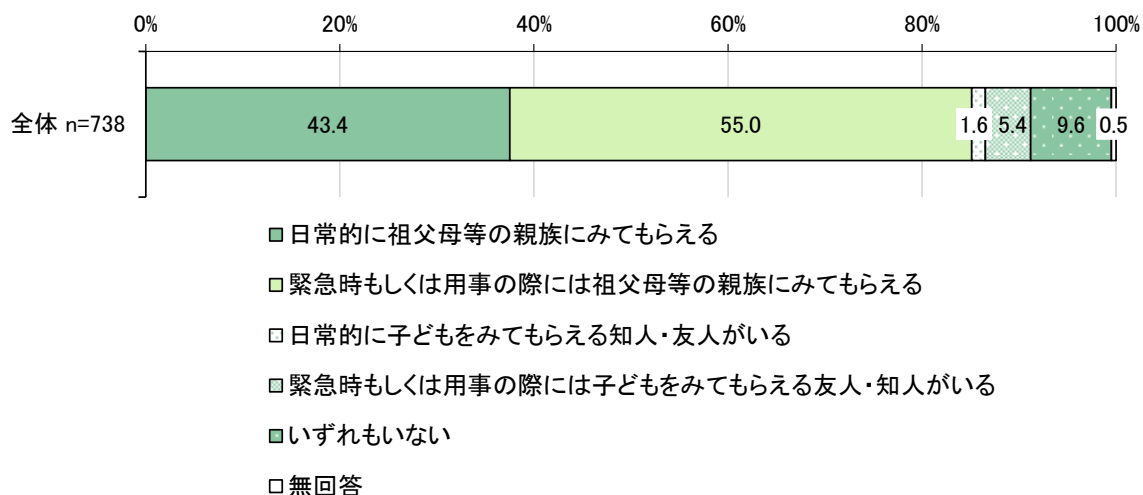
【就学児童】



③日常的・緊急的にみてもらえる親族・知人の有無【就学前児童】

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が55.0%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が43.4%、「いずれもない」が9.6%となっています。

【就学前児童】

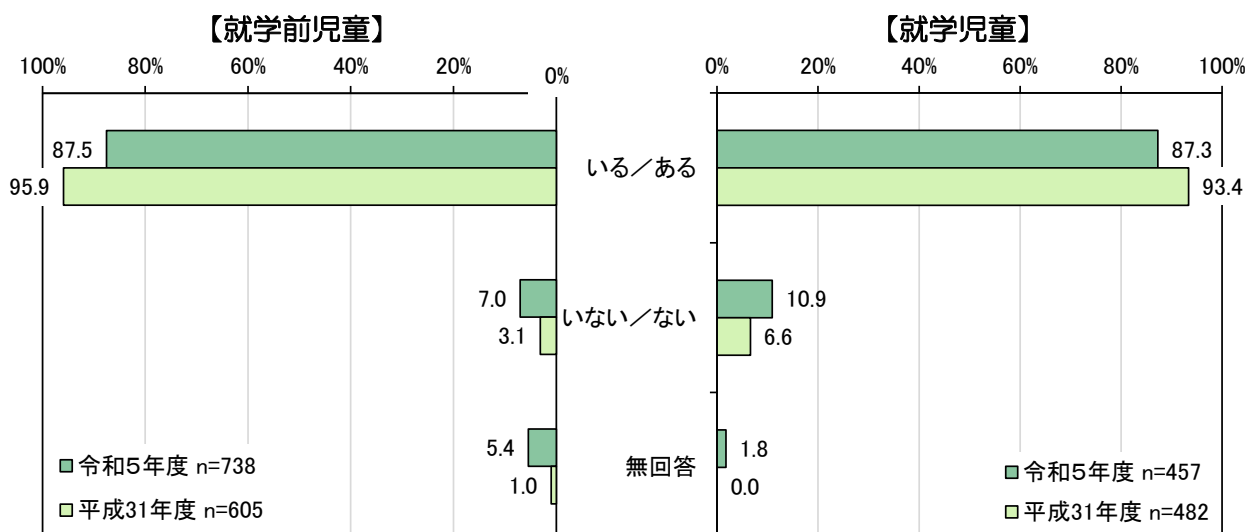


④子育てに関する相談相手及び相談先の有無【就学前児童・就学児童】

子育てについて気軽に相談できる人、または場所の有無について、就学前児童の保護者では、令和5年度調査では「いる／ある」が87.5%、「いない／ない」が7.0%となっており、平成31年度調査では、「いる／ある」が95.9%、「いない／ない」が3.1%となっています。

就学児童の保護者では、令和5年度調査では「いる／ある」が87.3%、「いない／ない」が10.9%となっており、平成31年度調査では、「いる／ある」が93.4%、「いない／ない」が6.6%となっています。

それぞれの結果を比較すると、平成31年度に比べて令和5年度では、就学前児童・就学児童の保護者ともに相談できる人や場所が「いる／ある」と回答した割合が減少している結果となっています。減少理由として、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、身近な人に悩みを相談しづらくなっていることが考えられます。

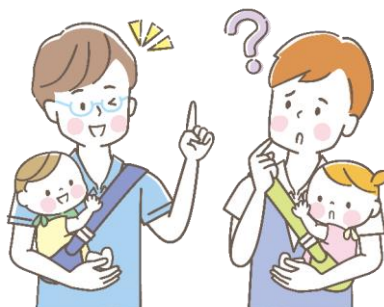
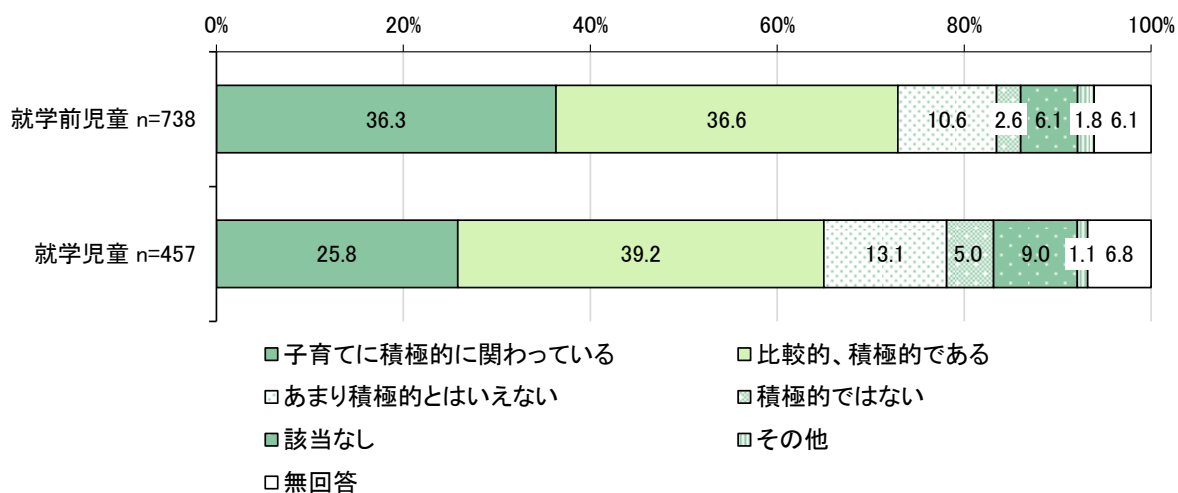


⑤父親の子育てへの関わり状況【就学前児童・就学児童】

父親の子育てへの関わり状況について、就学前児童の保護者では、「子育てに積極的に関わっている」と「比較的、積極的である」を合わせた【積極派】は72.9%となっており、「あまり積極的とはいえない」と「積極的ではない」を合わせた【消極派】は13.2%となっています。

就学児童の保護者では、【積極派】は65.0%となっており、【消極派】が18.1%となっています。

それぞれの結果を比較すると、就学児童の父親は就学前児童の父親に比べ、子育てへの関わりがやや消極的になる傾向がみられます。



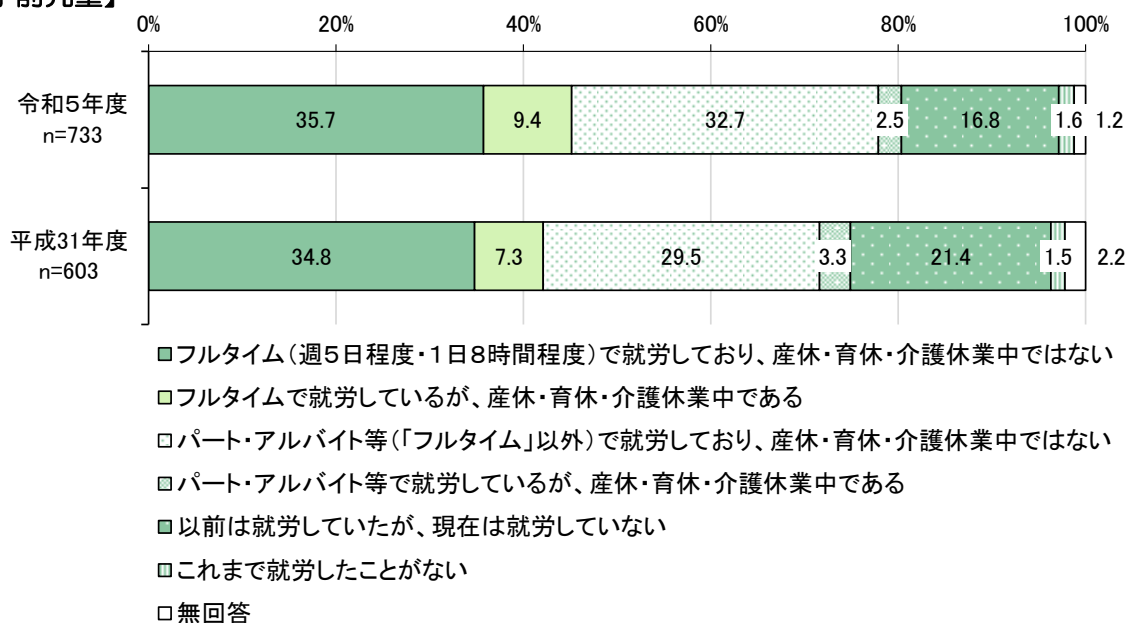
⑥母親の現在の就労状況【就学前児童・就学児童】

母親の現在の就労状況について、就学前児童の母親では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」を合わせた【フルタイム】は、令和5年度が45.1%、平成31年度では、42.1%となっています。また、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」を合わせた【パート・アルバイト等】は令和5年度が35.2%、平成31年度では、32.8%となっており、令和5年度のフルタイム、パート・アルバイト等を合わせた就労している母親は、80.3%となっています。なお、「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」をあわせた【就労していない】は令和5年度が18.4%、平成31年度では22.9%となっています。

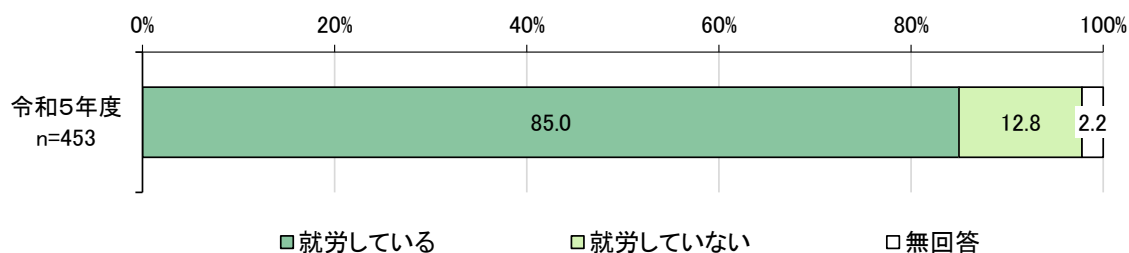
就学児童の母親の就労状況については、「就労している」が85.0%、「就労していない」が12.8%となっています。

それぞれの結果を比較すると、就学前児童の母親の就労状況は、フルタイムやパート・アルバイトなどでの就労が増加しており、就労していない母親の割合が減少している一方で、就学児童の母親の就労状況は、非常に高い就労率を示しており、子どもの成長に伴い、母親が家庭外での就労を選択する割合が増加している傾向がみられます。

【就学前児童】



【就学児童】

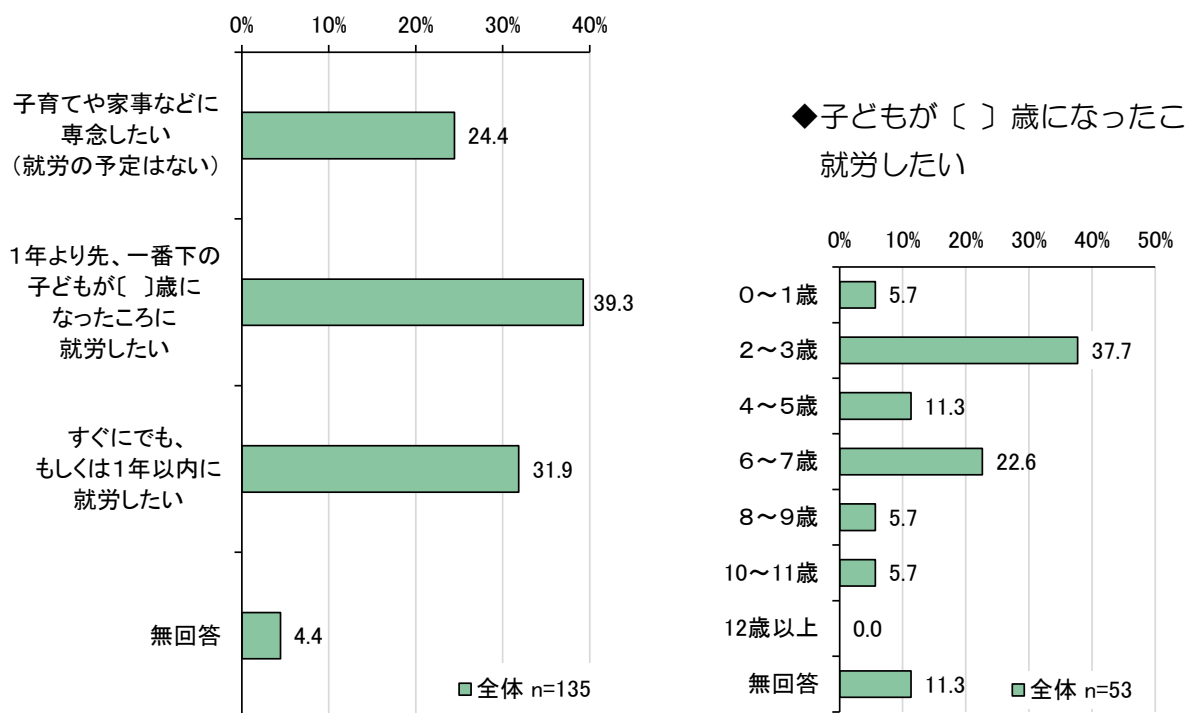


⑦未就労者の母親の就労意向【就学前児童】

母親の就労希望については、「1年より先、一番下の子どもが〔 〕歳になったところに就労したい」と「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合わせた就労意向のある母親は 71.2%と高く、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が 24.4%となっています。

なお、一番下の子どもが何歳になったところに就労したいかについては、「2～3歳」が 37.7%で最も高く、次いで「6～7歳」が 22.6%、「4～5歳」が 11.3%となっています。

それぞれの結果を比較すると、就労開始を希望する時期に関しては、多くの母親が、子どもがある程度成長してからの就労を希望しており、子育てや家事に専念したい母親の割合は比較的少ない傾向がみられます。また、就労開始の希望の時期を、子どもの年齢別にみると、最も多いのは「2～3歳」の 37.7%となっており、子どもの成長に伴い、母親も仕事に復帰することを考えている傾向がうかがえます。現在は子育てや家事に専念している母親も一定数存在しますが、将来的には就労を希望している母親が多数を占めています。



⑧育児休業取得状況【就学前児童】

育児休業を取得した人について、母親では「取得した（取得中である）」が令和5年度で50.8%、平成31年度で38.0%、「取得していない」が令和5年度で12.1%、平成31年度で15.1%となっています。

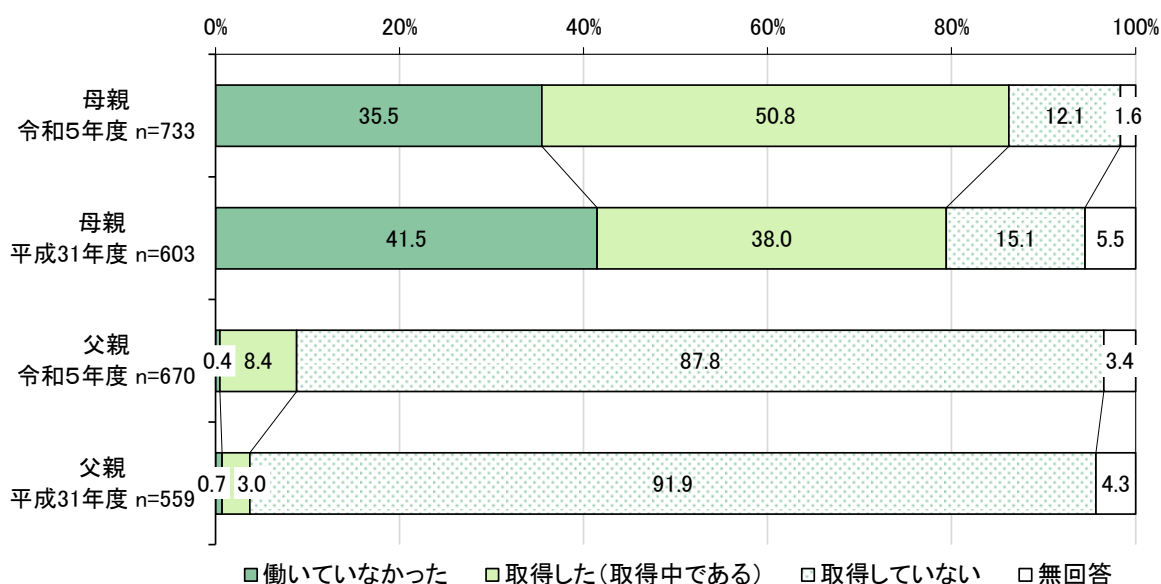
父親では「取得した（取得中である）」が令和5年度で8.4%、平成31年度で3.0%、「取得していない」が令和5年度で87.8%、平成31年度で91.9%となっています。

それぞれの結果を比較すると、母親の育児休業取得率は、平成31年度から12.8ポイントと大きく増加しています。要因としては、育児休業制度の普及や働き方改革などの影響により育児休業が取得しやすい環境になっていることが考えられます。

一方で、「働いていなかった」母親は、平成31年度から6.0ポイント減少しており、育児休業を取得していないものの、以前よりも就労している母親の割合が増えていることが読み取れます。また、「取得していない」母親の割合は、令和5年度で12.1%と、一定数の母親が育児休業を取得していないことがわかります。

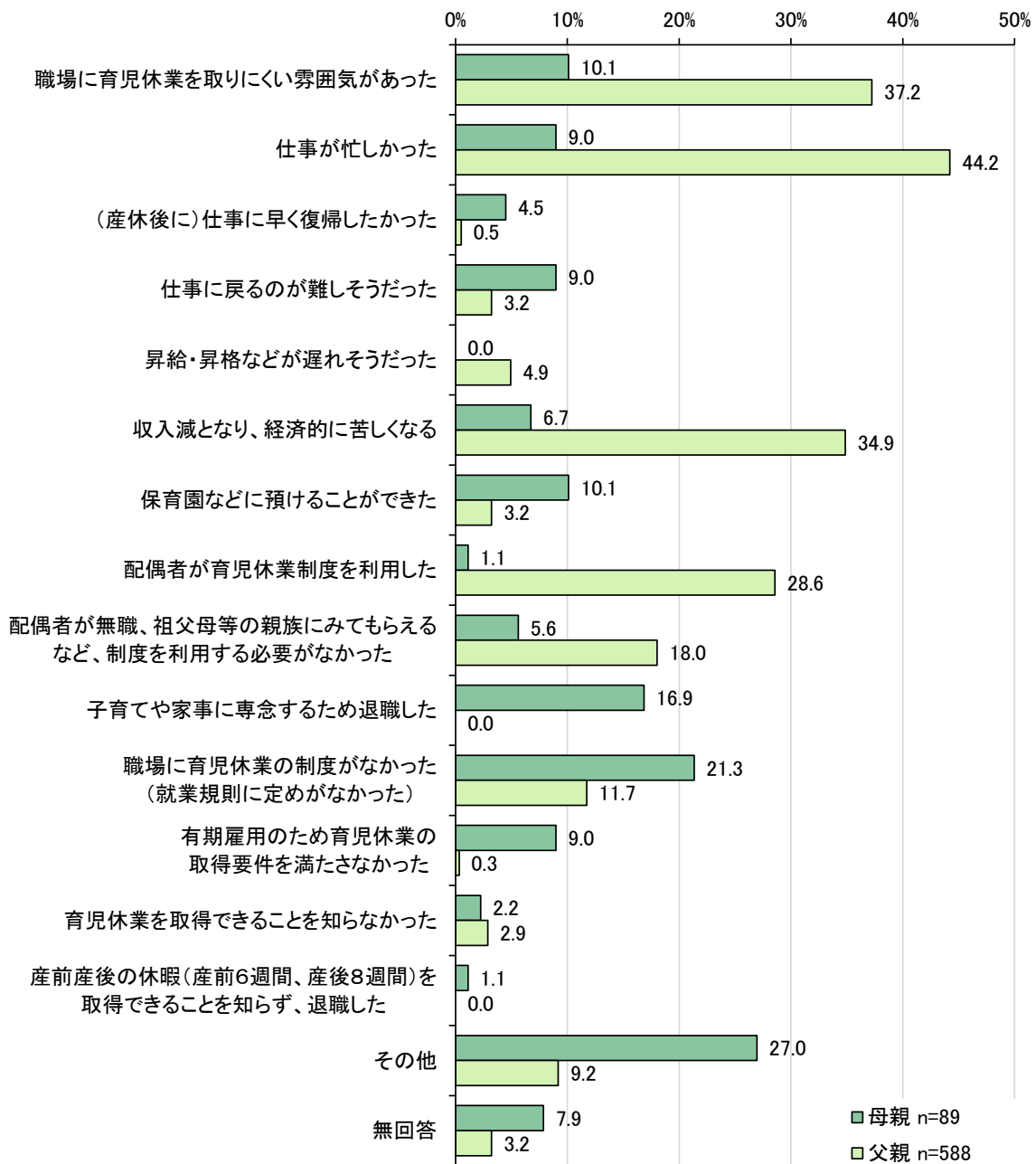
父親においても、育児休業の取得状況は微増ではありますが、増加しており、令和5年度では、8.4%と平成31年度から5.4ポイント増加しています。しかし、育児休業を取得していない父親の割合は非常に高く、令和5年度と平成31年度の結果は同水準となっています。

全体の傾向として、母親の育児休業取得は促進されている一方で、父親の取得率の向上にはさらに取り組みが必要であることがうかがえます。



また、育児休業を取得しなかった理由をたずねたところ、母親では「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が21.3%で最も高く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」が16.9%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「保育園などに預けることができた」がともに10.1%と続いています。

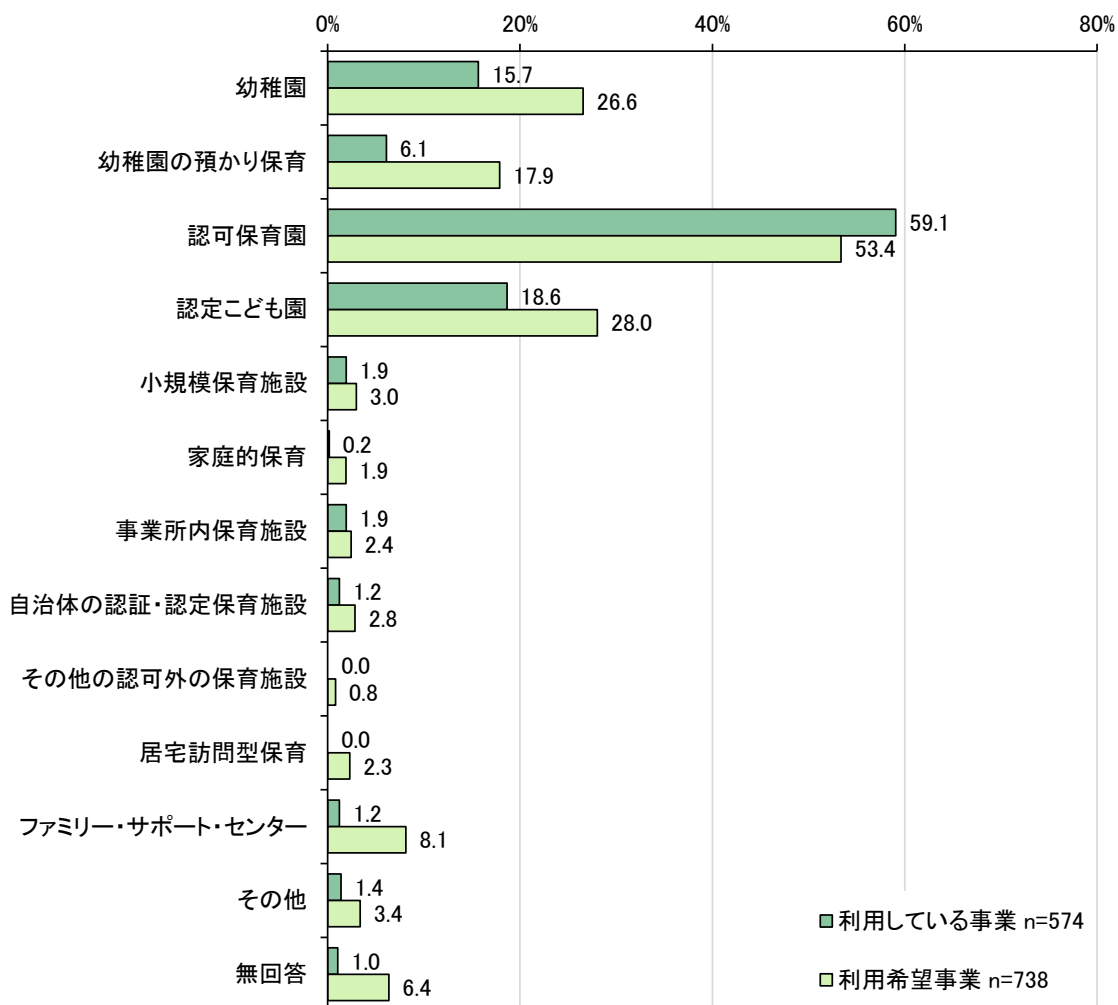
父親では「仕事が忙しかった」が44.2%で最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が37.2%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が34.9%と続いています。



⑨ 平日に定期的に利用しているサービス及び今後、定期的に利用したいと考える教育・保育サービス【就学前児童】

平日に定期的に利用しているサービスについては、「認可保育園」が 59.1%で最も高く、次いで「認定こども園」が 18.6%、「幼稚園」が 15.7%と続いています。

今後、定期的に利用したいと考える教育・保育サービスについては、「認可保育園」が 53.4%で最も高く、次いで「認定こども園」が 28.0%、「幼稚園」が 26.6%となっています。

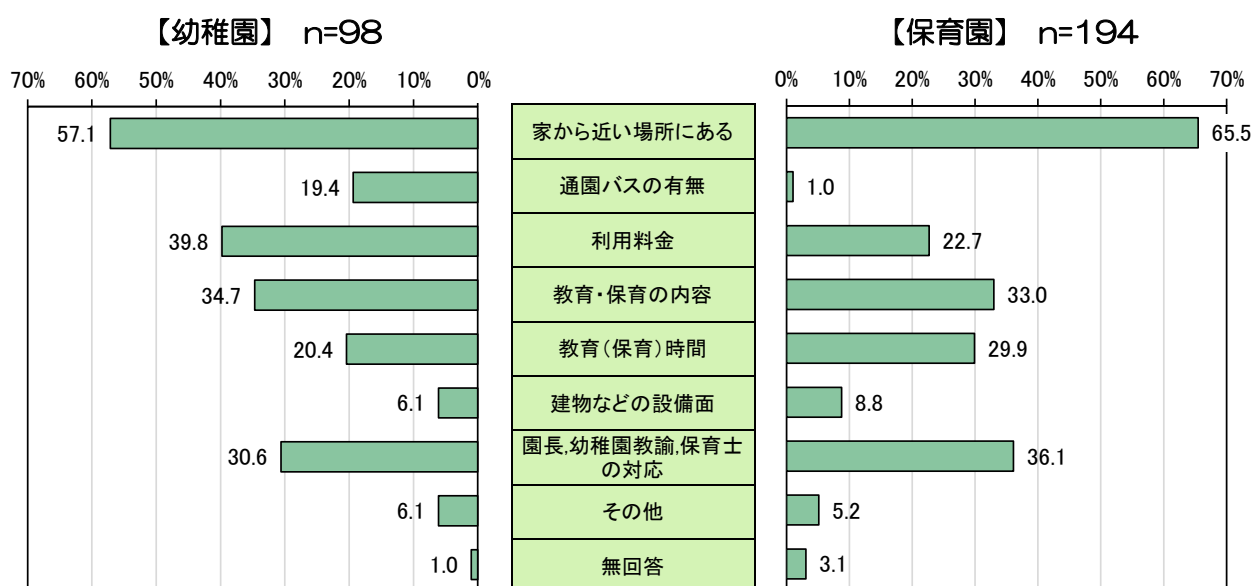


⑩ 幼稚園・保育園を選ぶ条件【就学前児童】

公立・私立幼稚園の選択理由については、「家から近い場所にある」が57.1%で最も高く、次いで「利用料金」が39.8%、「教育の内容」が34.7%と続いています。

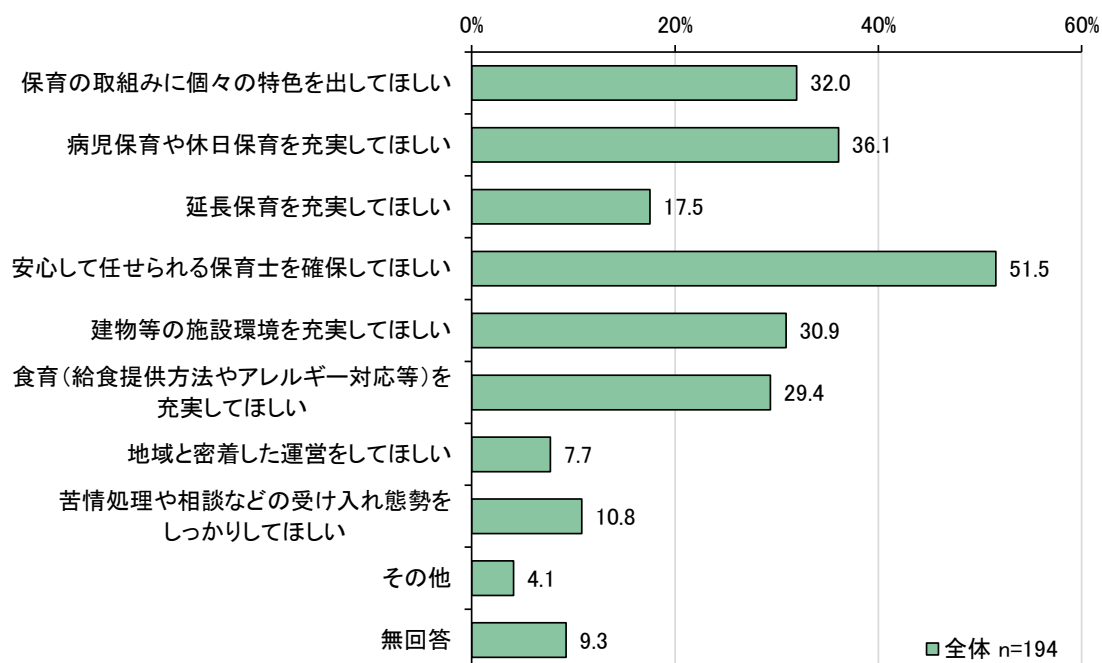
一方、公立・私立保育園の選択理由については、「家から近い場所にある」が65.5%で最も高く、次いで「園長・保育士の対応」が36.1%、「教育（保育）の内容」が33.0%となっています。

幼稚園と保育園の選択理由は、立地の重要性においては共通していますが、保育園では園長や保育士の対応が重要視される一方、幼稚園では利用料金や教育内容についてやや重視されている傾向がうかがえます。保育園選びでは、親の働き方に合わせた利便性や園の対応が求められ、幼稚園選びでは教育内容とともに経済的負担が要因となっていることが読み取れます。



⑪ 保育園運営充実のために期待すること【就学前児童】

保育園運営充実のために期待している内容については、「安心して任せられる保育士を確保してほしい」が51.5%で最も高く、次いで「病児保育や休日保育を充実してほしい」が36.1%、「保育の取組みに個々の特色を出してほしい」が32.0%となっています。

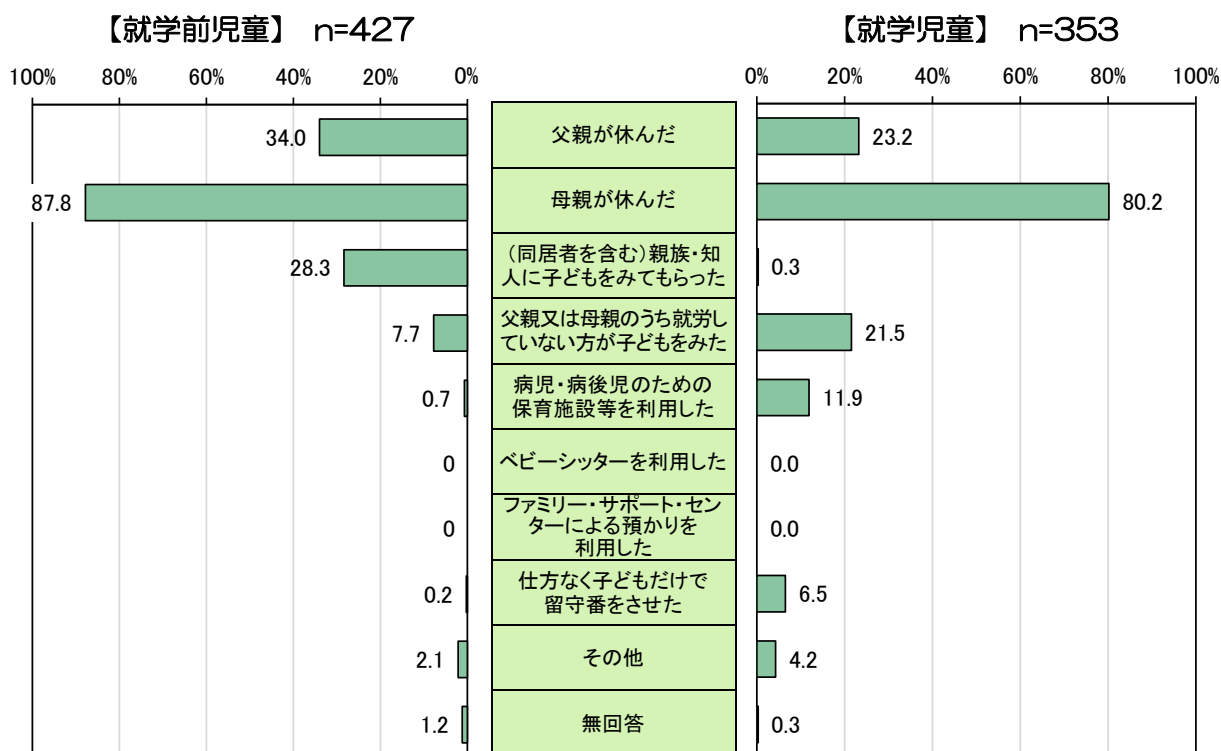


⑫ 病気の際の対応【就学前児童・就学児童】

お子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育サービスが利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法について、就学前児童の保護者では、「母親が休んだ」が87.8%で最も高く、次いで「父親が休んだ」が34.0%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が28.3%となっています。

就学児童の保護者では、「母親が休んだ」が80.2%で最も高く、次いで「父親が休んだ」が23.2%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が21.5%となっています。

それぞれの結果を比較すると、就学前児童・就学児童の保護者ともに病気やけがの際の対処方法において、母親が休むことが圧倒的に多い一方で、父親や親族・知人を頼る割合は低い傾向がみられます。この結果から、育児における母親の負担が大きい傾向がみられ、今後父親や親族・知人、さらには社会全体で育児の負担を分担する取り組みが必要になると考えられます。

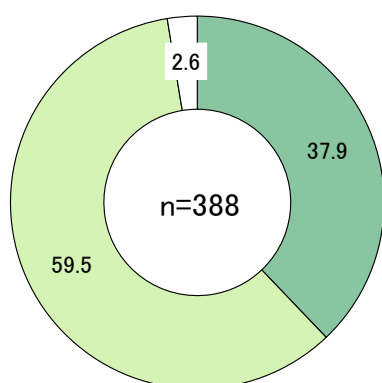


父親又は母親が休んだと回答した方に「病児・病後児のための保育施設等」を利用したいか聞いたところ、就学前児童の保護者では「できれば病児保育、病後児保育施設等を利用したい」が37.9%、「利用したいとは思わない」が59.5%となっています。

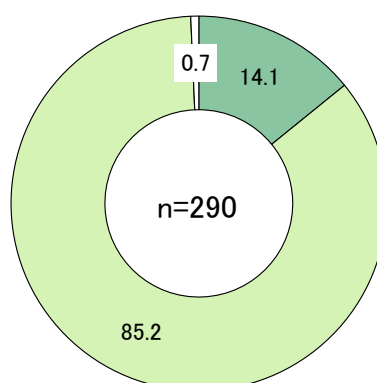
就学児童の保護者では、「できれば病児保育、病後児保育施設等を利用したい」が14.1%、「利用したいとは思わない」が85.2%となっています。

それぞれの結果を比較すると、就学前児童を持つ家庭では病児・病後児のための保育施設への需要が一定程度存在する一方で、就学児童を持つ家庭ではその需要は低く、施設利用の選択肢として、利用希望が少ないという傾向が見られます。

【就学前児童】



【就学児童】



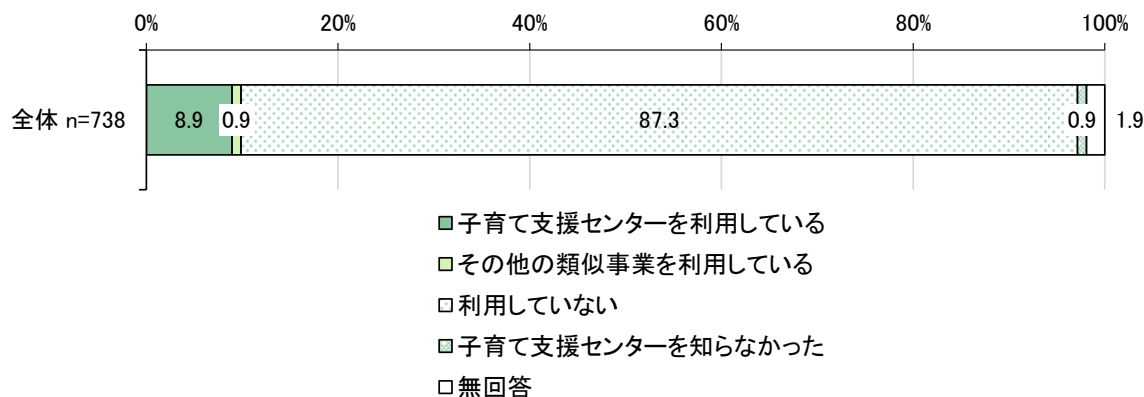
■できれば病児保育、病後児保育施設等を利用したい □利用したいとは思わない □無回答



⑬地域の子育て支援事業の利用状況及び認知度【就学前児童】

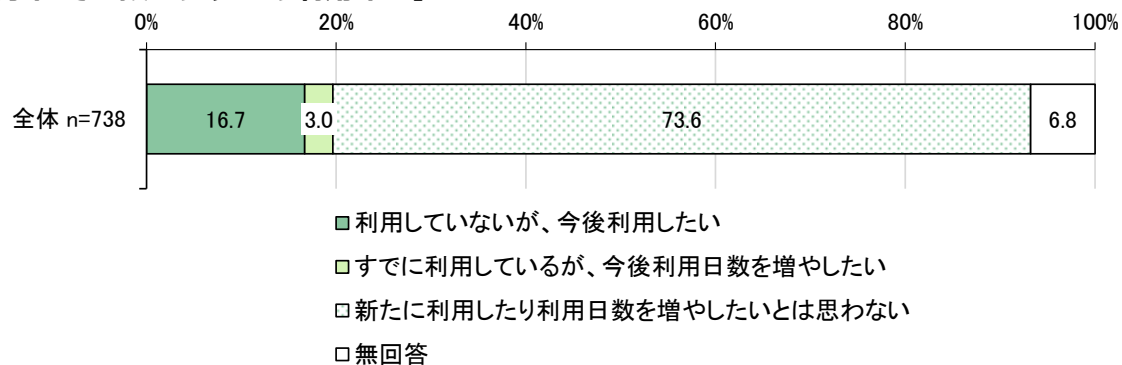
子育て支援センターの利用については、「利用していない」が 87.3%で最も高く、次いで「子育て支援センターを利用している」が 8.9%、「その他の類似事業を利用している」「子育て支援センターを知らなかった」がともに 0.9%となっています。

【子育て支援センターの利用状況】



子育て支援センターの今後の利用希望について、「利用していないが、今後利用したい」及び「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」を合わせた利用希望のある人は 19.7%となっています。

【子育て支援センターの利用希望】

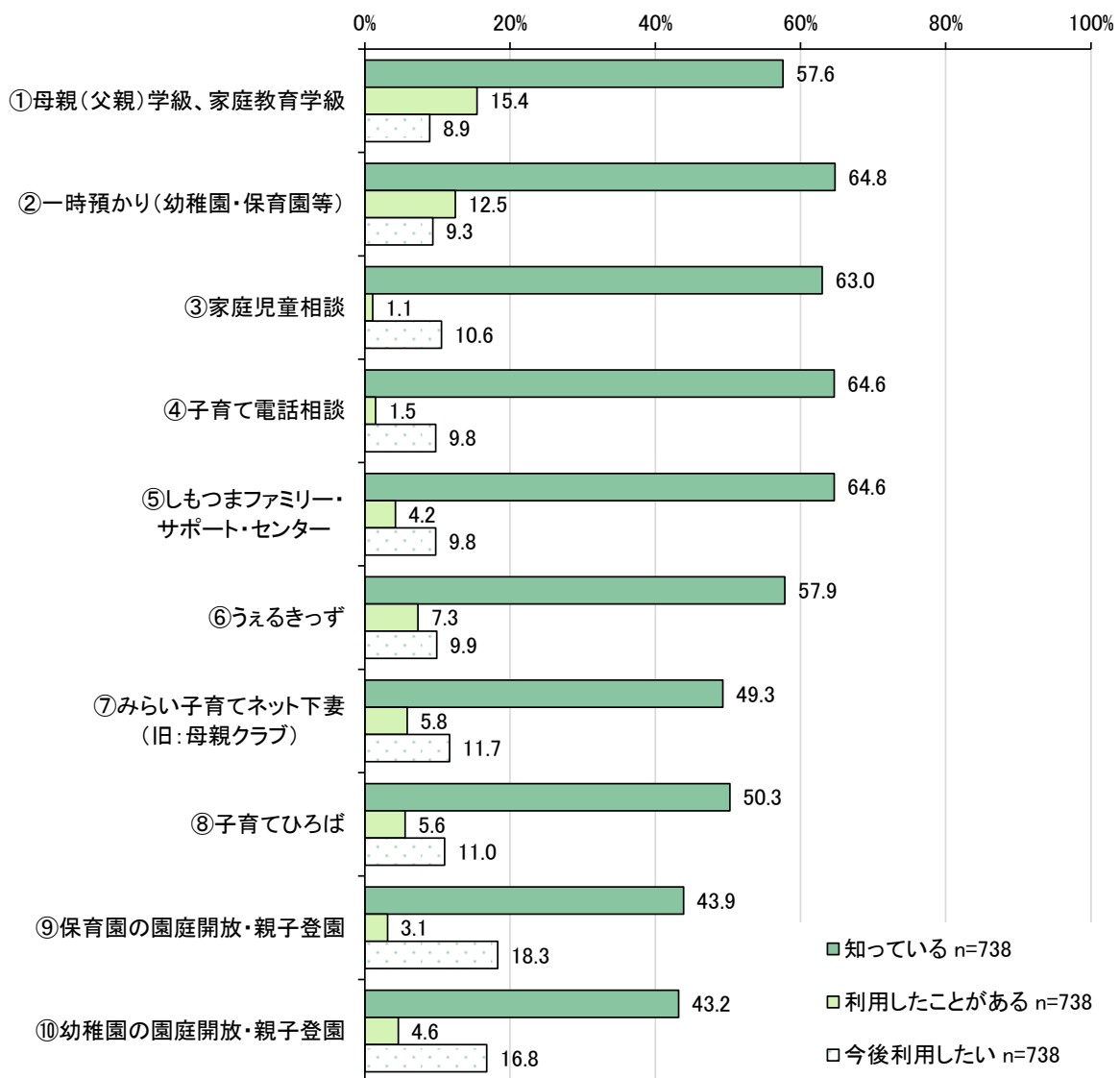


その他のサービスの認知度をみると、「②一時預かり（幼稚園・保育園等）」が64.8%で最も高く、次いで「④子育て電話相談」「⑤しもつまファミリー・サポート・センター」がともに64.6%で続いています。また、「③家庭児童相談」についても、6割を超えています。

利用経験をみると、「①母親（父親）学級、家庭教育学級」が15.4%で最も高く、次いで「②一時預かり（幼稚園・保育園等）」が12.5%で続いています。

利用意向をみると、「⑨保育園の園庭開放・親子登園」が18.3%で最も高く、次いで「⑩幼稚園の園庭開放・親子登園」が16.8%で続いています。

利用経験と利用意向のかい離をみると、「①母親（父親）学級、家庭教育学級」「②一時預かり（幼稚園・保育園等）」を除いたすべての事業で利用意向の方が高くなっています。特に、「③家庭児童相談」「⑦みらい子育てネット下妻（旧：母親クラブ）」「⑧子育てひろば」「⑨保育園の園庭開放・親子登園」「⑩幼稚園の園庭開放・親子登園」の利用意向は1割を超えています。



⑭放課後の過ごし方の希望【就学前児童・就学児童】

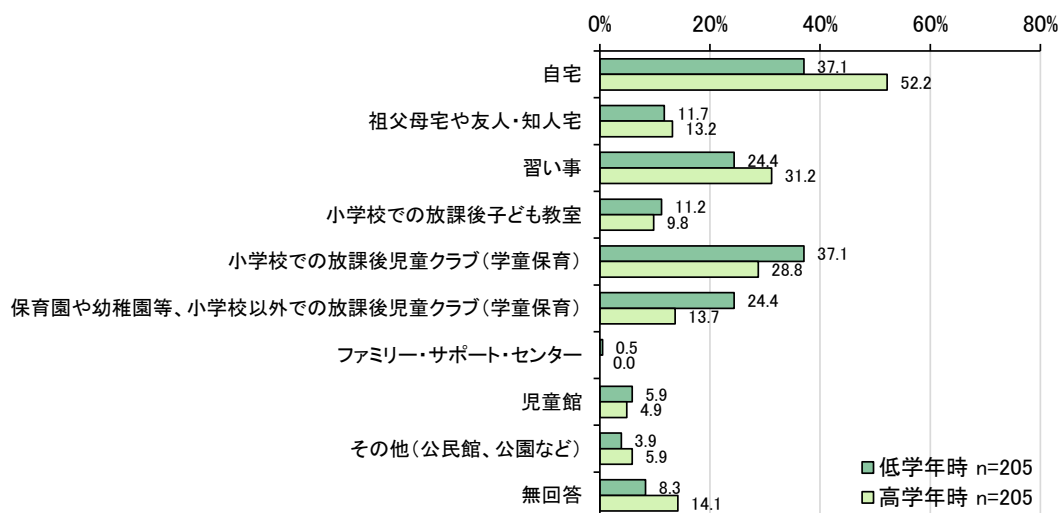
小学校低学年時に放課後（平日の小学校終了後）過ごさせたい場所について、就学前児童の保護者では、「自宅」「小学校での放課後児童クラブ（学童保育）」がともに37.1%で最も高く、次いで「習い事」「保育園や幼稚園等、小学校以外での放課後児童クラブ（学童保育）」がともに24.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」が11.7%となっています。

また、小学校高学年時に放課後（平日の小学校終了後）過ごさせたい場所については、「自宅」が52.2%で最も高く、次いで「習い事」が31.2%、「小学校での放課後児童クラブ（学童保育）」が28.8%となっています。

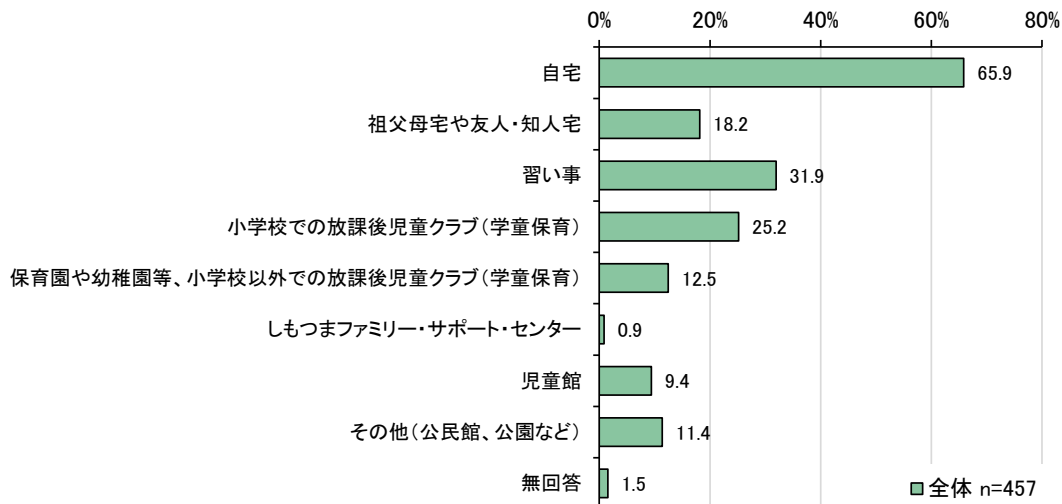
就学児童の保護者では、「自宅」が65.9%で最も高く、次いで「習い事」が31.9%、「小学校での放課後児童クラブ（学童保育）」が25.2%と続いています。

それぞれの結果を比較すると、就学前児童および就学児童ともに、放課後は自宅で過ごさせたいという希望が非常に高く、家庭で過ごすことが最も優先されていることが読み取れます。次に多い選択肢として放課後児童クラブや習い事が挙げられており、教育や社会性の育成を意識したニーズがあることがうかがえます。これらの結果より、家庭で過ごすことが最も重視される一方で、放課後の過ごし方においても多様な選択肢が求められていることが読み取れます。

【就学前児童】



【就学児童】



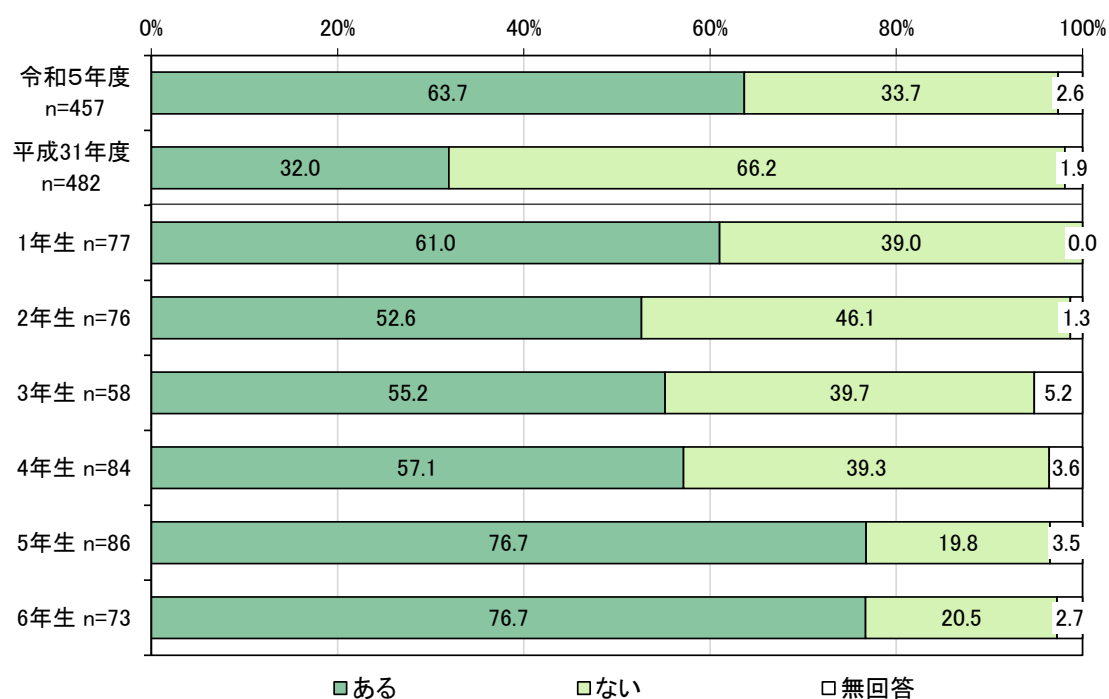
⑮自由に使用できるパソコン（インターネット接続）やスマートフォンの保有状況 【就学児童】

お子さんが自由に使用できるインターネット接続のパソコンやスマートフォンの保有について、「ある」が令和5年度では63.7%、平成31年度では32.0%、「ない」が令和5年度では33.7%、平成31年度では66.2%となっています。

それぞれの結果を比較すると、令和5年度では、「ある」と回答した割合が31.7ポイント増加しており、家庭におけるインターネット接続環境が整備され、子どもが自由に使えるデバイスが増えたことが読み取れます。

また、学年別に見ると、学年が進むにつれて、インターネット接続がある家庭の割合が増加しており、特に5年生と6年生ではその割合が高くなっています。

このことから、家庭でのインターネット接続環境の整備が進んでいるとともに、高学年になるにつれてデジタルデバイスを自由に使用する必要性が増していることが考えられます。



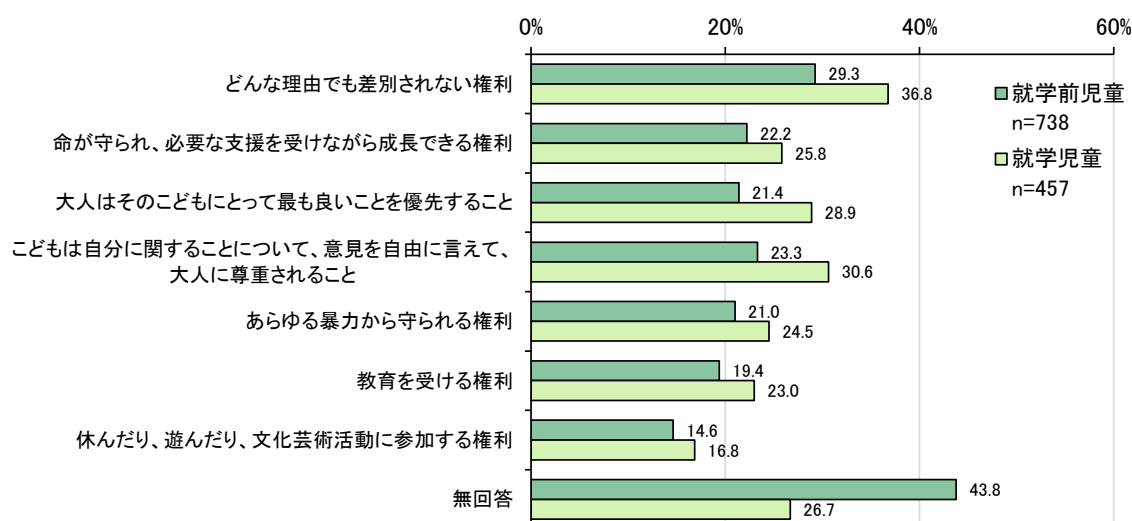
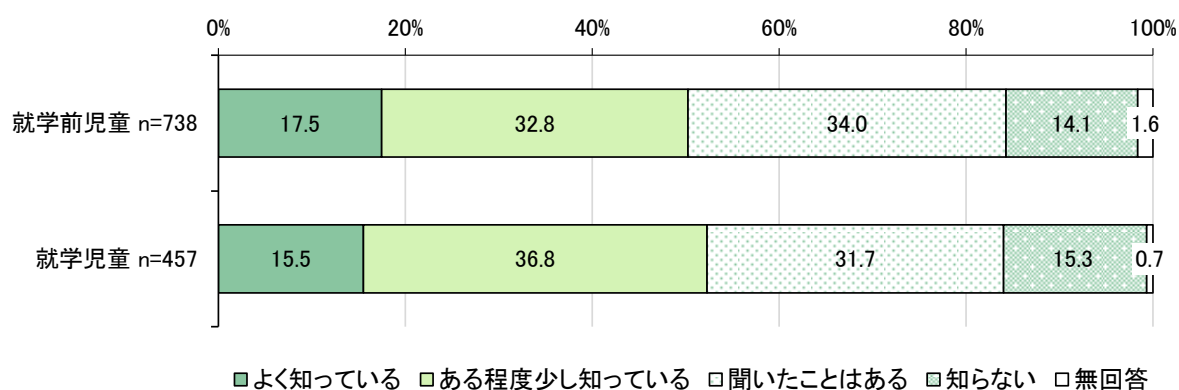
⑯こどもの権利【就学前児童・就学児童】

「こどもの権利」の認知度について、就学前児童の保護者では「聞いたことはある」が34.0%で最も高く、次いで「ある程度少し知っている」が32.8%、「よく知っている」が17.5%となっています。

就学児童の保護者では、「ある程度少し知っている」が36.8%で最も高く、次いで「聞いたことはある」が31.7%、「よく知っている」が15.5%となっています。

また、こどもの権利が守られていないと感じるものについて、就学前児童の保護者では「どんな理由でも差別されない権利」が29.3%で最も高く、次いで「こどもは自分に関することについて、意見を自由に言えて、大人に尊重されること」が23.3%、「命が守られ、必要な支援を受けながら成長できる権利」が22.2%と続いています。

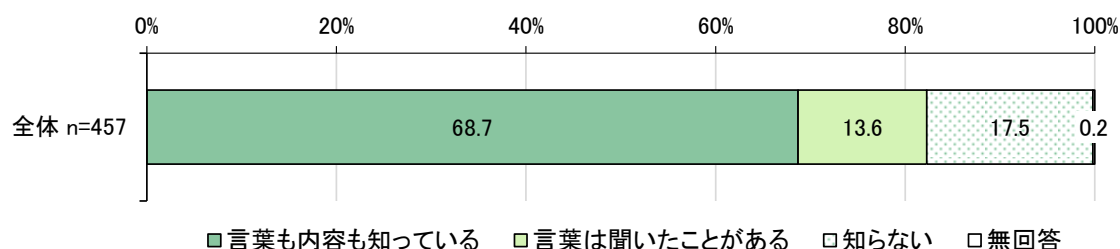
就学児童の保護者では、「どんな理由でも差別されない権利」が36.8%で最も高く、次いで「こどもは自分に関することについて、意見を自由に言えて、大人に尊重されること」が30.6%、「大人はそのこどもにとって最も良いことを優先すること」が28.9%と続いています。



⑰ヤングケアラーの認知度【就学児童】

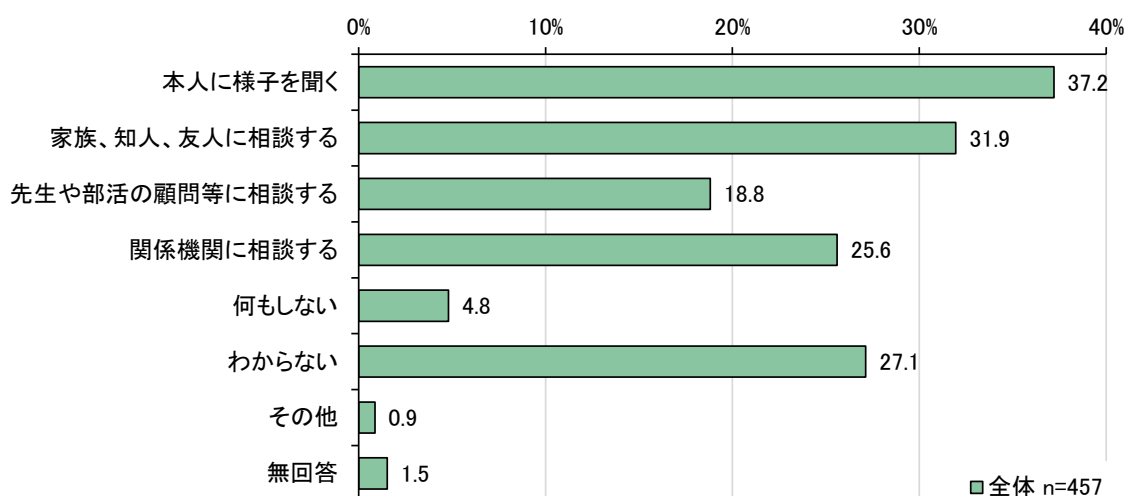
ヤングケアラーの認知度については、「言葉も内容も知っている」が68.7%、「言葉は聞いたことがある」が13.6%、「知らない」が17.5%となっています

【ヤングケアラーの認知度】



周囲にヤングケアラーと思われる人がいた場合の対応については、「本人に様子を聞く」が37.2%で最も高く、次いで「家族、知人、友人に相談する」が31.9%、「わからない」が27.1%となっています。

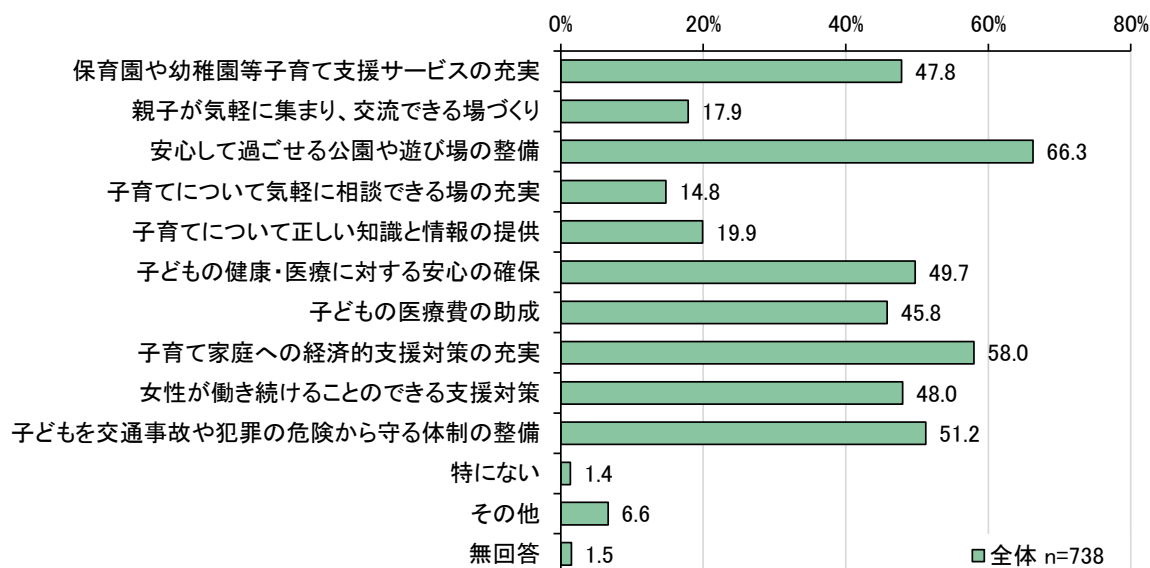
【周囲にヤングケアラーと思われる人がいた場合の対応】



⑱ 今後注力してほしい事業・対策【就学前児童・就学児童】

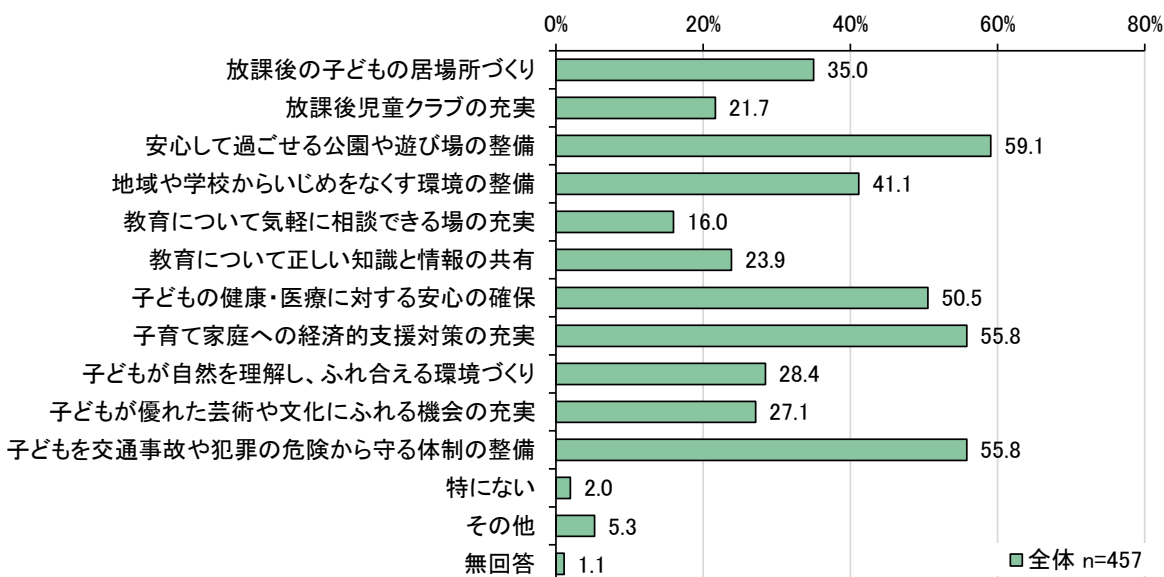
下妻市で力を入れてほしい事業や対策について、就学前児童の保護者は、「安心して過ごせる公園や遊び場の整備」が66.3%で最も高く、次いで「子育て家庭への経済的支援対策の充実」が58.0%、「子どもを交通事故や犯罪の危険から守る体制の整備」が51.2%と続いています。

【就学前児童】



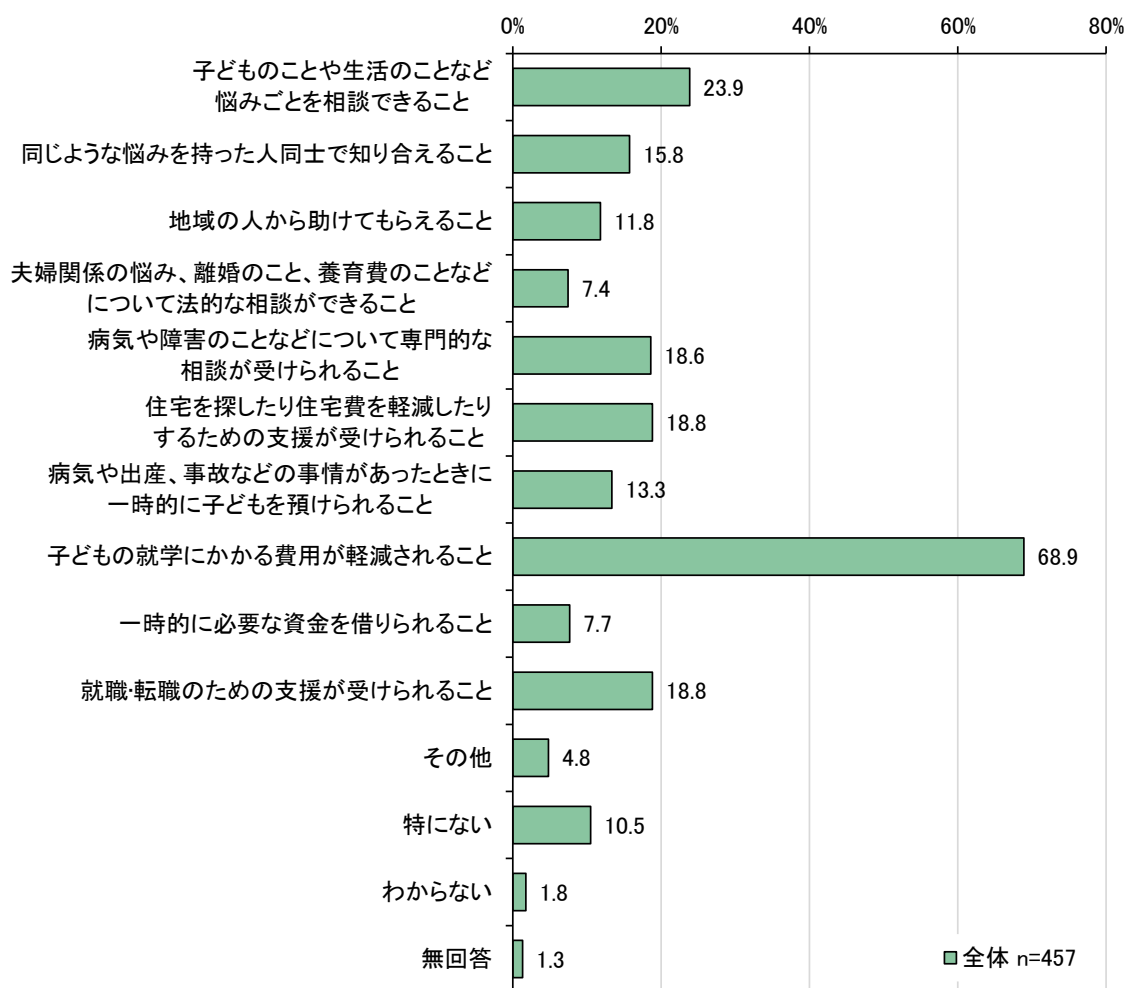
【就学児童】

就学児童の保護者では、「安心して過ごせる公園や遊び場の整備」が59.1%で最も高く、次いで「子育て家庭への経済的支援対策の充実」「子どもを交通事故や犯罪の危険から守る体制の整備」がともに55.8%、「子どもの健康・医療に対する安心の確保」が50.5%と続いています。



⑱現在必要としていることや重要だと思う支援【就学児童】

現在必要としていること、重要だと思う支援については、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が68.9%で最も高く、次いで「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」が23.9%、「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」「就職・転職のための支援が受けられること」がともに18.8%となっています。



第3節 前計画の事業実績と評価

1. 総合評価

前計画では、計画全体の成果指標（アウトカム指標）として、ニーズ調査の結果から、以下の7項目（就学前児童と就学児童ごとに評価する場合は11項目）を設定し、評価基準としていました。

令和6年2月～3月に実施したアンケート結果を元に評価したところ、「◎」は4項目、「○」は4項目、「△」は3項目となっています。

※達成度の評価基準※

◎：第2期計画時に対して、実績が100%以上

○：第2期計画時に対して、実績が90%以上100%未満

△：第2期計画時に対して、実績が90%未満

評価項目		第2期計画時	目標	実績 ※アンケート結果より	達成度
1	子育てへの不安感を持つ人の減少	就学前児童 47.8%	減少	就学前児童 56.0%	△
		就学児童 48.9%	減少	就学児童 55.8%	△
2	子育てへの負担感を持つ人の減少	就学前児童 47.8%	減少	就学前児童 46.0%	◎
		就学児童 48.9%	減少	就学児童 46.0%	◎
3	子育てと仕事が両立しているという母親の増加	就学前児童 53.0%	増加	就学前児童 60.2%	◎
4	保育サービス等子育て支援対策を良好という人の増加	就学前児童 58.4%	増加	就学前児童 57.2%	○
5	子どもの健康や医療に関わる事業を良好という人の増加	就学前児童 55.1%	増加	就学前児童 49.9%	○
		就学児童 69.1%	増加	就学児童 58.4%	△
6	教育環境について良好という人の増加	就学児童 51.6%	増加	就学児童 48.5%	○
7	子どもを交通事故や犯罪の危険から守る事業を良好という人の増加	就学前児童 39.1%	増加	就学前児童 43.8%	◎
		就学児童 51.7%	増加	就学児童 49.0%	○

2. 個別事業評価

「第2期下妻市子ども・子育て支援事業計画」において、各施策の達成状況の評価を行いました。全体でみると、A評価は37事業、B評価は119事業、C評価は2事業、D評価は0事業でした。

※達成度の評価基準※

A：計画を先行して進んでいる。 B：計画どおりに進んでいる。
C：計画に遅れが生じている。 D：計画の見直し等の必要性が生じている。

【個別事業評価結果概要】

基本目標	施策の方向性	評価基準			
		A	B	C	D
基本目標1	教育・保育の一体的整備	3	3	0	0
	地域子育て支援事業の充実	1	17	2	0
	相談・情報提供の充実	6	5	0	0
	仕事と子育てが両立できる環境整備	0	3	0	0
合計	総合的な子ども・子育て支援事業の充実	10	28	2	0
基本目標2	次世代の健康づくり	0	33	0	0
	教育・生涯学習と地域連携	5	19	0	0
合計	健やかな育成・教育環境の整備	5	52	0	0
基本目標3	ひとり親家庭等への支援	1	10	0	0
	外国人世帯への支援	1	3	0	0
	児童虐待防止対策	1	4	0	0
	障害のある子どもへの支援	18	6	0	0
合計	多様な家庭環境に対する支援	21	23	0	0
基本目標4	交通事故や犯罪のないまちづくり	1	11	0	0
	子どもの遊び場・公園等の充実	0	5	0	0
合計	安心安全な住みよい地域づくり	1	16	0	0

【個別事業評価一覧】

基本目標 1 総合的な子ども・子育て支援事業の充実

【施策の方向1】教育・保育の一体的整備

事業名		達成度	担当課
1 教育・保育施設の充実			
①	教育・保育供給量の確保	A	子育て支援課・学校教育課
②	保育所の整備	A	子育て支援課
③	幼稚園の整備	B	
④	認定こども園の整備	B	子育て支援課・教育委員会
2 地域型保育事業の推進			
①	小規模保育事業	A	子育て支援課
②	その他の地域型保育事業	B	

【施策の方向2】地域子育て支援事業の充実

事業名		達成度	担当課
1 地域子ども・子育て支援事業の推進			
①	時間外保育事業	B	子育て支援課
②	放課後児童健全育成事業(学童保育)	A	生涯学習課
③	子育て短期支援事業	B	子育て支援課
④	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	B	
⑤	一時預かり事業	B	
⑥	病児保育事業	B	
⑦	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	B	社会福祉協議会
⑧	利用者支援事業	B	子育て支援課・健康づくり課
⑨	乳児家庭全戸訪問事業	B	健康づくり課
⑩	養育支援訪問事業等	B	
⑪	妊婦・産婦・乳児・健康診査事業	B	
⑫	補足給付事業	B	子育て支援課
⑬	多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業	B	
2 多様な子育て支援事業の推進			
①	障害児保育事業	B	子育て支援課
②	子育て支援事業「うえるきっず」	B	社会福祉協議会
③	子育てサロン事業	B	
④	教育・保育施設での地域活動事業・世代間交流事業	B	子育て支援課
⑤	幼稚園送迎バス運行事業	B	
3 放課後の居場所づくり			
①	放課後子供教室事業	C	生涯学習課
②	放課後子ども総合プラン	C	

【施策の方向3】相談・情報提供の充実

事業名		達成度	担当課
1 相談事業の強化			
①	※再掲 利用者支援事業	B	子育て支援課・健康づくり課
②	教育・保育施設等での相談事業	B	子育て支援課
③	家庭児童相談事業	A	
④	教育支援センター運営事業	A	指導課
⑤	スクールカウンセラーの配置(県事業)	A	
⑥	スクールソーシャルワーカーの配置(県事業)	A	
⑦	訪問型家庭教育支援事業	A	生涯学習課
⑧	子育て世代包括支援センター	B	健康づくり課
2 情報提供事業の推進			
①	子育て支援情報提供サービス事業	A	子育て支援課
②	本計画の進捗状況の点検・公表	B	
③	保育医療サービス等情報提供	B	健康づくり課

【施策の方向4】仕事と子育てが両立できる環境整備

事業名		達成度	担当課
1 子育てにやさしい職場づくり			
①	多様な就業形態についての 啓発と雇用環境の向上	B	商工観光課
2 児童と男女共同参画についての意識改革			
①	「児童の権利に関する条約」の啓発・普及	B	子育て支援課
②	「男女共同参画社会」の啓発・普及	B	福祉課



基本目標2 健やかな育成・教育環境の整備

【施策の方向1】次世代の健康づくり

事業名		達成度	担当課
1 母子健康管理のための支援事業の推進			
①	母子健康手帳の交付	B	健康づくり課
②	※再掲 妊婦・産婦・乳児・健康診査	B	
③	産後ケア事業	B	
④	乳幼児健康診査事業	B	
		B	
		B	
⑤	小児生活習慣病予防健診	B	学校教育課
⑥	歯科健診事業	B	健康づくり課
⑦	視力再検査	B	
2 子育て親子・サークル交流事業、相談事業			
①	マタニティクラス・パパのための沐浴講座	B	健康づくり課
		B	
②	親子教室	B	
③	子どもの健康教室	B	
④	乳幼児家庭訪問事業	B	
		B	
⑤	母子保健推進員活動	B	
⑥	要支援妊産婦支援事業	B	
3 子どもの食育の推進			
①	食育推進事業	B	健康づくり課
②	親子料理教室	B	
③	学校給食での食育	B	学校教育課
④	保育所での食育	B	子育て支援課
⑤	離乳食教室(前期・後期)	B	健康づくり課

事業名		達成度	担当課
4 出産・子どもの保健医療体制の整備			
①	不妊相談・助成事業	B	健康づくり課
		B	
②	成人風疹予防接種の助成	B	
③	乳幼児・小中学生予防接種	B	
④	感染症・生活習慣病予防の知識の普及	B	
⑤	性教育講師派遣事業	B	
⑥	救急医療	B	
		B	
⑦	小児の応急処置の健康教室	B	
⑧	医療費助成制度	B	保険年金課
⑨	未熟児養育医療給付事業	B	健康づくり課

【施策の方向2】教育・生涯学習と地域連携

事業名		達成度	担当課
1 家庭・地域の教育力の向上			
①	家庭教育学級	A	生涯学習課
②	生徒指導ネットワーク会議兼 いじめ問題対策連絡協議会	A	指導課
③	学校地域交流事業	B	教育委員会
④	地域教育推進委員制度	B	学校教育課・生涯学習課
⑤	青少年問題協議会	B	生涯学習課
⑥	青少年を育てる下妻市民の会	B	
⑦	有害環境対策事業	B	
⑧	子ども会育成連合会	B	
		B	
⑨	環境美化・清掃ボランティア事業	B	建設課
		B	環境課
2 豊かな体験学習の充実			
①	学校における福祉教育	A	指導課・社会福祉協議会
②	ボランティア体験学習	A	社会福祉協議会
③	自然体験活動推進事業	B	生涯学習課
④	水辺の楽校	B	生涯学習課・都市整備課



事業名		達成度	担当課
3 子どもの文化・スポーツ活動の振興			
①	図書館主催事業	B	図書館
②	子どもの読書活動推進事業	B	教育委員会
③	ブックスタート事業	A	子育て支援課
④	芸術文化活動の振興事業	B	生涯学習課
⑤	博物館の講座	B	
⑥	学校施設の開放	B	
⑦	スポーツ教室・スポーツ大会の開催	B	
		B	
⑧	スポーツ少年団事業	B	



基本目標3 多様な家庭環境に対する支援

【施策の方向1】ひとり親家庭等への支援

事業名		達成度	担当課
1 子どもの居場所づくり			
①	子どもの学習支援事業「寺子屋」	B	社会福祉協議会
②	※再掲 時間外保育事業	B	子育て支援課
③	※再掲 放課後児童健全育成事業(学童保育)	B	生涯学習課
④	※再掲 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	A	社会福祉協議会
2 経済的支援			
①	児童扶養手当	B	子育て支援課
②	母子・寡婦福祉資金貸付事業	B	
③	ひとり親家庭等児童学資金	B	
④	母子家庭等支援サポーターによる相談・援助	B	
⑤	児童手当	B	
⑥	※再掲 医療費助成制度	B	保険年金課
⑦	※再掲 補足給付事業	B	子育て支援課

【施策の方向2】外国人世帯への支援

事業名		達成度	担当課
1 外国人の子どもの教育力向上			
①	日本語指導の実施(県グローバルサポート事業)	B	指導課
②	外国人児童生徒支援員の配置	A	
2 情報提供事業の推進			
①	行政情報や各種申請書等の多言語化の充実	B	関係各課
②	多言語通訳サービスの拡充	B	

【施策の方向3】児童虐待防止対策

事業名		達成度	担当課
1 児童虐待の発生予防			
①	※再掲 乳児家庭全戸訪問事業や 養育支援訪問事業等	B	健康づくり課
②	相談事業	A	子育て支援課・福祉課
③	ペアレントトレーニング事業	B	健康づくり課
2 児童虐待防止の啓発			
①	児童虐待の防止についての啓発・普及	B	子育て支援課・健康づくり課
②	児童虐待防止ネットワーク活動	B	子育て支援課



【施策の方向4】障害のある子どもへの支援

事業名		達成度	担当課
1 障害の早期発見・早期療育			
①	すくすく相談	B	健康づくり課
②	ことばの教室	B	
③	小児リハビリ教室	B	
④	乳幼児発達相談事業(ポータージ)	A	社会福祉協議会
2 障害のある子の福祉サービス			
①	※再掲 障害児保育事業	B	子育て支援課
②	障害児相談支援	A	福祉課
③	児童発達支援	A	
④	放課後等デイサービス	A	
⑤	保育所等訪問支援	A	
⑥	居宅介護	A	
⑦	短期入所	A	
⑧	障害者日中一時支援事業	A	
⑨	移動支援事業	A	
⑩	訪問入浴サービス事業	A	
⑪	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	A	
3 就学支援			
①	教育支援委員会の事業	A	指導課
②	特別支援教育相談員配置事業	A	
③	学校生活支援員配置事業	B	学校教育課
4 経済的支援			
①	重度心身障害児童福祉手当	A	福祉課
②	障害児福祉手当	A	
③	特別児童扶養手当	A	
④	心身障害者扶養共済制度	A	
⑤	特別支援教育就学奨励事業	B	学校教育課
⑥	軽度・中等度難聴児補聴器購入費支援事業	A	福祉課

基本目標 4 安心安全な住みよい地域づくり

【施策の方向1】交通事故や犯罪のないまちづくり

事業名		達成度	担当課
1 犯罪の危険から子どもを守る事業の推進			
①	子どもを守る110番の家	B	指導課
②	見守りボランティア	B	
③	防犯灯等の整備	B	消防防災課
④	危機管理マニュアルの見直し	B	子育て支援課・学校教育課
2 事故や災害から子どもを守る事業の推進			
①	通学路交通安全施設の整備	B	消防防災課
②	児童生徒への交通安全用具の支給	B	
③	交通安全教育の実施	B	
④	交通安全母の会の活動推進	B	
⑤	交通安全子供自転車大会	B	
⑥	子どもの防災訓練・防災教育	A	指導課
⑦	幼年消防クラブ	B	消防防災課
⑧	子どもの事故防止啓発活動	B	健康づくり課

【施策の方向2】子どもの遊び場・公園等の充実

事業名		達成度	担当課
1 地域の身近な遊び場・公園の充実			
①	子どもの遊び場に対する助成事業	B	子育て支援課
②	児童遊園の遊具等の保守点検事業	B	
③	都市公園の遊具等の保守点検事業	B	都市整備課
2 子連れで外出しやすいまちづくり			
①	ゆとりのある歩道の整備	B	建設課
②	親子等の交流の場の創出	B	都市整備課



第4節 統計等から見る現状と課題

1. 幼児期の教育・保育の提供について

本市の児童人口は減少傾向にあり、出生数は200人台で推移しています。しかし、女性の就業率の上昇に伴い、3歳未満児の保育ニーズが増加しており、定期的な教育・保育事業のニーズは高まっています。

アンケート調査結果によると、「平日、定期的に利用したい教育・保育事業」として認可保育園を望む声が多く、「未就労の母親の就労意向」に関しても、現在未就労の71.2%が今後の就労を希望していることから、今後も保育を必要とする家庭が増加することが予想されます。

このような保育ニーズの増加に対応するため、需要と供給のバランスを見ながら提供量を確保しつつ、施設整備を進め、安全で安心な保育環境を維持する必要があります。

さらに、アンケート調査結果から、保育園を選ぶ際に重要な要素としては、「家から近い場所にある」が65.5%と最も高く、次いで、「園長・保育士」が36.1%となっており、園の保育方針や保育者のスキルについても、保護者のニーズが高いことを示しています。保護者が安心して園を選ぶように、地域ごとの保育需要を踏まえた整備、保育者のスキル及び専門性の向上など、量の確保とともに質の向上を図ることが重要です。

2. 子育て家庭の状況に応じた柔軟な支援体制について

アンケート調査結果によると、日常的・緊急的に子どもをみてもらえる人について、就学前児童の保護者で「いずれもいない」と答えた割合は9.6%、悩みや不安についての相談先に「相談できる人はいない（場所はない）」と回答したのは、就学前児童の保護者が7.0%、就学児童の保護者が10.9%となっています。割合は高くありませんが、核家族化や地域とのつながりの希薄化などによって、子育ての孤立感や不安を感じている人が一定数存在しています。そのため、乳児家庭全戸訪問事業などの取り組みを通じてリスク家庭の把握を行い、令和7年度に開設予定のこども家庭センターを中心に、妊娠期から出産・子育てまで一貫した身近な相談体制を確立し、切れ目のない支援を行う一体的な体制の強化を図ります。

本市の児童相談の状況をみると、相談件数が増加しており、また、相談内容が複雑化している傾向があります。児童虐待通報においても、依然として虐待が疑われる事案が発生しています。子育ての不安に寄り添えるよう、日頃から相談しやすい体制づくりと関係構築を進め、子どもの虐待（疑いを含む）の早期発見に努める必要があります。連携して支援できる体制を強化することが求められます。

生まれ育った家庭やさまざまな事情により、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない子どもがいます。近年では「ヤングケアラー」のように、周囲の

人々が気づかずに潜在化しやすい家庭状況にある子育て家庭も存在します。すべての子どもたちが、生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持つことができるよう、学習面や生活面、心理面など多角的な支援が重要です。関係機関等との連携による訪問や相談支援体制の充実が求められています。

また、配慮が必要な児童や発達に不安を抱える児童が増加しており、それに応じた支援が求められています。アンケート調査結果から、子育てに関して日頃悩んでいること・気になることとして「病気や成長に関すること」が就学前児童の保護者で約5割と高くなっていることが分かります。今後も、発達に課題のある子どもとその家族への継続的な相談支援・発達支援・啓発活動と研修等を関係機関と連携して進めていく必要があります。

3. 地域の子育て支援事業について

女性の就業率の上昇や核家族世帯の増加、及び勤労形態や勤務時間の多様化に伴い、子育て家庭の実情に応じた多様な子育て環境の整備が求められています。

アンケート調査結果によると、地域の子育て支援拠点である「子育て支援センター」について、一定数の利用があります。この事業には、子育て支援の相談機能があり、低年齢児が自由に遊べる場所、親子の交流の場として重要な役割があります。「子育て支援センター」の存在やその役割の認識を広め、利用促進を図るためには、周知や情報提供が必要です。親子が共に成長できるコミュニティの形成を目指し、すべての家庭が安心して子育てできる環境づくりを支援します。

さらに、子どもが病気やけがで通常の教育・保育サービスを利用できず、父親や母親が仕事を休む必要がある場合、「できれば病児保育・病後児保育施設等を利用したい」と考える就学前児童の保護者が37.9%、就学児童の保護者で14.1%となっています。本市では、令和元年度より病児保育事業を実施し、ニーズへの対応を進めていますが、今後も病児保育を含めた多様なニーズに対応していくことが重要です。

加えて、本市の放課後児童クラブ利用児童数は年々増加傾向にあります。アンケート調査結果によると、低学年での放課後の過ごし方について、就学前児童の保護者の中で放課後児童クラブを希望する人が増加しており、就労する母親の増加を背景に、今後の利用意向は高まるものと予想されるため、ニーズを適切に把握し、対応していく必要があります。

4. 子育てと仕事の両立について

本市の就学前児童の母親は約8割が就労しており、平成31年度の就労している母親と比較すると、5.4ポイント増加しております。今後も女性の就業率は増加していくことが見込まれます。また、全国的に母親の育児休業取得率は、制度の定着により着実に増加していますが、父親の育児休業取得率は女性と比べて低い水準にあります。本市のアンケート調査結果では、前回調査より取得率は増加しているものの、母親の育児休業取得率は



50.8%であるのに対し、父親は 8.4%にとどまっています。働きながら安心して子どもを産み育てられるよう、企業に対する情報提供を通じて、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を進めるとともに、父親の育児参加への意識を引き続き高めていく必要があります。

5. 保護者が重視する子育て支援策について

子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境が変化する中で、保護者のニーズは多様化し、変化していくことが考えられます。そのため、市民のニーズに合った事業体制やサービスの充実について検討する必要があります。

アンケート調査結果によると、保護者が重視する子育て支援施策として、「安心して過ごせる公園や遊び場の整備」が就学前児童の保護者で 66.3%、就学児童の保護者で 59.1%と高くなっています。また、「子育て家庭への経済的支援対策の充実」も重要視されており、就学前児童の保護者で 58.0%、就学児童の保護者で 55.8%がこの項目を挙げています。さらに、「子どもを交通事故や犯罪の危険から守る体制の整備」に関しては、就学前児童の保護者の 51.2%、就学児童の保護者 55.8%が回答しています。

今後、本市としては、子育て家庭が気軽に集える場の提供を検討し、安心して遊べる公園や遊び場の整備を進めるとともに、安全基準を踏まえた遊具や設備の整備を進めていく必要があります。また、日本経済の長期低迷や昨今の物価高騰に伴い、経済的支援が強く求められていることから、特に支援を必要とする家庭のみならず、すべての子育て家庭へ支援が行き届く対策の検討が必要です。さらに、交通事故や犯罪から子どもを守るため、交通安全教育の強化や地域社会での防犯体制の構築を進め、すべての子どもと子育て家庭が安全で安心して生活できる環境を提供することを目指します。





第3章 計画の理念・基本目標

第1節 基本理念

第2節 基本目標

第3節 施策体系図





第3章 計画の理念・基本目標

第1節 基本理念

基本理念

【第2期計画策定時 基本理念】

地域で育む子どもの未来 笑顔あふれる子育てのまち しもつま



【第3期計画 基本理念】

みんなで育む子どもの未来
笑顔あふれる子育てのまち
しもつま

下妻市は、これまで地域コミュニティの連携強化や住民同士の助け合いを重視し、地域の協力があることで、子育て家庭の不安や負担が軽減され、子育てを楽しくできるように応援することが大切であるとの考えのもと、様々な取組を進めてきました。

しかし、時代の変化や生活スタイルの多様化に伴い、支援の枠をさらに広げる必要性が認識されてきました。多様な家族形態や社会的背景を持つ人々が増える中で、地域だけではなく、社会全体で子どもを育てるという視点が重要になっています。

今回、「みんなで」という表現を取り入れ、子育ては地域社会のみならず、行政、企業、教育機関、そして一人ひとりの市民を含む多様な主体が関わるべきであるとの考えのもと、子育て家庭が孤立せず、誰もが安心して子育てを楽しむことができる社会を実現するために、「みんなで育む子どもの未来 笑顔あふれる子育てのまち しもつま」を新しい理念とし、すべての子どもたちが笑顔で成長していくために安心して子育てができ、子どもたちの未来が夢や希望に満ちた輝かしい未来になれるよう、さらに各種施策の展開を図ります。

第2節 基本目標

基本理念を実現するため、次の4つの基本目標を設定して、事業を組み立てます。

1. 子ども・子育て支援事業の充実

妊産婦、乳幼児、小学生に対して切れ目のない支援を提供できる体制を構築し、多様な就労形態に対応した仕事と子育ての両立支援を目指します。すべての子どもと子育て家庭を見守りながら、発育・発達や子育てに関する悩みに対する相談体制の充実を図るとともに、質の高い教育・保育事業や子育て支援サービスを提供し、子育てしやすいまちの実現に努めます。

2. 健やかな育成・教育環境の整備

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、学校、教育・保育施設、地域との連携を図り、家庭や地域の教育力向上に取り組めます。また、相談しやすい環境づくりと情報提供の質の向上を目指し、相談体制の強化を進め、情報提供の充実を図ります。さらに、教育・保育施設の整備については、子育て世帯を取り巻く社会環境の変化や保育ニーズの多様化が進む中、引き続き保育サービスの充実に努めます。

3. 多様な家庭環境に対する支援

子どもの現状と将来がその生まれた環境によって影響されることなく、すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、乳幼児を含む早期からの相談体制の充実を図り、関係機関と連携を取りながら、切れ目のない適切な支援に努めます。

また、こども家庭センターを中心に、地域の関係機関との体制強化を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、要保護児童の対策を推進します。

4. 安心安全な住みよい地域づくり

子どもを安心して生み育てることができるよう、地域コミュニティの形成・強化や交通事故等の被害に遭うことのない、安全安心な地域づくりの取り組みを推進していきます。また、子どもが安心安全に過ごせる公園や遊び場の環境整備に努めます。



第3節 施策体系図

基本目標	施策の方向性	基本施策
1 子ども・子育て支援事業の充実	1. 子育て支援事業の充実	1. 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実 2. 子ども・子育て支援事業の推進 3. 多様な子育て支援事業の推進 4. 放課後の居場所づくり 5. 経済的支援
	2. 親子の健康づくり	1. 母子健康管理のための支援事業の推進 2. 子育て親子・サークル交流事業、相談事業 3. 子どもの食育の推進 4. 出産・子どもの保健医療体制の整備
2 健やかな育成・教育環境の整備	1. 教育・生涯学習と地域連携	1. 家庭・地域の教育力の向上 2. 豊かな体験学習の充実 3. 子どもの文化・スポーツ活動の振興
	2. 相談・情報提供の充実	1. 相談事業の強化 2. 情報提供事業の推進
	3. 仕事と子育てが両立できる環境整備	1. 子育てにやさしい職場づくり 2. 児童と男女共同参画についての意識改革
	4. 教育・保育の一体的整備	1. 教育・保育施設の充実 2. 特定地域型保育事業の整備
3 多様な家庭環境に対する支援	1. 児童虐待防止対策	1. 児童虐待の発生予防 2. 児童虐待防止の啓発
	2. ひとり親家庭への支援	1. 子どもの居場所づくり 2. 経済的支援
	3. 障害のある子どもへの支援の充実	1. 障害の早期発見・早期療育 2. 障害のある子どもの福祉サービス 3. 就学支援 4. 経済的支援
	4. 外国人世帯への支援	1. 外国人の子どもの教育力向上 2. 情報提供事業の推進
	5. 貧困等、困難な状況にある子どもの支援	1. 困難な状況におかれている子どもへの支援 2. 経済的支援
	6. 子どもの権利を守るための活動	1. 子どもの権利を守る仕組みの強化と体制の充実
4 安心安全な住みよい地域づくり	1. 交通事故や犯罪のないまちづくり	1. 犯罪の危険から子どもを守る事業の推進 2. 事故や災害から子どもを守る事業の推進
	2. 子どもの遊び場・公園等の充実	1. 地域の身近な遊び場・公園の充実 2. 子連れで外出しやすいまちづくり



ライフステージ別子育て支援関連事業一覧

妊娠・出産

乳幼児

みんなで育む子どもの未来
笑顔あふれる子育てのまち
しもつま

P.73 | 不育症検査及び治療費助成事業

P.79 | 成人風疹予防接種の助成

P.78 | パパママクラス

P.73 | ママサポしもつまアプリ
(電子母子手帳)

P.73 | 妊婦・産婦・乳児健康診査事業

P.77 | 産後ケア事業

P.73 | 下妻うえるかむベビー
応援事業

経済的支援の取組

P.75 | 出産祝金

P.75 | 児童手当

P.79 | 未熟児養育医療給付事業

P.75、P.95 | 医療福祉費支給制度(マル福)

P.75 | 保育料軽減事業

P.75 | 副食費補助事業



地域で子どもを支える支援

P.78 | こども家庭センター

P.75 | 子育て支援事業「うえるきっず」

交流の場づくり

P.74 | 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

P.75 | 子育てサロン事業

P.78 | 子どもの健康教室

P.109 | 幼稚園・保育園等での園庭開放

P.110 | 親子等の交流の場の創出

健康を守るための取組

P.73 | ブックスタート事業

P.77 | 乳幼児健康診査事業

P.73 | 新生児聴覚検査

P.77 | 視力・視覚検査

P.79 | 乳幼児・小中学生予防接種

P.77 | 歯科健診事業

P.79 | 就学時健康診断

P.78 | 食育推進事業

P.78 | 離乳食教室

P.78 | 親子料理教室

教育・保育等のサービスを提供する取組

P.90 | 教育・保育施設の提供(教育・保育サービスの充実)

P.73 | 一時預かり事業

P.90 | 小規模保育・地域型保育事業

P.73 | 時間外保育事業

相談事業の取組

P.85 | スクールカウンセラー・
スクールソーシャルワーカーの配置

P.85 | 教育支援センター運営事業
(スクールサポートセンターの運営)

P.74 | 利用者支援事業

P.85 | 家庭児童相談事業

P.93 | 要保護児童対策地域協議会

P.93 | 多職種連携による虐待防止ネット
ワークの構築

悩みや負担を減らすための相談

P.74 | 親子関係形成支援事業
(ペアレント・トレーニング)

P.74 | 子育て短期支援事業

防犯等、安全を守る取組

P.108 | 子どもを守る110番の家

P.108 | 幼年消防クラブ

P.108 | 見守りボランティア

P.108 | 児童生徒への交通安全
安全用具の支給

P.108 | 子どもの事故防止
啓発活動

P.108 | 通学路交通安全
施設の整備

P.108 | 交通安全子供自転車大会

P.108 | 交通安全母の会の
活動の推進

P.108 | 防犯灯等の整備

小学生

中学生

P.74 | 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター)

訪問を通じた支援

P.73 | 乳児家庭全戸訪問事業
P.74 | 養育支援訪問事業
P.85 | 訪問型家庭教育支援事業

発達・療育の支援

P.97 | すくすく相談
P.97 | 小児ことばの教室
P.97 | 5歳児キッズ(5歳児
健診後の支援教室)
P.97 | 乳幼児発達相談事業
(ポーター)

学習・育みにかかわる取組

P.82 | 家庭教育学級
P.83 | 英語教育の充実
P.83 | 自然体験活動推進事業
P.83 | 英語検定料補助事業
P.83 | ボランティア体験学習
P.83 | 水辺の楽校
P.83 | 子どもの読書活動推進事業
P.83 | スポーツ教室・スポーツ大会の開催

放課後等の居場所づくり

P.74 | 放課後児童健全育成事業(学童保育)
P.97 | 放課後等デイサービス



P.74 | 補足給付事業

P.75 | 就学援助制度

P.75 | 多子世帯保育料軽減事業

P.82 | 青少年を育てる下妻市民の会

P.73 | 病児保育事業

P.82 | 子ども会育成連合会

P.74 | こども誰でも通園制度

健康・医療

P.79 | 下妻市休日在宅当番医

P.79 | 小児救急輪番制運営事業

多世代交流・居場所づくり

P.82 | 学校地域交流事業
P.109 | 子どもの遊び場に対する助成事業
P.83 | 図書館主催事業
P.109 | 児童遊園・都市公園の遊具等の保守点検事業

外国人世帯への支援

P.100 | 外国人児童生徒支援員の配置
P.100 | 日本語指導の実施
(県グローバルサポート事業)

障がいのある子どもへの支援

P.97 | 児童発達支援
P.98 | 心身障害児者おむつ代助成
P.99 | 障害児福祉手当
P.98 | 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業
P.98 | 学校生活支援員配置事業
P.98 | 障害者日中一時支援事業
P.99 | 重度心身障害児童福祉手当
P.99 | 特別支援教育就学奨励事業
P.99 | 特別児童扶養手当

母子・父子家庭に 対する支援

P.95 | 児童扶養手当
P.95 | 母子・寡婦福祉資金貸付事業
P.95 | ひとり親家庭高等職業訓練
促進給付金

困難な状況におかれている 子どもへの支援

P.102 | セーフティネットとなる
居場所づくりの推進
P.95 | 子どもの学習支援事業「寺子
屋」「にこにこ学習塾」

子育てへの男女の参画促進

P.88 | 「男女共同参画社会」の啓発・普及
P.104 | 「児童の権利に関する条約」の啓発・普及

計画とSDGs（持続可能な開発目標）との関連

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略で、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年までの国際社会共通の目標です。先進国も途上国も、企業や個人なども、皆が協力し、持続可能でより良い世界をつくろうと17の共通の目標（ゴール）から構成されています。

本計画においても、地域、関係団体、企業等、社会のさまざまな担い手と連携しながら、子どもの最善の利益が実現される社会を目指しており、SDGsの目標を意識しながら、すべての子ども・若者と子育て世帯を「誰一人取り残さない」取り組みを推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第4章 分野別施策

基本目標1 子ども・子育て支援事業の充実

基本目標2 健やかな育成・教育環境の整備

基本目標3 多様な家庭環境に対する支援

基本目標4 安心安全な住みよい地域づくり





第4章 分野別施策

基本目標1 子ども・子育て支援事業の充実

基本目標	施策の方向性	基本施策
1 子ども・子育て 支援事業の充実	1. 子育て支援事業の充実	1. 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実 2. 子ども・子育て支援事業の推進 3. 多様な子育て支援事業の推進 4. 放課後の居場所づくり 5. 経済的支援
	2. 親子の健康づくり	1. 母子健康管理のための支援事業の推進 2. 子育て親子・サークル交流事業、相談事業 3. 子どもの食育の推進 4. 出産・子どもの保健医療体制の整備



施策 1 子育て支援事業の充実

（１）現状・課題

多様な就労形態による共働き家庭が増加し、仕事と家庭の両立が大きな課題となっています。

本市では、このような状況に対応するため、教育・保育施設で実施される時間外保育事業（延長保育）や一時預かり事業（幼稚園での預かり保育を含む）などの事業を実施してきました。また、ファミリー・サポート・センターやうえるきっず、放課後児童クラブを通じて、仕事と子育ての両立支援を図っています。

利用者のニーズを踏まえ、教育・保育事業をはじめとする子育て支援サービスの提供体制の整備や、経済的な負担感の軽減策を推進し、保護者が安心して子育てできる環境を整え、子どもの豊かな育ちを支えます。また、乳幼児及びその保護者が相互に交流できる場所として子育て支援センターの開設など、各種子育て支援サービスの充実を図り、子育ての楽しさを感じてもらえるよう、子育て家庭を支えるための支援を推進します。

（２）施策の方向

- ① 妊娠初期から産後育児期まで、連続的に支援を提供できる体制の構築を目指します。
- ② 利用ニーズに基づき、「第5章 重点事業の見込量と確保方策（子ども・子育て支援事業計画）」により、引き続き計画的な実施を図ります。
- ③ 配慮が必要な児童の受入体制の充実や、臨時的・補助的・突発的な保育など、多様な子育て支援事業の充実を図ります。
- ④ 放課後児童の利用ニーズに対応できるよう、放課後児童クラブ等の整備に努めます。
- ⑤ 多様化する家庭の状況に対応するため、家庭の就労形態や地域特性に応じた柔軟な運用を進めます。制度に基づくサービスを通じ、子育て家庭へのサポート体制を拡充し、地域全体で子どもを見守る環境の整備を目指します。



（３）市の取り組み（重点）

【基本施策 1-1-1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実】

事業名 【担当課】	事業内容
ママサボしもつま アプリ 【子育て支援課 （こども家庭センター）】	電子母子手帳として、スマートフォン・タブレット端末・PC に対応したサービスであり、妊産婦と子どもの健康データの記録・管理や予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関するアドバイスの提供などの機能が充実しています。
下妻うえるかむベビー 応援事業 【子育て支援課 （こども家庭センター）】	すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時から面談等により出産・子育てに必要な切れ目のない支援につなぐ「伴走型相談支援」と経済的な負担軽減を図る「経済的支援」を一体的に行います。
新生児聴覚検査 【子育て支援課 （こども家庭センター）】	生まれてまもない赤ちゃん（出生後退院するまでの間か、生後 3 か月以内の受診）を対象に「きこえ」の検査を実施するため、費用の一部を補助します。
ブックスタート事業 【図書館】	健康づくり課と連携し、5 か月児健診時に絵本をプレゼントします。絵本を開く楽しい「体験」と赤ちゃんとお母さんのふれあいを深めるきっかけとなる取り組みです。
不育症検査及び 治療費助成事業 【健康づくり課】	2 回以上の流産等により、医師に不育症と診断された夫婦に対し、保険適用外の不育症の検査及び治療に要した費用のうち、年 1 回、5 万円を限度とし助成します。

【基本施策 1-1-2 子ども・子育て支援事業の推進】

事業名 【担当課】	事業内容
乳児家庭全戸訪問事業 【子育て支援課 （こども家庭センター）】	生後 2 か月までの乳児がいるすべての家庭を、保健師、または助産師が訪問し、乳児の発育・発達や授乳状況の確認、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。
妊婦・産婦・乳児 健康診査事業 【子育て支援課 （こども家庭センター）】	妊娠から出産までの母体の健康管理として、胎児の成長を確認する妊婦健診、産後のうつや早期発見及び身体回復を確認するための産婦健診、赤ちゃんの先天性疾病や発育状況を確認する 1 か月児健診、1 歳未満までの段階的な発育・発達を確認していく乳児健康診査を医療機関に委託し、実施します。必要な方には医療機関と連携して保健指導を行い、母子の健康増進に努めます。
時間外保育事業 【子育て支援課】	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施します。
一時預かり事業 【子育て支援課】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。
病児保育事業 【子育て支援課】	病児を病院・保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育します。広域連携により、病児保育事業を実施しています。

事業名 [担当課]	事業内容
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 【子育て支援課】	国の幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の幼児で、本市の定める基準に適合した小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児にかかる利用料の一部を、保護者に対して給付し支援します。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) 【社会福祉協議会】	乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター) 【子育て支援課】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供を行います。
放課後児童健全育成事業 (学童保育) 【生涯学習課】	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後に保育園や小学校の余裕教室等で適切な遊びや生活の場を与えます。
利用者支援事業 【子育て支援課 (こども家庭センター)】	子ども又はその保護者の身近な場所での地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うと共に、関係機関との連絡調整等を実施します。また、令和7年度から開設のこども家庭センターに利用者支援専門員を配置し、子育てに関する情報提供や相談に応じます。
養育支援訪問事業 【子育て支援課 (こども家庭センター)】	養育支援が必要な家庭の居宅を訪問し、指導・助言等を行い、適切な養育を支援します。また、要保護児童地域対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)と連携し、支援機能の強化を図ります。
親子関係形成支援事業 【子育て支援課 (こども家庭センター)】	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象とし、ペアレントトレーニングや、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換・共有の場を提供するなど、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。
子育て短期支援事業 【子育て支援課】	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。
補足給付事業 【子育て支援課】	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。
こども誰でも通園制度 【子育て支援課】	令和8年度から、満3歳未満で保育園等に通っていない子どもを、月一定時間まで保育園等で預かりを行う「こども誰でも通園制度」が開始予定です。全ての子どもの育ちを応援し、子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化します。



【基本施策 1-1-3 多様な子育て支援事業の推進】

事業名 【担当課】	事業内容
障害児保育事業 【子育て支援課】	市内の教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園等）で障害のある子どものニーズに対応して、人員確保等の受入体制を充実します。
子育て支援事業 「うえるきっず」 【社会福祉協議会】	託児室において、会員組織による相互援助活動により臨時的・補助的・突発的な託児の支援を行います。
子育てサロン事業 【社会福祉協議会】	未就学児を抱える親子が集い、親子のふれあいや親同士の交流の場、情報交換の場として開設します。

【基本施策 1-1-4 放課後の居場所づくり】

事業名 【担当課】	事業内容
放課後子供教室事業 【生涯学習課】	現在、放課後子供教室事業は実施しておりません。 今後、放課後子供教室の実施を希望する学校区がある場合、近隣市町の状況を参考にしながら実施に向けた調査、検討を行います。
放課後児童対策 パッケージ 【生涯学習課】	国の新・放課後総合子どもプランが満期を迎えることから、放課後児童クラブの受け皿整備等の推進について実施内容を継承する事業です。 余裕教室等の放課後児童クラブ等への活用について、教育委員会内で協議連携を図ります。

【基本施策 1-1-5 経済的支援】

事業名 【担当課】	事業内容
児童手当 【子育て支援課】	児童手当法に基づき、高校生年代までの子どもを養育している保護者等に児童手当を支給します。
医療福祉費支給制度 (マル福) 【保険年金課】	小児・妊産婦の方を対象に、医療保険を使って医療機関を受診したときに、窓口で支払う自己負担金の一部を助成する制度です。 市独自事業として、未就学児・妊産婦の医療費の無償化（自己負担金を支給）を行っています。
出産祝金 【子育て支援課】	次代を担う子どもの誕生を祝福するとともに子育て世帯の経済的負担軽減を図り、子どもの健全な育成に資するため、市独自で5万円の出産祝い金を支給します。
就学援助制度 【学校教育課】	経済的な理由により、学用品等の購入や学校行事等の参加に必要な費用の支出が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学援助費を支給します。
保育料軽減事業 【子育て支援課】	市の財政負担により、国が定める保育料の基準額から軽減した市の基準額を定め、子育て世帯の経済的負担の軽減及び児童の福祉の向上を図ります。
副食費補助事業 【子育て支援課】	市独自の副食費補助事業の実施により、保育所、幼稚園、認定こども園等に入所する児童の健康及び福祉の増進並びに保護者の経済的負担軽減を図ります。
多子世帯保育料軽減事業 【子育て支援課】	子育て世帯への経済的負担の軽減策として、第3子以降で3歳未満児のいる多子世帯の保育料の無償化、及び第2子で3歳未満児のいる世帯の保育料を半額とする助成を行います。



施策２ 親子の健康づくり

（１）現状・課題

安全・安心な妊娠・出産の実現、子どもの心と体の健やかな成長や発達への支援を推進するため、関係機関や医療機関との連携により、様々な支援体制の充実を図ってきました。

今後も、妊娠期・出産期・乳幼児期を通じて母子の健康が確保できるよう、保健指導、健康診査や相談・各種健康教室等の一層の充実を図ります。また、子どもの健やかな発育・発達には、胎児期を含めた妊娠中からの環境が重要となることから、妊娠中の不安解消や育児不安などの軽減を目的として、妊娠期から子育て期の切れ目のない相談体制について、新たに「下妻市こども家庭センター」を設置し、その強化を図ります。

（２）施策の方向

- ① 母子の健康管理のために、妊婦健診や産婦健診、乳幼児健診をはじめ、家庭訪問による適切な保健指導や助言活動等の充実を図ります。
- ② 子育てに関する正しい知識や情報の提供、親子での遊びや学び、親同士の交流の場を設けて、子育て不安を軽減し、楽しく子育てができるように支援する事業を実施します。
- ③ 「健康・食育しもつまプラン 21」により、全年代を対象に切れ目のない食育を推進していきます。特に、乳幼児期から児童期においては、家庭をはじめ保育所等や学校における食育事業の充実を図ります。
- ④ 安心して出産ができる環境、緊急時等の子どもの医療体制の整備と共に、感染症予防や予防接種など保健医療体制の整備を図ります。



(3) 市の取り組み（重点）

【基本施策 1-2-1 母子健康管理のための支援事業の推進】

事業名 【担当課】	事業内容
母子健康手帳の交付 【子育て支援課 (こども家庭センター)】	妊娠届を提出した妊婦に対し保健師・助産師が面談を行い母子健康手帳を交付します。すべての妊婦の精神的・身体的な健康状態を把握し、健康な妊娠期の過ごし方や育児情報の提供、そして特に支援を要する妊婦の早期発見・支援に努めます。
※再掲 ママサポしもつま アプリ 【子育て支援課 (こども家庭センター)】	電子母子手帳として、スマートフォン・タブレット端末・PC に対応したサービスであり、妊産婦と子どもの健康データの記録・管理や予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関するアドバイスの提供などの機能が充実しています。
※再掲 妊婦・産婦・乳児 健康診査事業 【子育て支援課 (こども家庭センター)】	妊娠から出産までの母体の健康管理として、胎児の成長を確認する妊婦健診、産後のうつや早期発見及び身体回復を確認するための産婦健診、赤ちゃんの先天性疾病や発育状況を確認する1か月児健診、1歳未満までの段階的な発育・発達を確認していく乳児健康診査を医療機関に委託し、実施します。必要な方には医療機関と連携して保健指導を行い、母子の健康増進に努めます。
産後ケア事業 【子育て支援課 (こども家庭センター)】	産後早期から出産後1年以内の支援が必要な母子に対し、委託医療機関での通所や宿泊、居宅への訪問を通して心身のケアや育児のサポート等が受けられるよう実施します。
乳幼児健康診査事業 【健康づくり課】	乳幼児の成長・発育の確認を行い、異常の早期発見、早期治療、早期療育に結びつけ、乳児の健全育成、保護者への育児支援を行います。(乳児医療機関健診、5か月児健診・1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診及び再検査等の実施)
	市内の幼稚園・保育所・認定こども園の全園を訪問し、5歳児健診を行います。また、5歳児健診において、言葉や行動面などで支援が必要な児童を対象に小集団の教室(5歳児キッズ)を実施します。
	乳幼児健診の未受診者や予防接種の未接種者に対する電話や訪問でフォロー対策を図ります。
歯科健診事業 【健康づくり課】	2歳児歯科健診や就学時健診等の事業実施に際して、乳幼児や児童の保護者に対して、歯科保健知識の普及や健康教育を実施します。(2歳児歯科健診、各種健診や相談事業における母子歯科保健知識の普及、就学児健診の際の永久歯対策)
視力・視覚検査 【健康づくり課】	3歳児健診時、家庭で視力検査ができなかった幼児や斜視等心配がある幼児に対し視能訓練士が検査・相談を行い、適切な育児支援を図ります。 また、3歳児健診、5歳児健診においてスポットビジョンスクリーナーの機器を導入し、健診の精度を高め、子どもの弱視の早期発見等に努めます。

【基本施策 1-2-2 子育て親子・サークル交流事業、相談事業】

事業名 [担当課]	事業内容
パパママクラス 【子育て支援課 (こども家庭センター)】	妊娠・出産・育児に必要な知識を学び、安心して健康的な妊娠期の生活や乳児等の養育ができるよう支援します。また、親同士の仲間づくりの場として交流の機会を提供します。
子どもの健康教室 【健康づくり課】	乳幼児とその保護者を対象に、育児に必要な情報提供、遊びや学習、育児相談などを行い、子どもの健康づくりや保護者同士の仲間づくりの場とします。
※再掲 乳児家庭全戸訪問事業 【子育て支援課 (こども家庭センター)】	生後2か月までの乳児がいるすべての家庭を、保健師、または助産師が訪問し、乳児の発育・発達や授乳状況の確認、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。
母子保健推進員活動 【健康づくり課】	事業開催時の保育協力や親子で参加できるイベント開催、身近な親子の相談相手など母子保健活動を推進します。
要支援妊産婦支援事業 【子育て支援課 (こども家庭センター)】	支援が必要な妊産婦やハイリスク家庭など、医療機関や県（児童相談所・保健所）、警察、市町村間等、関係機関との情報共有や連携を密にし、切れ目ない支援を行います。
こども家庭センター 【子育て支援課】	妊娠・出産、乳幼児の子育てに関する相談等に対応する「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と様々な子育てに関する心配事の相談等に対応する「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」が統合し、令和7年度に一体的な支援を行う体制を整備し、相談体制の強化を図ります。 こども家庭センターでは、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を行います。

【基本施策 1-2-3 子どもの食育の推進】

事業名 [担当課]	事業内容
食育推進事業 【健康づくり課】	「第2次しもつま健康プラン」に基づき、各種の母子保健事業や保育園・認定こども園・幼稚園・学校等で、親子に必要な情報提供や食体験など、食育の推進に取り組みます。
親子料理教室 【健康づくり課】	親子で楽しみながら調理を行い、美味しく食べることで、食や健康への関心を高め、バランスのよい食べ方や食事のマナー等、適切な食習慣を身につける機会を提供します。
学校給食での食育 【学校教育課・指導課】	安心・安全で栄養バランスのとれた給食を提供し、食に関する知識と健全な食生活を実践することができる人間に育てる食育を推進します。
幼児教育・保育施設 【子育て支援課】	給食だより、献立予定表、ほけんだより等で食育や食事の大切さを伝えたり、保育活動の中で野菜を育てたり、季節の料理や伝統食に触れ行事食を楽しむことで食育に取り組みます。
離乳食教室 (前期・後期) 【健康づくり課】	子どもの成長にあわせた離乳食の進め方、作り方について学ぶことで、子どもの健やかな発育・発達を助けるとともに、家族の食生活を見直し、親子の健康づくりに取り組めるよう健康教育や離乳食相談を実施します。



【基本施策 1-2-4 出産・子どもの保健医療体制の整備】

事業名 【担当課】	事業内容
※再掲 不育症治療費助成事業 【健康づくり課】	2回以上の流産等により、医師に不育症と診断された夫婦に対し、保険適用外の不育症の検査及び治療に要した費用のうち、年1回、5万円を限度とし助成します。
成人風疹予防接種の助成 【健康づくり課】	先天性風疹症候群の予防のため、妊娠を希望する女性と妊娠している女性の夫に風疹予防接種の費用の2分の1を助成します。（上限額5,000円）
乳幼児・小中学生予防接種 【健康づくり課】	乳幼児や小中学生に対する予防接種を実施し、疾病予防知識の普及に努め、各接種率の向上を目指します。
正しい知識の普及 【健康づくり課】	保育園・認定こども園・幼稚園・小中学校からの依頼等で、感染症や小児生活習慣病、むし歯等の予防のための講話を行い、健康づくりに関する正しい知識の普及に努めます。
性教育講師派遣事業 【健康づくり課】	学校等へ講師を派遣し（保健師・助産師等）、自分の身体の発育や性機能の発達について指導することにより、自分の理解や他人を大切に思う心を育てます。
救急医療 【健康づくり課】	小児救急輪番制運営事業を茨城西南地方広域市町村圏事務組合の事業として取り組みます。 休日における救急患者の医療を確保するため、医師会の協力により「下妻市休日在宅当番医」として、日曜日、祝日、年末年始（1月1日除く）においては、医療機関の当番制により診療を実施します。
未熟児養育医療給付事業 【健康づくり課】	入院養育が必要な未熟児（2,000g以下等）の保護者からの申請を受け、医療費を給付します。
就学時健康診断 【学校教育課】	小学校入学前のお子さんに健康診断を実施します。

コラム

ママサポしもつまアプリ（電子母子手帳）

～母子手帳と一緒に使って楽しく記録！思いでメモリー！～

紙の母子健康手帳と併せて利用できるアプリのサービスです。妊産婦と子どもの健康データの記録や体重・発育グラフの表示、予防接種のスケジュール管理ができるほか、写真を付けた育児日記の記録や下妻市の子育て情報の確認もでき、これからの子育てに役立つ機能が沢山あります。



基本目標 2 健やかな育成・教育環境の整備

基本目標	施策の方向性	基本施策
2 健やかな育成・ 教育環境の整備	1. 教育・生涯学習と地域連携	1. 家庭・地域の教育力の向上 2. 豊かな体験学習の充実 3. 子どもの文化・スポーツ活動の振興
	2. 相談・情報提供の充実	1. 相談事業の強化 2. 情報提供事業の推進
	3. 仕事と子育てが両立できる環境整備	1. 子育てにやさしい職場づくり 2. 児童と男女共同参画についての意識改革
	4. 教育・保育の一体的整備	1. 教育・保育施設の充実 2. 特定地域型保育事業の整備



施策1 教育・生涯学習と地域連携

(1) 現状・課題

次代の社会を担う人材を育てるうえで、子どもの教育は、学校をはじめ家庭や地域の協働により、家庭の教育力、地域の教育力の向上を図ることが必要となっています。

本市では、「下妻市教育大綱・教育振興基本計画」に基づき、教育と文化を通じて子どもの健全な心身の育成を図るため、質の高い教育環境を整備し、郷土への誇りや愛着を持つことができるよう、郷土文化や芸術への触れ合いの機会づくりに努めるとともに、市民の学習・技能取得の機会づくりや意欲向上への取り組みを推進しており、市民一人一人が活躍し、本市への郷土愛を生み育てることができるよう、教育と文化の質の向上を目指しています。

子どもたちが、さまざまな学習の機会や人々との交流を通して、人間性や社会性を育み、次代を担う社会の一員として成長できるよう、家庭、学校、地域における教育環境のさらなる整備を進めます。また、豊かな人間性を育む取り組みと、子どもの自立や自己実現に向けた取り組みを推進し、学校教育と連携を図り、子どもの体験事業の更なる充実を図ります。

(2) 施策の方向

- ① 心身共に健やかな子どもの成長、育成を支援するため、家庭や学校と地域の連携で、家庭の教育力と地域の教育力の向上を目指す事業を実施します。
- ② 放課後や長期休暇を活用して、自然環境とのふれあい、福祉や環境・美化活動等に関わる体験・ボランティア活動などへの自主的な参加により、子ども自ら豊かなこころを持って成長できるように事業を推進します。
- ③ 図書館・博物館等の事業やふるさと文化の伝承など多様な文化活動への参加、スポーツ少年団活動等スポーツ活動への参加により、子ども自身が豊かな生涯をつくる基礎づくりを支援します。
- ④ 豊かなコミュニケーション能力や異文化理解の精神を身に付けた、様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成を目指し、「英語教育のまちづくり」を合言葉に、英語教育の充実に向けた様々な事業を推進します。



(3) 市の取り組み（重点）

【基本施策2-1-1 家庭・地域の教育力の向上】

事業名 [担当課]	事業内容
家庭教育学級 【生涯学習課】	保護者が家庭教育の重要性などを学ぶために、家庭教育学級を幼稚園・小学校・中学校で開催します。
生徒支援ネットワーク 会議兼いじめ問題対策 連絡協議会 【指導課】	学校、民生委員・児童委員、教育支援センター（スクールサポートセンター）の相談員が連携を図りながら、市内の生徒指導体制の充実を図ると共に、いじめ問題や児童生徒の問題行動、児童虐待の未然防止と早期解消、生徒指導上の課題について協議する連絡協議会を開催します。
学校地域交流事業 【学校教育課・指導課 生涯学習課】	運動会や文化祭等で地域との交流事業を実施します。
学校運営協議会制度 【生涯学習課】	学校と保護者、地域住民が、共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら「地域とともにある学校づくり」を進めます。
青少年問題協議会 【生涯学習課】	青少年の指導、育成、保護、及び矯正に関連する総合的施策の適切な実施を期するため、必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ります。
青少年を育てる 下妻市民の会 【生涯学習課】	青少年育成運動を展開し、住民意識の高揚、青少年団体の育成を図ります。
有害環境対策事業 【生涯学習課】	「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」などの趣旨を普及します。
子ども会育成連合会 【生涯学習課】	各地区の子ども会により構成し、子ども会の指導者及び育成会の連絡調整を図ります。 子ども会リーダー等の研修事業（ジュニアリーダー研修会、県西地区子ども会リーダー研修会、県西地区子ども会指導者交歓研修会）を実施します。
環境美化・清掃 ボランティア事業 【建設課・環境課】	毎年7月が河川の愛護月間にあたることから常に河川を美しく保ち、正しく安全に利用する気持ちを持ってもらうため、自治会、老人会、子ども会に呼びかけて実施します。（鬼怒川・小貝川クリーン作戦） 「関東地方環境美化運動の日」統一美化キャンペーンのごみゼロの日（5月30日）に合わせて、全市民参加の環境美化運動として、各自治区、市内小中学校、各事業所に呼びかけて実施します。（市民清掃デー）
小学校空調設備 設置事業 【学校教育課】	近年の猛暑対策の推進として、令和元年度にはすべての小学校の普通教室にエアコンを設置しました。学習環境の確保と経済性や環境負荷への配慮を両立するため、「下妻市立学校エアコン運用ガイドライン」に沿って、適切な運用を図るとともに、特別教室への設置等の設備の充実について今後検討します。



【基本施策2-1-2 豊かな体験学習の充実】

事業名 【担当課】	事業内容
学校における福祉教育 【指導課・ 社会福祉協議会】	総合的な学習の時間等で福祉教育を実施します。
ボランティア体験学習 【社会福祉協議会】	ボランティアセンターとの連携を図り、福祉体験や環境問題など様々なボランティア体験学習を推進します。
自然体験活動推進事業 【生涯学習課】	青龍楽校少年団の事業である鬼怒川源流探検、鮭の放流会、さつまいもの定植・収穫体験などの自然・野外体験を通し、たくましく生きる力、自立する力、助け合う心を育てる体験活動を実施しています。
水辺の楽校 【生涯学習課・ 都市整備課】	鬼怒川河川敷を自然体験・自然学習の場として整備した「水辺の楽校」をボランティア団体や地域の人たちと協力しながら、子どもたちへ水辺の遊び場の提供や、学習を支える仕組みをつくり、あわせて自然豊かな河川環境を将来に残すため、せせらぎの保全や、安全な水辺確保を推進します。
英語検定料補助事業 【指導課】	児童生徒の英語検定の受験機会を確保し、英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的として、実用英語技能検定（英検）の受験料の補助を実施しています。
英語教育の充実 【子育て支援課・ 指導課】	早期英語教育として、公立幼稚園・公立保育園に外国人講師を派遣し、幼児期から楽しみながら英語にふれることで、豊かな感性を育みます。 実際の場面で英語を使う体験を充実させるために、小学生英語キャンプ、中学生英語キャンプを実施し、グローバル社会に対応した人材を育成します。

【基本施策2-1-3 子どもの文化・スポーツ活動の振興】

事業名 【担当課】	事業内容
図書館主催事業 【図書館】	図書館まつり、子ども映画会、図書館映画会、その他図書館員体験事業などを実施します。
子どもの読書活動推進事業 【教育委員会】	家庭・学校・地域における子どもの読書活動を推進します。
芸術文化活動の振興事業 【生涯学習課】	地域の芸術文化活動の振興を図ります。
博物館の事業 【生涯学習課】	郷土の歴史や民俗に親しみ、理解を深めるための事業を実施します。
学校施設の開放 【生涯学習課】	社会体育及び文化活動の普及並びに子どもの安全な遊び場の確保のため、小中学校の施設を住民の利用に提供します。（グラウンド、体育館、武道場）
スポーツ教室・ スポーツ大会の開催 【生涯学習課】	スポーツの楽しみや喜びを得る機会を提供します。 市民の自由な参加のもとにスポーツ等を通して家庭や地域の交流を図り、明るい地域社会づくりを目的として、スポーツ教室及びスポーツ大会（砂沼親子マラソン大会、新春歩け歩け大会等）を実施します。
スポーツ少年団事業 【生涯学習課】	スポーツ少年団の普及・育成並びに活動の活性化を図ることにより、青少年のスポーツ活動を振興し、心身の健全な育成を図ります。

施策２ 相談・情報提供の充実

（１）現状・課題

子育ての不安を抱える保護者にとって、子育てに関して必要な情報や求められる相談支援は、子どもの成長段階や一人ひとりの個性に応じて内容が異なります。そのため、子どもはもとより、保護者同士が互いに交流し情報共有などができる場を提供しながら、必要な人に必要な情報が届くよう、多様な媒体を活用しながら、効果的な情報発信を図ります。

本市では、教育・保育施設、家庭児童相談室、子育て世代包括支援センター、子育て支援センターなどで必要な情報提供や子育て相談支援など、それぞれの家庭に寄り添った支援の充実に取り組んできました。保護者が相談しやすい環境づくりとサービスを必要な人が必要な時にサービスを的確に受けられるよう情報提供の質の向上を図り、関係機関との連携強化をさらに進めます。

（２）施策の方向

- ① 令和７年度開設の「下妻市こども家庭センター」を中心に、子育てに関するさまざまな悩みや不安に対して専門性を生かした相談を行い、必要に応じて関係機関につなぐ等、他機関と連携しながら妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を強化します。
- ② 教育・保育・医療・保健についての各種の相談事業の充実と共に、相談事業を情報提供の場として位置付けて、各分野にまたがる相談機関同士の適正な情報共有・情報の総合化を図ります。
- ③ 子育て家庭における孤立感や不安を軽減するため、気軽に相談することができ、適切なアドバイスを受けられる場所の充実や保護者同士の交流、情報交換ができる場の提供に努めるとともに、様々な媒体を活用した情報提供に努めます。



(3) 市の取り組み（重点）

【基本施策2-2-1 相談事業の強化】

事業名 [担当課]	事業内容
※再掲 利用者支援事業 【子育て支援課 (こども家庭センター)】	子ども又はその保護者の身近な場所での地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うと共に、関係機関との連絡調整等を実施します。また、令和7年度から開設のこども家庭センターに利用者支援専門員を配置し、子育てに関する情報提供や相談に応じます。
教育・保育施設等 での相談事業 【子育て支援課】	教育・保育施設等での利用園児の保護者から随時必要な相談を受けて対応すると共に、在園児以外でも地域の子育て支援の一環として、電話での相談を含めて子育て相談に応じます。必要に応じこども家庭センターへの情報提供、連携により対応します。
家庭児童相談事業 【子育て支援課 (こども家庭センター)】	家庭相談員2人を配置し、子どもの生活習慣・しつけの問題・家庭における人間関係・学校生活など、児童の養育に関連するさまざまな問題について相談を受付けて対応します。
※再掲 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター) 【子育て支援課】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供を行います。
教育支援センター 運営事業 【指導課】	教育支援センター（スクールサポートセンター）を設置し、学校だけでは解決しにくい教育上の諸問題に対応すると共に、児童生徒及びその保護者、教職員からの相談に対応することで、教育相談機能の充実を図ります。
スクールカウンセラーの 配置（県事業） 【指導課】	児童生徒の臨床心理に関して専門的知識及び経験を有する者を配置し、養護教諭等と連携して学校における教育相談機能の充実を図ります。
スクールソーシャルワーカーの配置（県事業） 【指導課】	福祉部門等との連携を考慮し、スクールソーシャルワーカーを配置しています。 ※スクールソーシャルワーカー（SSW）：いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行います。
訪問型家庭教育支援事業 【生涯学習課】	家庭教育が困難になっている家庭を、地域の子育て経験者等で構成された「家庭教育支援チーム」のチーム員が訪問し、個別の相談や情報提供を行い、家庭教育を支援します。
※再掲 こども家庭センター 【子育て支援課】	妊娠・出産、乳幼児の子育てに関する相談等に対応する「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と様々な子育てに関する心配事の相談等に対応する「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」が統合し、令和7年度より一体的な支援を行う体制を整備し、相談体制の強化を図ります。 こども家庭センターでは、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を行います。

【基本施策2-2-2 情報提供事業の推進】

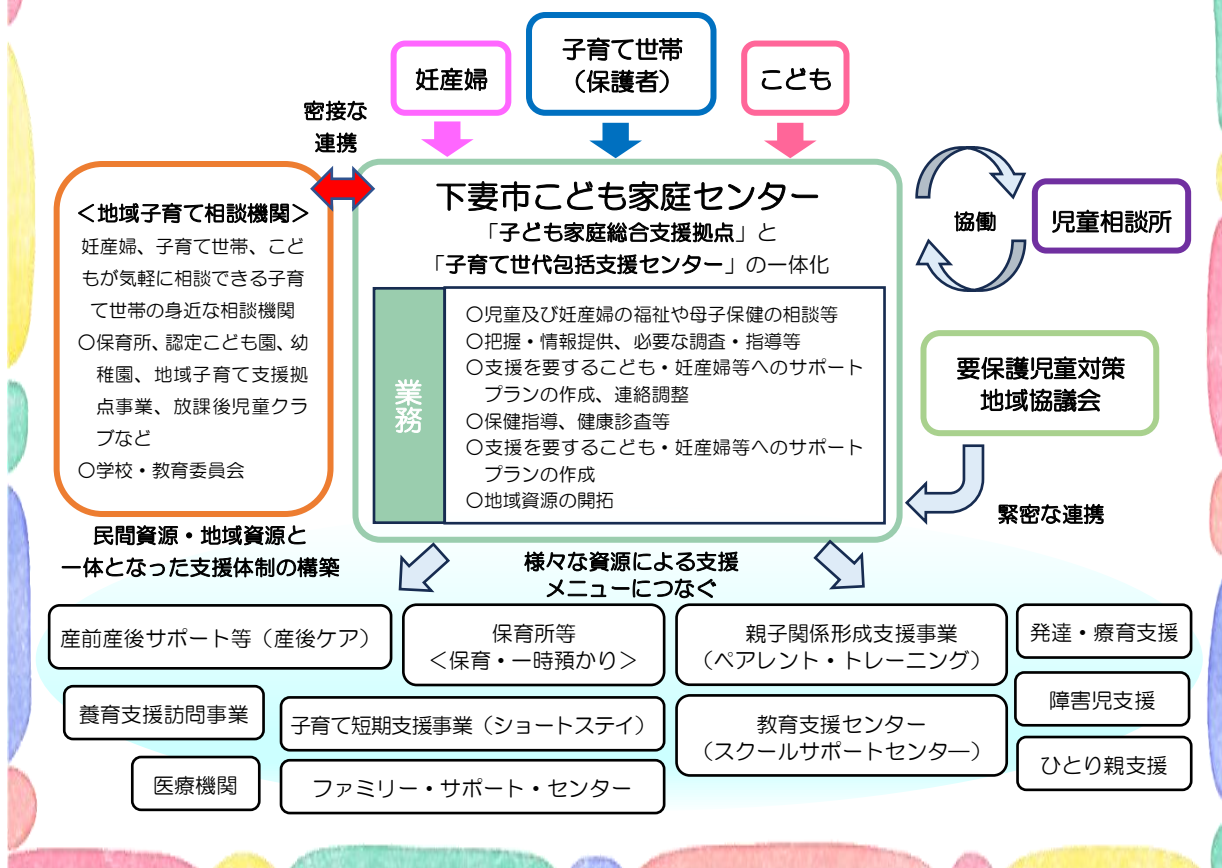
事業名 [担当課]	事業内容
子育て支援情報提供 サービス事業 【子育て支援課】	毎年、子育てに関する情報をまとめた「子育てハンドブック」を作成し、転入時や母子健康手帳交付時に配布しています。また、ホームページ上でも同じ情報を提供しています。
本計画の進捗状況の 点検・公表 【子育て支援課】	計画的かつ柔軟な子育て支援策を推進するため、毎年、本計画の施策の点検・公表を行っています。結果についてはホームページに掲載し公表します。
保育医療サービス等 情報提供 【健康づくり課】	母子保健や保健センターでの事業等新しい情報について、市のホームページ、広報紙への掲載、また、保健センター掲示板やパンフレット、令和元年度から開始したママサポしもつまアプリ等による提供を行います。

コラム

本市における妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない
相談支援体系図

～ 令和7年4月開設 下妻市こども家庭センター ～

こども家庭センターは、母子保健機能と児童福祉機能を連携しながら、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関です。また、周辺の関係機関とも協力しながら、安心して子どもを産み育てられる環境の整備に努めます。



施策3 仕事と子育てが両立できる環境整備

(1) 現状・課題

子育て家庭が、安心して子育てを行っていくためには、仕事と家庭生活・地域活動などが充実し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を生み出す環境が必要です。

本市においては「下妻市男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画を促進するためのポスター掲示やチラシの配布、また、市内小学5年生から中学3年生を対象とした「男女共同参画に関する川柳・標語」の作品募集を行い、子どもの頃から男女共同参画について考え、理解を深めるための活動を実施するなど、市民への意識啓発に取り組んできました。

近年、女性の社会進出により共働き世帯の増加や就労形態の多様化など、個人のライフスタイルや価値観も多様化していることから、夫婦間での子育てに関する意識改革を図り、子育てに関する様々な不安や負担感を緩和しながら、安心して子育てができる環境づくりを推進していく必要があります。

また、ワーク・ライフ・バランス実現のため、事業所への働きかけや情報提供を行い、仕事と家庭の両立に向けた職場環境づくりを推進するとともに、市民への育児休業などの制度の利用促進やワーク・ライフ・バランスの意識啓発などの取り組みを推進します。

(2) 施策の方向

- ① すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めます。
- ② 仕事と子育ての両立が図れる職場環境づくりのための取り組みを推進するとともに、働き方の見直しや子育てにやさしい環境づくりを浸透・定着させることができるよう、意識啓発に取り組めます。
- ③ 家庭・職場・地域においてあらゆる面での男女共同参画を推進するため、広報・啓発を行います。
- ④ 育児休業等の各種休暇制度等について、事業主・労働者等への情報提供と普及啓発に努めます。



（３）市の取り組み（重点）

【基本施策２-３-１ 子育てにやさしい職場づくり】

事業名 [担当課]	事業内容
多様な就業形態についての啓発と雇用環境の向上 【商工観光課】	事業所に対して、育児休業の問題、労働条件に関する事項等の周知を図っていきます。また、妊娠・出産期の配慮や短時間勤務などの子育てに優しい多様な就業形態の導入などについての啓発や環境整備を推進します。

【基本施策２-３-２ 児童と男女共同参画についての意識改革】

事業名 [担当課]	事業内容
「男女共同参画社会」の啓発・普及 【福祉課】	児童が互いの人権を尊重し、個性を認め合える意識を育めるよう、男女共同参画に関する啓発活動を実施します。



施策4 教育・保育の一体的整備

(1) 現状・課題

幼児期は、子どもたちにとって生涯にわたり、人間としての健全な発達や社会性を培う上で基礎となる重要な時期であり、豊かな人間性に根ざした生きる力を身につけることが大切です。

近年、就労女性の増加や勤務形態・勤務時間帯の多様化に伴い、子育て家庭の事情に応じた多様な保育形態が求められています。このような保育ニーズに対応できるよう、本市においても、適切なタイミングで民間の力を活用しつつ施設整備を進めています。

幼稚園及び認定こども園、保育園は、就学前の子どもを対象として、それぞれの目的と役割を果たしていますが、地域の子どもの減少するなか、幼稚園及び認定こども園、保育園の枠を越えて、一体的な教育・保育が提供されるよう、引き続き運営法人との連携を図るとともに、教育・保育の一層の質の向上に努めます。

(2) 施策の方向

- ① 利用者ニーズの多様化や高まりに対応できるように、認定こども園整備の推進をはじめ、幼児教育・保育施設の提供体制の充実を図ります。
- ② 特定地域型保育事業については、当面、小規模保育事業等の育成を図ると共に、適宜、利用ニーズに対応するために特定教育・保育施設と一体的な整備を図ります。
- ③ 公立幼稚園・保育園においては、施設の老朽化に向けた修繕・更新等を含め、適切な施設管理を行い、良好な保育環境の確保に努めます。



（３）市の取り組み（重点）

【基本施策２-４-１ 教育・保育施設の充実】

事業名 【担当課】	事業内容
教育・保育施設の提供 （教育・保育サービスの 充実） 【子育て支援課】	地域の特性や状況に合わせ、認定こども園、幼稚園、保育園等の教育・保育施設の整備を推進するとともに、利用者のニーズに即した教育・保育サービスの提供により制度の充実を図ります。 また、児童の数が減少傾向にあるため、運営に適切な供給量が確保できるよう各施設の利用定員の調整を図ります。

【基本施策２-４-２ 特定地域型保育事業の整備】

事業名 【担当課】	事業内容
小規模保育事業 【子育て支援課】	小規模保育事業の実施により、０～２歳児の低年齢児保育の充実を図ります。
地域型保育事業の実施 【子育て支援課】	増加する０～２歳児の低年齢児の保育ニーズに対応するため、小規模保育事業など家庭的保育事業を実施し、認定こども園、保育所等と連携しながら、低年齢児保育の充実を図ります。



基本目標 3 多様な家庭環境に対する支援

基本目標	施策の方向性	基本施策
3 多様な家庭環境に 対する支援	1. 児童虐待防止対策	1. 児童虐待の発生予防 2. 児童虐待防止の啓発
	2. ひとり親家庭への支援	1. 子どもの居場所づくり 2. 経済的支援
	3. 障害のある子どもへの支援の充実	1. 障害の早期発見・早期療育 2. 障害のある子どもの福祉サービス 3. 就学支援 4. 経済的支援
	4. 外国人世帯への支援	1. 外国人の子どもの教育力向上 2. 情報提供事業の推進
	5. 貧困等、困難な状況にある子どもの支援	1. 困難な状況におかれている子どもへの支援 2. 経済的支援
	6. 子どもの権利を守るための活動	1. 子どもの権利を守る仕組みの強化と体制の充実



施策 1 児童虐待防止対策

（１）現状・課題

令和４年度の全国の児童虐待相談対応件数（速報値）は 219,170 件で、統計を取り始めて以来毎年増加しており、児童虐待問題は社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっています。虐待の未然防止から、早期発見・対応、子どもの保護・ケア、保護者の支援など、身近な地域においてアフターケアまで切れ目のない支援が求められています。

本市においては、子育て世代包括支援センターで実施している乳児家庭全戸訪問事業や家庭児童相談室等で受ける相談事業にて、虐待の予防及び早期発見につなげ、関係機関との連携により適切な支援を図っています。

また、毎年 11 月の児童虐待防止月間には、こども虐待の防止への市民の関心を高めることと、機関・分野協働の大切さを訴える趣旨に賛同し、茨城県児童福祉施設協議会が主催のオレンジリボンたすきリレーの参加に加え、毎年 2 回、市内教育・保育施設を通じて、全家庭に児童虐待防止と通告義務に関するチラシを配布するなど、周知・啓発を行っています。

今後はさらに、令和 7 年度開設のこども家庭センターを中心にその体制を強化し、虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止など、関係機関との連携を深め、情報収集及び共有による協力体制のもと、適正な支援を図ります。また、児童虐待に係る通告義務についての啓発普及を行います。

（２）施策の方向

- ① 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の訪問相談事業では、母親の育児不安の解消に努めます。また、こども家庭センターや教育・保育施設・学校等においては、児童虐待を含めて子育てに関わる悩みや不安、育児ストレス等に連携して対応し、発生予防、早期発見に努めます。
- ② 要保護児童対策地域協議会では、児童相談所をはじめ、福祉、保健、教育、医療機関、警察などの関係機関と情報共有や役割分担し、地域ネットワークの連携強化を図ります。
- ③ 市民の児童虐待「通告義務」等についての啓発事業を推進します。



(3) 市の取り組み（重点）

【基本施策3-1-1 児童虐待の発生予防】

事業名 【担当課】	事業内容
※再掲 養育支援訪問事業 【子育て支援課 (こども家庭センター)】	養育支援が必要な家庭の居宅を訪問し、指導・助言等を行い、適切な養育を支援します。また、要保護児童地域対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）と連携し、支援機能の強化を図ります。
相談事業 【子育て支援課・福祉課】	家庭児童相談室や民生委員・児童委員は、子どもと家庭における悩みや不安の相談に応じ、児童虐待や育児不安等の軽減、早期解決に努めます。また、児童相談所等の関係機関と連携し、相談体制を強化するため、こども家庭センターの整備を推進します。
ペアレント トレーニング事業 【健康づくり課】	親の精神的な安定を図り育児不安を軽減し、自信を持って育児に取り組めるよう、心理士・保健師による教室を実施します。
※再掲 子育て短期支援事業 【子育て支援課】	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

【基本施策3-1-2 児童虐待防止の啓発】

事業名 【担当課】	事業内容
※再掲 こども家庭センター 【子育て支援課 (こども家庭センター)】	妊娠・出産、乳幼児の子育てに関する相談等に対応する「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と様々な子育てに関する心配事の相談等に対応する「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」が統合し、令和7年度より一体的な支援を行う体制を整備し、相談体制の強化を図ります。 こども家庭センターでは、妊娠届から妊娠婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を行います。
要保護児童対策 地域協議会 【子育て支援課 (こども家庭センター)】	福祉、保健、教育関係者による定期的な情報交換、啓発活動を行うことにより、児童虐待の未然防止、または困難な事例に対する専門的な支援を適切に行うための体制として、「要保護児童対策地域協議会」の代表者会議、実務者会議やケース検討会議を開催し、民生委員や関係機関と連携しながら問題解決への対策を検討します。また、児童相談所と家庭児童相談室では市町村支援事業としてケースの検討を行うなど連携強化を図ります。
児童虐待の防止について の啓発・普及 【子育て支援課 (こども家庭センター)】	児童虐待のない社会を目指し、児童虐待を見逃さない、虐待通報は義務であることを周知するため、啓発グッズの配布や講演会を開催します。 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業をはじめこども家庭センター事業を通して、児童虐待防止の啓発普及を行います。
多職種連携による虐待防止 ネットワークの構築 【福祉課・介護保険課・ 子育て支援課】	家庭内や施設等で発生する虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）等の防止に向け、広報紙やホームページなどを通じて啓発活動を行います。また、相談窓口の周知に努め、虐待を把握した場合は速やかに対応できる体制を整えます。

施策２　ひとり親家庭への支援

（１）現状・課題

母子家庭等ひとり親家庭では、就労環境等の関係から経済的に困難を抱える家庭が比較的多く、「子どもの貧困」が重要な問題となっています。この状況は、子どもの健やかな心身の育成や健康に対して、深刻な影響を及ぼす恐れがあります。

本市では、ひとり親家庭について、相談支援や生活支援等、ニーズに合わせた支援を関係機関と連携し実施していますが、特に乳幼児を抱えるひとり親家庭では、子育てをはじめ生活全般にわたる精神的、経済的負担が大きいことから、各種手当や助成、給付金等の制度を活用して経済的自立を支援するとともに、就労支援等の生活全般の自立に向けた総合的な取り組みが必要です。ひとり親家庭が安心して暮らせるよう、個々の家庭に応じた支援体制を充実し、生活の安定と自立の支援に努めます。

（２）施策の方向

- ① ひとり親家庭の子どもの居場所を確保するために、延長保育事業の実施や家庭や学校との連携により放課後健全育成事業等の支援の充実を図ります。
- ② 経済的に困難を抱える子育て家庭への経済的支援を行い、すべての子どもが健康や勉学等における機会を均しく享受できるように図ります。
- ③ ひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう、精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。
- ④ ひとり親家庭の経済的自立に向けて、高等職業訓練促進給付金等を活用した資格取得機会の創出等、多様な支援により、早期の自立を目指します。



(3) 市の取り組み（重点）

【基本施策3-2-1 子どもの居場所づくり】

事業名 [担当課]	事業内容
子どもの学習支援事業 「寺子屋」 【社会福祉協議会】	経済的に困窮している世帯のうち、学習習慣が身に付いていない、また、それと同様な状況にあり居場所を必要としている市内の児童・生徒（主に小学4年生～中学3年生まで）を対象にボランティアによる学習支援を実施します。
子どもの学習支援事業 「にこにこ学習塾」 【社会福祉協議会】	生活保護世帯、就学援助費受給世帯等の中学生を対象に、思うように勉強が進まない、塾に通うことが難しいなど、教育の格差や学習の機会の喪失を防ぐことを目的に学習支援を実施します。
※再掲 時間外保育事業 【子育て支援課】	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施します。
※再掲 放課後児童健全育成事業 （学童保育） 【生涯学習課】	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後に保育園や小学校の余裕教室等で適切な遊びや生活の場を与えます。
※再掲 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） 【社会福祉協議会】	乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【基本施策3-2-2 経済的支援】

事業名 [担当課]	事業内容
児童扶養手当 【子育て支援課】	父または母と生計をともししていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。
母子・寡婦福祉 資金貸付事業 【子育て支援課】	母子及び寡婦福祉法に基づき、母子家庭等への生活資金や児童の就学資金の貸付について県事業の受付を行います。
※再掲 就学援助制度 【学校教育課】	経済的な理由により、学用品等の購入や学校行事等の参加に必要な費用の支出が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学援助費を支給します。
医療福祉費支給制度 （マル福） 【保険年金課】	ひとり親家庭の方を対象に、医療保険を使って医療機関を受診したときに、窓口で支払う自己負担金の一部を助成する制度です。
ひとり親家庭高等 職業訓練促進給付金 【子育て支援課】	ひとり親家庭の母または父の就職の際に有利で、生活の安定のための資格取得を促進するため、養成機関での修業期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にします。



施策３ 障害のある子どもへの支援の充実

（１）現状・課題

本市において、障害のある子どもに関しては、「下妻市障害福祉計画」で障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等を、また、「下妻市障害児福祉計画」で障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する方策を定めています。

障害のある子どもの支援にあたっては、障害に対する正しい理解はもちろん、子どもの発達段階や障害の特性に応じた配慮や支援が必要です。保健、医療、保育、教育などの各関係機関と連携しながら、障害児やその家族が地域で安心して生活できるよう、取り組みを進める必要があります。

障害等の早期発見・療育を図るため、乳幼児の健康診査などの取り組みを推進し、乳幼児期を含む早期からの相談体制を構築し、関係機関と連携を図りながら切れ目のない円滑な支援に努めます。また、幼稚園・保育園等での障害児の受け入れ体制の整備に努めるとともに、「下妻市障害福祉計画」「下妻市障害児福祉計画」などの関連計画と整合性を図りながら、事業を推進していきます。

（２）施策の方向

- ① 障害の早期発見・早期療育に向けて乳幼児健診事業を充実し、受診もれのないように実施することを基本に、発達・発育に関する相談事業を実施します。
- ② 障害のある子どもに対して、日常生活での自立支援や集団生活に適應するための支援を行うと共に、子どもの保護者を支援するために、日中一時支援事業等の預かりサービスを実施します。
- ③ 障害のある子どもの円滑な就学のための就学相談事業や、学校生活を支援する体制整備を図ります。
- ④ 障害のある子どもを養育する保護者の経済的負担を軽減するために、手当等を支給します。



（３）市の取り組み（重点）

【基本施策３-３-１ 障害の早期発見・早期療育】

事業名 【担当課】	事業内容
すくすく相談 【健康づくり課】	ことばの遅れや精神発達について問題がある児童幼児や家族に対して、臨床心理士が専門的な相談、助言を行い、適切な療育指導と育児支援を図ります。
小児ことばの教室 【健康づくり課】	サ行や力行などうまく発音ができない、５～６歳になっても言葉が幼い・発音が不明瞭など、ことばに関して心配のある児童や家族に対して特別支援教育相談員（ことばの相談員）が専門的な相談、助言を行い、適切な療育指導と育児支援を図ります。
５歳児キッズ （５歳児健診後の支援教室） 【健康づくり課】	市内在住の全年中児を対象とした、集団生活に入ってからみられる対人関係やことば、多動性など心配のあるお子さんと保護者に対し、就学に向けた必要な相談・支援の５歳児発達相談の相談後の事業として、毎月２回（平日・土曜日）発達支援教室を実施しています。
乳幼児発達相談事業 （ポータージ） 【社会福祉協議会】	ポータージ発達相談として専門の相談員による相談日を設け、発達に遅れや偏りが見受けられる乳幼児の発達相談と不安を抱える保護者を支援します。
※再掲 こども家庭センター 【子育て支援課】	妊娠・出産、乳幼児の子育てに関する相談等に対応する「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と様々な子育てに関する心配事の相談等に対応する「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」が統合し、令和７年度より一体的な支援を行う体制を整備し、相談体制の強化を図ります。 こども家庭センターでは、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を行います。

【基本施策３-３-２ 障害のある子どもの福祉サービス】

事業名 【担当課】	事業内容
※再掲 障害児保育事業 【子育て支援課】	市内の教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）で障害のある子どものニーズに対応して、人員確保等の受入体制を充実します。
障害児相談支援 【福祉課】	障害のある児童の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。
児童発達支援 【福祉課】	日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行います。また、医療型児童発達支援は、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス 【福祉課】	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

事業名 【担当課】	事業内容
保育所等訪問支援 【福祉課】	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅介護 【福祉課】	在宅で生活する障害のある児童に対し、ホームヘルパー等が訪問して、身体介護や家事援助などを行います。
短期入所 【福祉課】	障害のある児童を自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
障害者日中一時支援事業 【福祉課】	障害のある児童を、日中、施設で一時的に預かり、身の回りの世話や援助を行います。
移動支援事業 【福祉課】	屋外での移動が困難な方に対し、外出のための移動の援助を行います。
訪問入浴サービス事業 【福祉課】	入浴に介助を必要とする在宅の方に対し、その居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴の介護及び身体の清拭を行います。
小児慢性特定疾患児 日常生活用具給付事業 【福祉課】	市内に住所を有する小児慢性特定疾患児に対して、日常生活用具を給付します。
重度障害児（者）日常 生活用具費給付事業 【福祉課】	在宅重度障害児・者に対し、訓練用ベッド等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的としています。
補装具費の給付 【福祉課】	身体上の障害を補うため、補装具の購入や修理にかかる費用を給付します。
心身障害者扶養共済制度 【福祉課】	障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。
下妻市心身障害児者 おむつ代助成 【福祉課】	身体障害者手帳または療育手帳の交付を受け、在宅でおむつを使用している方に対しておむつ代の助成を行います。

【基本施策3-3-3 就学支援】

事業名 【担当課】	事業内容
教育支援委員会の事業 【指導課】	教育支援委員会により就学相談・就学支援等を推進します。
特別支援教育相談員 配置事業 【指導課】	特別支援教育相談員が小学校の要望に応じて訪問し、学習や社会的スキルの習得を支援するとともに、必要に応じて、スクールサポートセンターで保護者面談を実施します。
学校生活支援員配置事業 【学校教育課】	特別に支援を要する児童・生徒に対し、学校生活を円滑にできるよう、介助としての学校生活支援員を配置します。



【基本施策3-3-4 経済的支援】

事業名 【担当課】	事業内容
重度心身障害児童福祉手当 【福祉課】	心身に重度の障害のある在宅児童の保護者に対し支給し、障害児童の健全な育成の助長を図ります。
障害児福祉手当 【福祉課】	日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障害児（20 歳未満）に手当を支給します。
特別児童扶養手当 【福祉課】	心身に障害のある 20 歳未満の児童を在宅で養育している方に手当を支給します。
※再掲 心身障害者扶養共済制度 【福祉課】	障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。
特別支援教育就学奨励事業 【学校教育課】	特別支援学級へ就学する児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一定額を援助します。
軽度・中等度難聴児補聴器 購入費支援事業 【福祉課】	身体障害者手帳が非交付となる軽度・中等度難聴児の補聴器の購入等に際し、一部助成を行います。
※再掲 医療福祉費支給制度 （マル福） 【保険年金課】	重度心身障害児の方を対象に、医療保険を使って医療機関を受診したときに、窓口で支払う自己負担金を助成する制度です。



施策4 外国人世帯への支援

(1) 現状・課題

令和6年4月現在、本市の外国人登録者数は2,833人となっており、市内在住の外国人人口が増加している状況です。

近年、外国人の家庭が増えてきていますが、言語の壁や生活習慣の違い等から、子どもが学校生活に適應できないケースも考えられるため、異文化への理解とコミュニケーション力を向上させるための人材育成など必要な支援を講じていくことが必要です。

外国人の子どもを含めて外国人世帯の自立に向けた環境整備や、多言語化による情報提供などにより、外国人世帯への支援の充実を図ります。

(2) 施策の方向

- ① 学校生活や地域社会への適應、日本語の習得、教科の学習などに配慮し、外国人を受け入れる体制を整備します。
- ② さまざまな言語、異なる文化や習慣の外国人が日本の学校や地域で過ごすため、きめ細かな相談支援の充実を図るとともに、多様化、複合化する課題に包括的に対応できるよう、多職種による連携を強化し、必要な支援につなげることができる体制づくりを推進します。

(3) 市の取り組み（重点）

【基本施策3-4-1 外国人の子どもの教育力向上】

事業名 [担当課]	事業内容
日本語指導の実施（県グローバルサポート事業） 【指導課】	市立小中学校に通学している児童・生徒に対して日本語初期指導及び日本語学級を実施し、日本語指導が必要な外国人児童・生徒や、海外から帰国した児童・生徒に対して日本語指導を行うことで、日本語による学習適應力の向上を図ります。
外国人児童生徒支援員の配置 【指導課】	国際教室のサポートや通常学級に在籍している外国人児童生徒の通訳、また保護者への通訳（入学・転入手続き、電話対応等）を行い、支援の充実を図ります。

【基本施策3-4-2 情報提供事業の推進】

事業名 [担当課]	事業内容
行政情報や各種申請書等の多言語化の充実 【関係各課】	資料やホームページ、SNS等で市が発信するさまざまな情報の多言語化、市に提出する各種申請書・届出書及びその記入ガイドンスの多言語化を図ることにより、日本語がわからない外国人が、行政情報の入手や手続きなど市とのコミュニケーションを円滑に行えるようにします。
多言語通訳サービスの拡充 【関係各課】	翻訳機の使用、通訳者の手配により、日本語が不自由な外国人市民と日本人のコミュニケーションを支援します。

施策5 貧困等、困難な状況にある子どもの支援

(1) 現状・課題

近年、ヤングケアラーや子どもの貧困、いじめ等の問題に対する予防や早期発見・対応が課題となっており、社会全体の意識啓発や関係機関の連携による継続的な支援体制の充実が求められています。

ヤングケアラーの問題は、本人やその家族が自覚していないことが多く、顕在化しづらい点を考慮する必要があります。そのため、関係機関が連携してヤングケアラーを早期に把握し、子どもや家族の思いに寄り添いながら適切な支援につなげることが必要です。

また、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進として、子どもが適切な養育・教育・医療等を受けられることはもちろん、多様な体験の機会を得られるよう努めることも重要です。さらに、子どもの権利が侵害されず、社会から孤立しないために、関係機関が連携して、子どもの貧困の解消に向けた対策を強化することが求められています。

子どもの現状と将来がその生まれた環境によって左右されることなく、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、教育の機会均等が保障されるよう、子どもの貧困の解消に向けた対策を推進します。加えて、様々な困難を抱える家庭に対応できる相談体制の充実や施策に関する情報提供の推進を図り、支援を必要とする人が適切に支援が受けられるよう努めます。

(2) 施策の方向

- ① ヤングケアラーや貧困、いじめ、不登校等、困難に直面する子どもへの支援として、安心して相談できる体制の充実を図り、関係機関と連携して早期対応に努めます。
- ② こどもの貧困の解消に向けた対策の推進として、生活困窮家庭への支援を強化するとともに、関係機関や地域と連携して包括的な支援ネットワークを構築します。
- ③ 生活の安定と児童の健全な育成を図るため、学習支援や生活習慣の改善、居場所の提供等とともに、家庭の自立を目的とした各種手当の支給等、経済的支援に取り組みます。



(3) 市の取り組み（重点）

【基本施策3-5-1 困難な状況におかれている子どもへの支援】

事業名 【担当課】	事業内容
セーフティネットとなる居場所づくりの推進 【子育て支援課】	共働き家庭が増えている現代の日本では、放課後や休日に一人で過ごす子どもが増加していることから、子どもが一人でも安心して過ごし、無料または低額で利用できる地域の居場所の確保を推進します。
ヤングケアラーの早期発見及び啓発活動 【子育て支援課】	ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、福祉、介護、医療、教育などの関係機関が連携し、専門職やボランティアなどへのヤングケアラーに関する研修の機会の提供により理解を深め、連携を取りながら早期発見や普及啓発に努めます。
ヤングケアラーの支援と情報提供 【子育て支援課】	支援が必要なヤングケアラーが適切な支援を受けられるように各担当機関に調整を行います。また、見守り・事後支援としてのフォローアップも充実します。
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進 【子育て支援課（子ども家庭センター）】	こどもの貧困解消に向け、相談支援や情報提供を行い、保護者の孤立を防ぐとともに、経済的問題だけでなく心理的・社会的課題にも対応し家庭全体の生活安定を図ります。
スクールサポートセンターの運営 【指導課】	スクールサポートセンターにて、学校に行きづらい、学校の友人とうまく関われないといった児童・生徒に対して様々な活動に取り組みながら、児童・生徒の支援に努めます。また、児童・生徒の学校生活に関する悩みや保護者の児童・生徒に関する不安や悩み等の相談を受けます。
※再掲 スクールソーシャルワーカーの配置 (県事業) 【指導課】	福祉部門等との連携を考慮し、下妻市訪問型家庭教育支援チームにてスクールソーシャルワーカーを配置しています。 ※スクールソーシャルワーカー（SSW）：いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行います。
※再掲 スクールカウンセラーの配置（県事業） 【指導課】	児童生徒の臨床心理に関して専門的知識及び経験を有する者を配置し、養護教諭等と連携して学校における教育相談機能の充実を図ります。
※再掲 こども家庭センター 【子育て支援課】	妊娠・出産、乳幼児の子育てに関する相談等に対応する「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と様々な子育てに関する心配事の相談等に対応する「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」が統合し、令和7年度より一体的な支援を行う体制を整備し、相談体制の強化を図ります。 こども家庭センターでは、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を行います。
※再掲 子どもの学習支援事業「寺子屋」 【社会福祉協議会】	経済的に困窮している世帯のうち、学習習慣が身に付いていない、また、それと同様な状況にあり居場所を必要としている市内の児童・生徒（主に小学4年生～中学3年生まで）を対象にボランティアによる学習支援を実施します。
※再掲 子どもの学習支援事業「にこにこ学習塾」 【社会福祉協議会】	生活保護世帯、就学援助費受給世帯等の中学生を対象に、思うように勉強が進まない、塾に通うことが難しいなど、教育の格差や学習の機会の喪失を防ぐことを目的に学習支援を実施します。



【基本施策3-5-2 経済的支援】

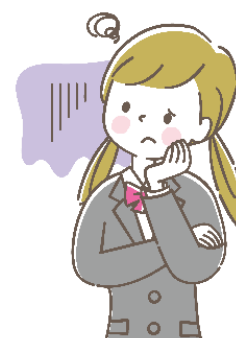
事業名 [担当課]	事業内容
※再掲 就学援助制度 【学校教育課】	経済的な理由により、学用品等の購入や学校行事等の参加に必要な費用の支出が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学援助費を支給します。
※再掲 保育料軽減事業 【子育て支援課】	市の財政負担により、国が定める保育料の基準額から軽減した市の基準額を定め、子育て世帯の経済的負担の軽減及び児童の福祉の向上を図ります。
※再掲 補足給付事業 【子育て支援課】	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

コラム

ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

また、ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくいといわれます。ヤングケアラーの社会的認知度の向上を図るほか、現状の把握、そして適切な支援につなぐための相談体制の構築を進めていきます。



施策6 子どもの権利を守るための活動

(1) 現状・課題

近年、子どもの権利条約の意義が広まり、学校や家庭、行政での取り組みが進展しています。特に、子どもが自分の意見を表明する権利や、虐待防止などへの社会的関心が高まっていますが、学校や家庭、地域社会において、その声が十分に反映されていないケースが見受けられます。このため、子どもの意見を適切に尊重する仕組みや教育が必要とされています。

本市では、地域の関係機関との連携を強化し、子どもの権利を包括的に守るためのネットワーク構築や子どもが利用する施設の整備、安心して相談できる窓口体制の確立に努めています。

また、「子どもの権利条約」や「こども基本法」の趣旨や内容について、普及啓発に取り組むことで、子どもが自ら権利を学び、権利を活かせる方法を身につけられるよう、子どもの権利に関する理解促進を図ります。

(2) 施策の方向

- ① 地域の関係機関との連携を強化し、子どもの権利を守るためのネットワークの強化を図ります。
- ② 子どもたち自身が自らの持つ権利について知り、権利を活かすことができるように環境を整備します。
- ③ 「子どもの権利条約」についての理解を深め、子どもの権利を活かせる環境づくりを目指して、市民への普及啓発に努めます。

(3) 市の取り組み（重点）

【基本施策3-6-1 子どもの権利を守る仕組みの強化と体制の充実】

事業名 [担当課]	事業内容
「児童の権利に関する条約」の啓発・普及 【子育て支援課】	子どもの権利の尊重・擁護の環境をつくるため、児童の権利に関連する条約について、市民、特に子どもたちとその保護者及び児童関連事業従事者等に、リーフレット・広報紙等により周知を図ります。
関係機関との連携・協力体制の推進 【子育て支援課】	地域の関係機関（教育機関、医療機関、福祉団体、警察、児童相談所など）との連携を強化し、子どもの権利を包括的に守るためのネットワークを構築します。
子どもが利用する施設や日常過ごす場で子どもの権利を守る体制の整備 【子育て支援課】	子どもが利用する施設において、子どもの権利に関する資料を設置し、子どもたちが自分の権利を理解し、活かすことができる環境を整備します。また、子どもたちが不当な扱いや権利侵害を感じた際に、安心して相談できる窓口や体制を設け、迅速に問題を解決できる仕組みを整備します。



子どもの権利条約

子どもの権利条約は、子どもが生まれながらにもつ権利を国際的に保証するための重要な条約です。1989年の国連総会にて採択され、1990年に発効。日本は、1994年に批准し、子どもの最善の利益を尊重しながら、教育・福祉・保護の分野でさまざまな取り組みを進めています。

子どもの権利条約は、子どもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にし、子どもが大人と同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。

子どもの権利に関する条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。この原則は、「子ども基本法」にも取り入れられています。

1

生きる権利



- ・住む場所や食べ物があること
- ・病気やケガをしたら治療を受けられること
- ・健康に生まれ、防げる病気などから命が守られること

2

育つ権利



- ・教育を受け、休んだり遊んだりできること
- ・もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
- ・自分の名前や国籍を持ち、親や家族と一緒に生活できること

子どもの権利条約 【4つの柱】

3

守られる権利



- ・紛争や戦争に巻き込まれず、難民になったら保護されること
- ・あらゆる種類の暴力や搾取、有害な労働などから守られること
- ・障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られること

4

参加する権利



- ・プライバシーや名誉がきちんと守られること
- ・自由に意見を表したり、団体を作ったり、自由な活動を行えること
- ・成長に必要な情報が提供され、子どもにとってよくない情報から守られること

基本目標 4 安心安全な住みよい地域づくり

基本目標	施策の方向性	基本施策
4 安心安全な住みよい地域づくり	1. 交通事故や犯罪のないまちづくり	1. 犯罪の危険から子どもを守る事業の推進 2. 事故や災害から子どもを守る事業の推進
	2. 子どもの遊び場・公園等の充実	1. 地域の身近な遊び場・公園の充実 2. 子連れで外出しやすいまちづくり



施策1 交通事故や犯罪のないまちづくり

(1) 現状・課題

小さな子どもがいても安心して外出できる環境は、子育ての負担感を減らし、社会とのつながりを保つことにつながります。近年、全国で甚大な被害をもたらす自然災害や子どもが巻き込まれる交通事故、犯罪被害等が発生しており、安全に対する関心が高まり、子どもたちを守るための対策強化が求められています。

本市では、交通安全対策として、交通安全教室の開催をはじめ、交通安全下敷・反射財付き黄色傘や反射タスキによる交通安全用具の支給など、子どもを守る様々な事業を展開しています。また、防災対策として、教育・保育施設等や学校にて防災・減災能力の育成を図るための防災教育、災害時における的確な対応を身に付ける防災訓練を実施しています。

今後も計画的な整備と併せ、地域における子育て家庭への理解・協力の促進や地域全体で見守る体制づくり、安全意識の向上と実践支援など、様々な取組の充実を図っていく必要があります。

(2) 施策の方向

- ① 児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、防犯サポーターによる防犯パトロール活動や「子どもを守る110番の家」事業を実施すると共に、安全に関する情報収集及び情報発信等を、適宜、実施できるように取り組みます。
- ② 教育・保育施設及び学校における危機管理マニュアルについて関係者への周知・普及を図ります。
- ③ 通学路の点検・整備等交通安全環境の整備と共に、教育・保育施設や学校等での児童生徒への交通安全教育を推進し、交通安全に対する意識を醸成します。また、災害時に対応できるように防災訓練等を実施します。



(3) 市の取り組み（重点）

【基本施策4-1-1 犯罪の危険から子どもを守る事業の推進】

事業名 [担当課]	事業内容
子どもを守る110番の家 【指導課】	通学路等に小・中学生の緊急避難場所を設置すると共に、その周知と活用を図ります。
見守りボランティア 【指導課】	見守りボランティアによる防犯パトロール活動を行い、児童・生徒の登下校時の安全を確保します。
防犯灯等の整備 【消防防災課】	夜間における犯罪の防止を図り、児童生徒の安全を確保します。
危機管理マニュアルの 見直し 【子育て支援課・ 学校教育課】	教育・保育施設や学校、福祉施設等における危機管理マニュアルの見直しを適宜実施し、社会動向に対応できるようにします。

【基本施策4-1-2 事故や災害から子どもを守る事業の推進】

事業名 [担当課]	事業内容
通学路交通安全施設の整備 【消防防災課】	カーブミラー等の交通安全施設の整備を推進します。
児童生徒への交通安全 用具の支給 【消防防災課】	小学1年生への交通安全下敷・反射材付き黄色傘、中学生への反射タスキ等の支給により交通安全を確保します。
交通安全教育の実施 【消防防災課】	保育所・幼稚園、小・中学校、高校等における交通安全教室の開催、教育活動全体を通じた交通安全教育を実施します。
交通安全子供自転車大会 【消防防災課】	正しい自転車の乗り方と交通ルールを身につけ将来交通事故を起こさないドライバーを育てることを目的とし、小学生を対象に自転車安全運転大会を実施します。
交通安全母の会の 活動推進 【消防防災課】	各小学校区に組織され、交通安全思想の普及と交通道德の高揚により、交通事故のない地域づくりに寄与するため活動を行います。
子どもの防災訓練・ 防災教育 【指導課】	災害時の児童生徒の避難場所や避難方法等の指導・教育を推進します。
幼年消防クラブ 【消防防災課】	幼稚園児による消防クラブを支援し、防災意識の向上を図ります。
子どもの事故防止 啓発活動 【健康づくり課】	誤飲や転倒、風呂場や階段などの危険から子どもを守る知識・指導及び救急処置の方法等について、健康教育やパンフレットの配布などを行います。



施策2 子どもの遊び場・公園等の充実

（１）現状・課題

妊産婦や乳幼児、子ども連れの人をはじめ障害のある人や高齢者等が気軽に外出し、安心して過ごせる公園や遊び場のある地域は、誰にとっても住みやすい地域です。

本市においては、地域の安全な遊び場・公園の整備及び遊具点検を行うなど、安全性を保持し、子どもの成長を支える安心な活動の場づくりを推進してきました。

子どもがいつでも自由にのびのびと遊べるような遊び場の整備や、保育園の園庭開放などの施策を通じて、子どもの成長を支える安全・安心な遊び場の確保に努めます。

（２）施策の方向

- ① 身近な地域に、いつでも気軽に出かけて行き、安全に安心して親子が過ごせる遊び場や公園などを充実させ、快適な生活環境となるように、住みよいまちづくりを推進します。
- ② 児童遊具等の十分な安全性の確保と、公園や緑地の整備など、環境整備に努めます。

（３）市の取り組み（重点）

【基本施策4-2-1 地域の身近な遊び場・公園の充実】

事業名 【担当課】	事業内容
子どもの遊び場に対する助成事業 【子育て支援課】	地域団体が行う遊び場の設置に要する経費（遊具、砂場等）の一部を補助します。また、遊具の老朽化による費用の増加、維持管理が困難となった場合には、撤去費の補助を行い、安全面にも考慮します。
児童遊園の遊具等の保守点検事業 【子育て支援課】	児童遊園の遊具等の点検作業を行い適正な管理を実施します。
都市公園の遊具等の保守点検事業 【都市整備課】	都市公園の遊具等の点検作業を行い適正な管理を実施します。
幼稚園・保育園等での園庭開放 【子育て支援課】	地域での仲間づくり・遊びのひろばとして、未就園の子どもと保護者を対象に、幼稚園・保育園等で園庭開放を実施しています。また、子育てについての悩み、不安も保育士等が相談を受けます。



【基本施策4-2-2 子連れで外出しやすいまちづくり】

事業名 【担当課】	事業内容
ゆとりのある歩道の整備 【建設課】	ベビーカー等でも安心して外出できる歩道空間、段差解消などの事業を推進します。
親子等の交流の場の創出 【都市整備課】	市の一部有料公園施設を無料開放し、未就学児を持つ親子等の交流の場を提供します。



第5章 重点事業の見込量と確保方策 **（下妻市子ども・子育て支援事業計画）**

第1節 子ども・子育て支援制度の改正内容について

第2節 教育・保育の提供区域の設定

第3節 教育・保育の見込量と確保方策

第4節 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策



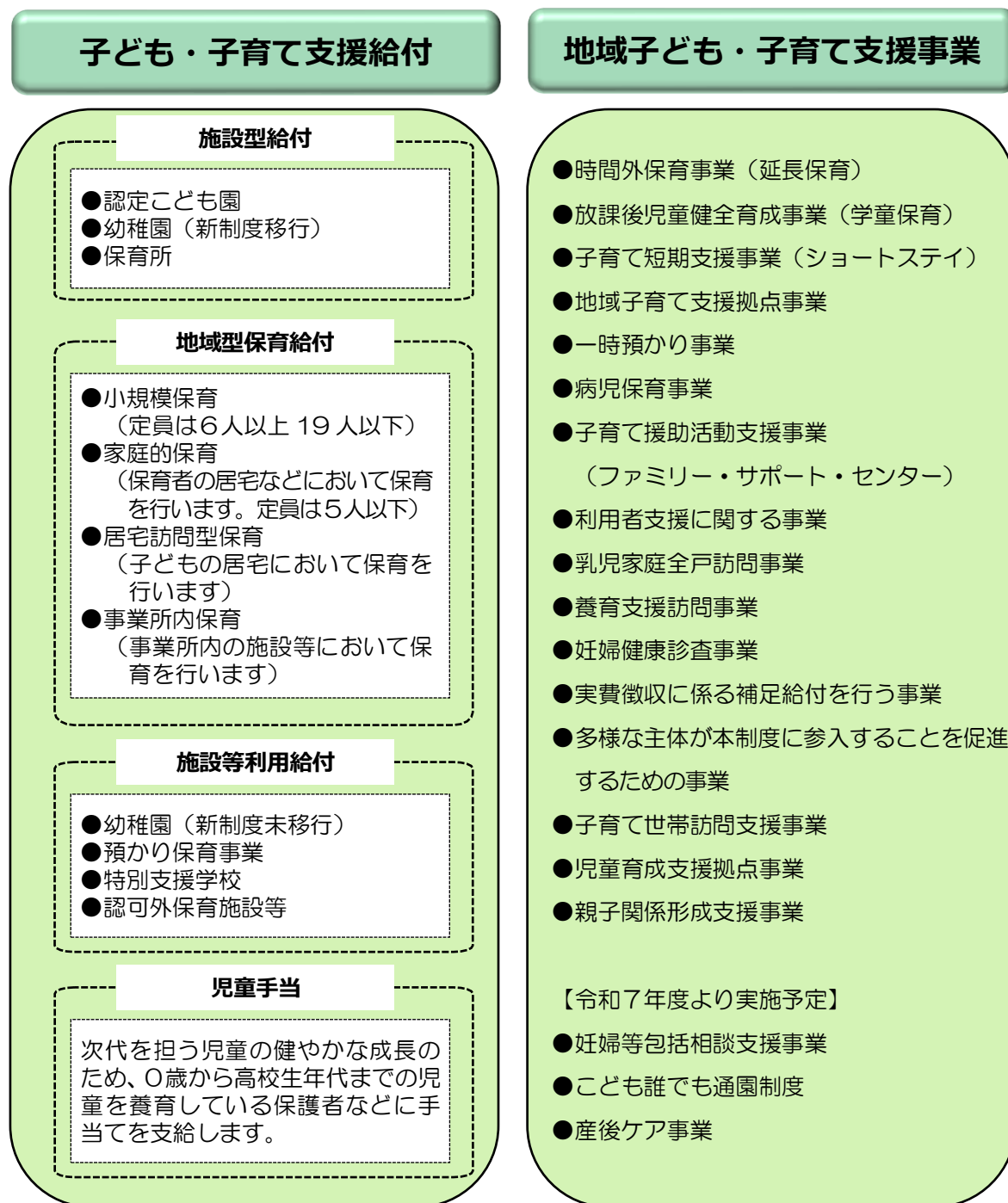


第5章 重点事業の見込量と確保方策

第1節 子ども・子育て支援制度の改正内容について

子ども・子育て支援新制度では、以下のこども・子育てに係るサービス・事業を提供することとしています。

図表 制度における給付・事業の全体像



1. 子ども・子育て支援給付

①「子どものための教育・保育給付」

「子どものための教育・保育給付」には、施設型給付と地域型保育給付の2つがあり、それぞれ次の基準が設定されています。なお、給付は保護者への直接的な給付ではなく、事業主体が代理で給付を受け、サービスを提供する仕組みとなっています。（法定代理受領制度）

◆施設型給付

対象事業は、「幼稚園」「認可保育所」「認定こども園」等の教育・保育施設で、市町村が事業者に対して給付費を支給することになります。

◆地域型保育給付

定員が19人以下の保育事業について、下妻市による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。対象事業は、「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「小規模保育事業」「居宅訪問型保育事業」の4種類があります。

②「子育てのための施設等利用給付」

「幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ未移行）」「認可外保育施設」「預かり保育」等の利用に係る支援を行います。

2. その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

①「地域子ども・子育て支援事業」

「地域子ども・子育て支援事業」は、下妻市が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法において19事業が定められており、その19事業は交付金の対象となります。

地域子ども・子育て支援事業	
①利用者支援 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健診 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業 ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児・病後児保育事業 ⑪放課後児童クラブ	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ⑭子育て世帯訪問支援事業 ⑮児童育成支援拠点事業 ⑯親子関係形成支援事業 【令和7年度4月より実施予定】 ⑰妊婦等包括相談支援事業 ⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ⑲産後ケア事業

第2節 教育・保育の提供区域の設定

1. 提供区域設定の趣旨

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、区市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等も考慮することから、下妻市では区全域をひとつの教育・保育提供区域と設定します。

2. 提供区域の設定

①教育・保育施設及び地域型保育事業

教育・保育については、市内施設の配置状況等を勘案して、市全域を一つの提供区域とします。

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、教育・保育施設等に準じて一つの提供区域としますが、事業の性格や特徴から、市内での配置バランス等を勘案して、適宜、柔軟に検討します。



第3節 教育・保育の見込量と確保方策

1. 教育・保育の見込量

令和7年度から11年度の教育・保育の見込量については、実績を勘案して次の表の通りとします。

令和7年度の見込量について、3号認定では、0歳が68人、1歳が140人、2歳が158人で、3号認定の合計では366人です。

2号認定では、3歳が144人、4・5歳で337人、2号認定の合計では481人です。

1号認定では、3歳が78人、4・5歳で182人、1号認定の合計では260人です。

全体では、令和7年度の見込量合計は1,107人ですが、令和11年度では1,019人で、幾分減少する見込です。

(人)

区分		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定	0歳	68	68	68	67	66
	1歳	140	138	137	136	136
	2歳	158	171	169	167	166
3号認定小計		366	377	374	370	368
2号認定	3歳	144	133	130	125	127
	4・5歳	337	311	304	291	296
2号認定小計		481	444	434	416	423
1号認定	3歳	78	72	70	67	68
	4・5歳	182	168	164	158	160
1号認定小計		260	240	234	225	228
合計		1,107	1,061	1,042	1,011	1,019



2. 教育・保育の確保方策

令和7年度から11年度の教育・保育の確保方策については、実績及び見込量を勘案して次の表の通りとします。

計画期間内における量の見込みに対応する保育定員はすでに確保されています。今後も、社会情勢の変化や地域の状況等を注視し、量の見込みを変更するような場合は、適切な定員数を確保していきます。

(人)

区分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定	0歳	特定教育・保育施設	63	63	63	63	63
		小規模保育	6	6	6	6	6
		0歳小計	69	69	69	69	69
	1歳	特定教育・保育施設	132	132	132	132	132
		小規模保育	8	8	8	8	8
		1歳小計	140	140	140	140	140
	2歳	特定教育・保育施設	162	162	162	162	162
		小規模保育	9	9	9	9	9
		2歳小計	171	171	171	171	171
3号認定合計			380	380	380	380	380
見込量との差異			14	3	6	10	12
2号認定	3歳	特定教育・保育施設	176	176	176	176	176
	4・5歳	特定教育・保育施設	351	351	351	351	351
2号認定合計			527	527	527	527	527
見込量との差異			46	83	93	111	104
1号認定	3歳	特定教育・保育施設	79	79	79	79	79
	4・5歳	特定教育・保育施設	196	196	196	196	196
1号認定合計			275	275	275	275	275
見込量との差異			15	35	41	50	47
合計			1,182	1,182	1,182	1,182	1,182

※広域利用を含む



第4節 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

(1) 時間外保育事業（延長保育）

時間外保育事業は、通常の保育所開所時間の延長等の保育ニーズに対応するための事業です。

【見込み量と確保方策】

就労形態の多様化等に伴い、保育時間を延長して子どもを預けられる環境が必要とされています。今後も継続して事業を展開し、需要に対応した、安心して子育てができる環境を提供していきます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,322	1,279	1,257	1,225	1,233
②確保方策	1,350	1,300	1,300	1,250	1,250
か所	6	6	6	6	6
差異②-①	28	21	43	25	17



(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

学童保育は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、学校の余裕教室や保育所等で放課後に適切な遊びや生活の場を与えて健全育成を図る事業です。

【見込み量と確保方策】

放課後児童対策パッケージを踏まえ、学校施設の積極的な活用についての対応を検討します。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	572	570	565	520	481
低学年	369	383	349	348	321
高学年	203	187	216	172	160
②確保方策	577	577	577	577	577
放課後児童 クラブ (クラス)	18	18	18	18	18
放課後 子供教室 (ヶ所)	0	0	0	0	0
差異②-①	5	7	12	57	96

放課後児童対策パッケージ

新・放課後子ども総合プランが令和5年度末で終了することからその理念や掲げた目標等を踏まえつつ、放課後児童対策を一層強化し、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るため、予算・運用等の両面を盛り込んだ総合的な「放課後児童対策パッケージ」を推進していくこととなりました。



(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）【家庭支援事業】

子育て短期支援事業は、児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由や仕事の事由等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に児童福祉施設において、一定期間（通常は7日間以内）、養育をします。

【見込み量と確保方策】

現在の体制を維持することにより、必要量の確保を図ります。

（人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	31	31	31	31	31
②確保方策	31	31	31	31	31
差異②-①	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【見込み量と確保方策】

利用者のニーズに沿った地域子育て支援拠点を確保し、妊娠期の方、乳幼児とその保護者が孤立することなく子育てをできる環境を整備していきます。

今後も引き続き、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場として周知を図りつつ、運営の質的向上を図っていきます。

（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	11,356	11,356	11,356	11,356	11,356
②確保方策	11,356	11,356	11,356	11,356	11,356
か所	3	3	3	3	3
差異②-①	0	0	0	0	0



(5) 一時預かり事業【家庭支援事業】

一時預かり事業は、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所や地域子育て支援センター等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。また、幼稚園においては預かり保育として実施しています。

【見込み量と確保方策】

過去の実績や幼児教育無償化の影響を考慮し、幼稚園型2か所、幼稚園型以外4か所の体制により、必要量の確保を図ります。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9,986	9,986	9,986	9,986	9,986
幼稚園型	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790
幼稚園型以外	196	196	196	196	196
②確保方策	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
幼稚園型	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800
幼稚園型以外	200	200	200	200	200
差異②-①	14	14	14	14	14

(6) 病児保育事業

病児保育事業は、乳幼児等が病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースで看護師等が保育する事業です。

【見込み量と確保方策】

現在の体制を維持することにより、必要量の確保を図ります。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	49	49	49	49	49
②確保方策	49	49	49	49	49
か所	1	1	1	1	1
差異②-①	0	0	0	0	0



(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

ファミリー・サポート・センターは、乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、児童の預かりの援助を受ける利用会員と援助を行う協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業で、保育所への子どもの送迎、保護者が行事・冠婚葬祭・買い物などの外出や病気・急用の際の子どもの預かりなどに対応しています。

【見込み量と確保方策】

現在の体制を維持することにより、必要量の確保を図ります。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	642	642	642	642	642
②確保方策	642	642	642	642	642
差異②-①	0	0	0	0	0

(8) 利用者支援に関する事業

子ども又はその保護者の身近な場所で地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うと共に、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

下妻市の利用者支援に関する事業には、「特定型」と「こども家庭センター型」の2種類があります。「特定型」は、子育てに関する相談対応や情報提供を主な役割とし、保護者が必要な支援を適切に受けられるよう、利用可能なサービスへの橋渡しを行います。一方、「こども家庭センター型」は、特定型の機能に加え、要支援家庭への積極的な支援や関係機関との連携強化を担い、包括的な相談支援を提供する体制を整えています。

【見込み量と確保方策】

現在の体制を維持することにより、必要量の確保を図ります。

(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保方策	2	2	2	2	2
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
差異②-①	0	0	0	0	0



(9) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児相談などに対応し、支援が必要な家庭に対するサービスの検討や関係機関との連絡調整などを行う事業です。

【見込み量と確保方策】

現在の体制を維持することにより、必要量の確保を図ります。

(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	97	96	95	95	94
②確保方策	97	96	95	95	94
差異②-①	0	0	0	0	0

(10) 養育支援訪問事業【家庭支援事業】

養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された、特に養育のための支援が必要とされる家庭を訪問し、養育指導・助言、相談等を行う事業です。

【見込み量と確保方策】

乳児家庭全戸訪問事業等により支援を必要とする家庭を把握し、必要とされる支援の内容により保健師等の専門職員が訪問を行い、利用希望に対応します。

(11) 妊婦健康診査事業

妊娠中に最大で14回、茨城県内の医療機関及び助産所で健康診査にかかる費用の一部助成を受けることができる母子保健法による事業です。

【見込み量と確保方策】

近年の本市の出生数からみて、訪問人数は令和7年度で2,826回（延べ回数）を見込みます。健診もれがないように実施機関体制の維持を図ります。

(人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,826	2,789	2,753	2,717	2,682
②確保方策	2,826	2,789	2,753	2,717	2,682
差異②-①	0	0	0	0	0



(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【見込み量と確保方策】

教育・保育等利用者への支援事業の実施や教育・保育の支給認定を行う際に、利用者のニーズを適切に把握できるように図ります。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するために、事業経験のある保育士ＯＢ等を活用して、新規参入事業者に対して支援を行う事業です。

【見込み量と確保方策】

当面、本市においては、既存の教育・保育施設等福祉資源の活用を図る方向で子ども・子育て支援事業を推進します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業【家庭支援事業】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

【見込み量と確保方策】

支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討および要綱改正を進め、利用しやすい環境づくり、広報の充実、利用満足度の維持向上に努めていきます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	14	14	14	14	14
②確保方策	14	14	14	14	14
差異②-①	0	0	0	0	0



（15）児童育成支援拠点事業【家庭支援事業】

養育環境等に課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート等を行うことに加え、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。

【見込み量と確保方策】

支援拠点を開設し、個別ニーズに応じた包括的な支援を提供します。

（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
差異②-①	0	0	0	0	0

（16）親子関係形成支援事業【家庭支援事業】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するなど、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

【見込み量と確保方策】

児童の心身の発達の状況に応じたペアレント・トレーニングに取り組み、親子間における適切な関係性の構築を図ります。また、今後職員の研修受講により、相談対応等のスキルアップに努めます。

（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
差異②-①	0	0	0	0	0



(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を行う事業です。

【見込み量と確保方策】

妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数 236件	妊娠届出数 236件	妊娠届出数 236件	妊娠届出数 236件	妊娠届出数 236件
	1組当たり面談回数 3回	1組当たり面談回数 3回	1組当たり面談回数 3回	1組当たり面談回数 3回	1組当たり面談回数 3回
	面談実施合計回数 708回	面談実施合計回数 708回	面談実施合計回数 708回	面談実施合計回数 708回	面談実施合計回数 708回
②確保方策	708回	708回	708回	708回	708回
差異②-①	0回	0回	0回	0回	0回

(18) こども誰でも通園制度

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

【見込み量と確保方策】

法律に基づく新たな給付制度として位置付けられる令和8年度から実施予定です。実施可能な場所を選定し、事業を実施します。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		432	432	432	420
②確保方策		432	432	432	420
差異②-①		0	0	0	0



(19) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うことを目的とした事業です。

【見込み量と確保方策】

妊娠期から出産・子育て期にかけて切れ目のないサポートを行うことで、健やかな子育てを推進するとともに、児童虐待の予防に寄与します。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	115	115	115	115	115
②確保方策	115	115	115	115	115
差異②-①	0	0	0	0	0





第6章 計画の推進

第1節 計画の進捗管理





第6章 計画の推進

第1節 計画の進捗管理

1. 推進組織

この計画は、事業の担当課が関係団体や関係機関と連携して、市民協働により推進しますが、進捗管理は「下妻市子ども・子育て会議」が行います。

2. 事業の進捗管理

この計画の進捗管理は、次の方針により行います。

①PDCAサイクルの実施

この計画の事業の進捗管理は、PDCAサイクルの実施を基本方針とし、年1回程度定期的に事業進捗状況を点検・評価し、必要な場合は適宜、目標等の見直しを行い、事業の進捗を図ります。

※PDCAサイクル：P＝プラン（この計画の具体的な事業方針等）

D＝ドゥ（実行）

C＝チェック（点検・評価）

A＝アクション（見直し）

このサイクルは、個々の事業ごとにP→D→C→Aと回り、再度、見直し後のPにもどり、事業方針の改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

②事業評価

PDCAサイクルの実施にあたって必要な事業及び計画の評価は、次項の評価方針にしたがって実施します。評価に必要な点検資料は事務局が整備します。

3. 施策の点検・公表

①事業評価の公表

毎年1回、事業の進捗状況についての点検・評価結果を市民に公表します。

②公表の方法

公表は市のホームページ等により行います。



第1節 下妻市子ども・子育て会議条例

平成25年12月25日

条 例 第30号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、下妻市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、市長の諮問に応じ、意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、市長の諮問に応じ、意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関し、市長の諮問に応じ、意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し必要な事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、20人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代



理する。

（会議）

第7条 子ども・子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

（部会）

第8条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって子ども・子育て会議の決議とすることができる。

（庶務）

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2節 下妻市子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	所属等	氏名	備考
子どもの保護者	みらい子育てネット下妻	中 西 祥 子	委嘱
	きぬ保育園保護者会	中 山 美 由 紀	委嘱
	上妻幼稚園PTA	小 林 成 美	委嘱
	PTA連絡協議会	梁 嶋 尚 文	委嘱
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	きぬ保育園	松 崎 み ど り	委嘱
	下妻小友幼稚園	浅 野 房 雄	委嘱
	やはた学童クラブ	山 内 清 視	委嘱
	社会福祉協議会	近 藤 由 紀 子	委嘱
子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	大形小学校	中 嶋 好 一	委嘱
	母子保健推進員	中 山 ま さ 江	委嘱
	市議会議員	端 茂 樹	委嘱
	主任児童委員	蒔 田 由 美 子	委嘱
	青少年を育てる下妻市民の会	塚 越 恵 基	委嘱
関係行政機関の職員	筑西児童相談所	藤 枝 洋 明	委嘱
その他市長が必要と認める者	子ども・子育て会議委員 (H26年度～R5年度会長)	内 山 州 彦	委嘱
	保健福祉部長	増 子 朋 哉	任命
	教育部長	横 瀬 哲 彦	任命
計 17 名			

(敬称略)



第3節 諮問

子 支 諮 問 第 1 号

令和6年12月23日

下妻市子ども・子育て会議
会 長 内 山 州 彦 様

下妻市長 菊 池 博

第3期下妻市きらきら子ども・子育て応援プランの策定について（諮問）

下妻市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第30号）第2条の規定に基づき、次の事項について貴会議のご意見を賜りたく諮問いたします。

記

（諮問内容）

本市では、子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、「第2期下妻市きらきら子ども・子育て応援プラン」を策定し、各種事業を実施してまいりました。

この第2期計画については、令和6年度末をもって計画期間が終了することから、本市の現状と課題を再度、分析・整理するため、市民からの子育て支援に関するニーズ調査の結果を基に、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とした次期計画を策定する必要があります。

つきましては、「第3期下妻市きらきら子ども・子育て応援プラン」を策定するにあたり、豊富な経験と専門的知見により様々な観点から、ご審議いただきますようお願いいたします。



第4節 答申

令和6年12月27日

下妻市長 菊池 博 殿

下妻市子ども・子育て会議
会長 内 山 州 彦

第3期下妻市きらきら子ども・子育て応援プランの策定について（答申）

令和6年12月23日付子支諮問第1号で諮問のあったことについて、子育てを取り巻く環境は目まぐるしく変化してきており、児童人口の減少や核家族化の進行を背景に子どもたちの育成環境への影響も懸念されていることから、子育てを社会全体で支援することが必要であるという認識のもと、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

児童人口の減少と多様化する幼児教育・保育ニーズ、子育て環境の変化に伴い、様々な支援が求められています。基本理念として掲げる「みんなで育む子どもの未来 笑顔あふれる子育てのまち しもつま」の実現に向けて、計画の着実な推進をお願いします。

なお、計画の推進にあたっては、国が少子化傾向を反転させるため政策として打ち出した「次元の異なる少子化対策」や「こども誰でも通園制度」などの動向、さらには社会情勢等の変化が子育て世代に与える影響についても注視し、子どもの最善の利益を尊重することが重要です。また、保護者の視点に立った上で、その時々に対応ができる提供体制を整備するとともに、家庭における負担や不安の解消、児童相談体制の充実等を図り、安心して子育てできる環境を整備するよう努めていただくようお願いします。



